

【資料編】

資料編 目次

(1) クリアすべき法的規制の把握リスト

既存不適格調書	p 資 1-1
大津市建築基準条例	p 資 1-10
旅館業法	p 資 1-22
旅館業法施行令	p 資 1-25
旅館業における衛生等管理要領	p 資 1-27
大津市旅館業法施行条例	p 資 1-52
大津市旅館業指導要綱	p 資 1-56
大津市特定旅館建築規制条例	p 資 1-62
旅館業営業の計画から営業開始までの流れ	p 資 1-64
旅館業営業の手引き（平成24年4月）	p 資 1-65
旅館業許可審査基準整理票	p 資 1-74
飲食店営業	p 資 1-76
食品営業許可を受けるには？	p 資 1-77
食品衛生法営業の許可審査基準整理票	p 資 1-87

既存不適格調書

平成 年 月 日

建築主事 様

建築主 住所
氏名

印

既存建築物について、適切に建築されていることを調査したので報告します。

1. 既存建築物 注)1	確認済証の交付	<input type="checkbox"/> あり (年 月 日 第 号)
		<input type="checkbox"/> なし (工事年時 年 月 建築)
	中間検査合格証の交付	<input type="checkbox"/> 対象外 <input type="checkbox"/> あり (年 月 日) <input type="checkbox"/> なし
	検査済証の交付	<input type="checkbox"/> あり (年 月 日) <input type="checkbox"/> なし
2. 建築場所		
3. 既存建築物 を調査した者 注)2	①資格	()級建築士 ()登録 第 号
	②氏名	印
	③建築士 事務所名	()級建築士事務所 ()知事登録 第 号
	④所在地	
	⑤電話番号	

状況報告事項

備考欄

審査機関記入欄

注意: 既存不適格調書は既存建築物が基準時の建築基準関係規定に適合していることを示すものです。増築工事等にあたり法第86条の7による緩和の適用を受ける場合は、政令で定める緩和の条件を満たしていることを示す図書が別に必要になります。(参考:「木造住宅等の増改築における建築確認申請の手引き」一般社団法人木を活かす建築推進協議会)

* 本調書を構成する図書は現況の調査書(様式B)、様式B別紙に定める図書および平成21年9月1日付国住指第2153号に定める図書とします。

* 増築等に伴う既存不適格建築物が複数ある場合は、棟ごとに記載して下さい。

注)1: 1欄については増築等を行う建築物の直近の確認申請について記入ください。別棟増築等の場合は直近の確認申請の必要な工事について記載してください。

注)2: 3欄については調査者が複数である場合は代表となる調査者を記入してください。

注)3: 状況報告事項は、(1)既存不適格建築物の規模(棟用途、構造、階数、高さ、延べ面積)と現在の状況、(2)既存不適格事項・箇所・概要(不適格条項、不適格の内容と箇所)、(3)完了検査以後の増改築・用途変更・改修等の履歴、状況、基準法上の適法性、(4)特記すべき事項(「完了検査(確認申請)が受けられていない場合はその旨と調査報告内容」、「劣化等がある場合はその旨と内容と是正措置」、「建築設備・昇降機がある場合はその旨と内容と是正措置」、「耐震改修が完了している場合はその旨とIs値、q値」、「6条別棟、構造上別棟、防火避難上別棟等の滋賀県取扱を使用の場合はその旨と内容」)について記入してください。

現況の調査書

私 は、今般下表の「3.計画概要」の計画をしていますが、既存建築物の現況を調査しましたので報告いたします。この調査書に記載の事項は事実と相違ありません。

様

平成 年 月 日

建築主 住所

氏名

印

電話番号

1. 別紙1または2の現況の調査書添付図書一覧表のパターン1から9のうち該当するもの		パターン	
2. 調査者	①資格	()級建築士 ()登録 第 号	
	②氏名・電話番号	印 電話番号	
	③建築士事務所名	()級建築士事務所 ()知事登録 第 号	
	④所在地		
3. 計画概要	①建築場所		
	②現況主要用途		③予定建築物主要用途
	④計画工事種別	<input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 大規模の修繕・模様替 <input type="checkbox"/> 用途変更 <input type="checkbox"/> 移転	
	⑤検査済年月日		
4. 既存建築物の履歴 注)1 (昇降機の履歴は別紙に記載してください)	①棟名称・[工事種別]	[]	
	②延べ面積・[工事時期]	[工事時期 年 月 建築]	
	③確認番号・年月日	<input type="checkbox"/> あり (第 号 年 月 日) <input type="checkbox"/> なし	
	④中間合格年月日	<input type="checkbox"/> 対象外 <input type="checkbox"/> あり (年 月 日) <input type="checkbox"/> なし	
	⑤検査済年月日	<input type="checkbox"/> あり (年 月 日) <input type="checkbox"/> なし	
	①棟名称・[工事種別]	[]	
	②延べ面積・[工事時期]	[工事時期 年 月 建築]	
	③確認番号・年月日	<input type="checkbox"/> あり (第 号 年 月 日) <input type="checkbox"/> なし	
	④中間合格年月日	<input type="checkbox"/> 対象外 <input type="checkbox"/> あり (年 月 日) <input type="checkbox"/> なし	
	⑤検査済年月日	<input type="checkbox"/> あり (年 月 日) <input type="checkbox"/> なし	
5. 調査結果概要 []	①集団規定	<input type="checkbox"/> 適法 <input type="checkbox"/> 既存不適格	
	不適合条項・基準時		
	不適合の概要		
	②構造強度規定 注)2	<input type="checkbox"/> 適法 <input type="checkbox"/> 既存不適格 基準時面積	
	不適合条項・基準時		
	不適合の概要		
	③単体規定 注)2	<input type="checkbox"/> 適法 <input type="checkbox"/> 既存不適格	
	不適合条項・基準時		
不適合の概要			
6. 構造耐力上主要な部分の損傷、腐食その他の劣化の状況 注)2 (増築等の際に構造耐力上主要な部分が新耐震基準に適合するものであることを確認することにより耐震診断を行う場合、用途変更、大規模修繕・模様替の場合に記載してください。)	④建築設備 注)2	<input type="checkbox"/> 適法 <input type="checkbox"/> 既存不適格	
	不適合条項・基準時		
	不適合の概要		
7. 備考欄		<input type="checkbox"/> 劣化なし	
		<input type="checkbox"/> 劣化あり	

* 1欄については増築部がある等により複数のパターンが考えられる場合、最も大きい番号を記入してください。

* 調査者が複数である場合は調査者欄を増やし、各調査者が調査した部分を明確にしてください。

* 記載欄が不足する場合は、欄もしくは別紙を適宜追加してください。

注)1: 4欄は新築、増築、改築、修繕、模様替、用途変更、移転、除却等に係る工事及び既往工事を棟単位または昇降機毎で記入してください。1つの棟に工事履歴が多数ある場合は全て記入してください。

注)2: 敷地内の別棟増築(防火避難上、構造上別棟は除く)の場合は、記載は不要です。

法86条の7の面積関係等に関する報告書

【 】について

	(A)基準時	(B)今回計画までの増減(減は-)	(C)今回計画の増減(減は-)	(D)基準時以降の増改築等の合計	(E)今回増改築後合計
法20条不適合 延べ面積	年 月 日 m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
法 条不適合 延べ面積	年 月 日 m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
法 条不適合 延べ面積	年 月 日 m ²	m ²	m ²	m ²	m ²

* (B)(C)欄については、上段には基準時の面積に対しての減、下段には基準時以降の増減を記入下さい。

既存不適合の対処法

既存不適合条項	既存不適合の部分	既存不適合部分に対する対処法

法48条に関しての報告書

	(A)基準時 年 月 日	(B)今回計画までの増減(減は-)	(C)今回計画の増減	(D)基準時以降の増改築等の合計	(E)今回増改築後合計
敷地面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
建築面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
不適合部分床面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
適合部分の床面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
床面積の合計	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
原動機出力	kW	kW	kW	kW	kW
機械の台数	台	台	台	台	台
容器等の容量	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ
用途地域	/				

配置図 (申請建築物、既存建築物及び既存昇降機の位置関係等がわかるように記載してください。)

- * 記入の必要のない欄は斜線を記入してください。
- * 除却等により減少する場合は、-(マイナス)で表記してください。
- * 記載欄が不足する場合は、欄もしくは別紙を適宜追加してください。
- * 敷地内の別棟増築(防火避難上、構造上別棟は除く)の場合、集団規定に不適合がなければ第2面の添付は不要です。

4.既存建築物 の履歴 注)1	①棟名称・[工事種別]	[]
	②延べ面積・[工事時期]	m ² [工事時期 年 月 建築]
	③確認番号・年月日	<input type="checkbox"/> あり (第 号 年 月 日) <input type="checkbox"/> なし
	④中間合格年月日	<input type="checkbox"/> 対象外 <input type="checkbox"/> あり (年 月 日) <input type="checkbox"/> なし
	⑤検査済年月日	<input type="checkbox"/> あり (年 月 日) <input type="checkbox"/> なし
	①棟名称・[工事種別]	[]
	②延べ面積・[工事時期]	m ² [工事時期 年 月 建築]
	③確認番号・年月日	<input type="checkbox"/> あり (第 号 年 月 日) <input type="checkbox"/> なし
	④中間合格年月日	<input type="checkbox"/> 対象外 <input type="checkbox"/> あり (年 月 日) <input type="checkbox"/> なし
	⑤検査済年月日	<input type="checkbox"/> あり (年 月 日) <input type="checkbox"/> なし
	①棟名称・[工事種別]	[]
	②延べ面積・[工事時期]	m ² [工事時期 年 月 建築]
	③確認番号・年月日	<input type="checkbox"/> あり (第 号 年 月 日) <input type="checkbox"/> なし
	④中間合格年月日	<input type="checkbox"/> 対象外 <input type="checkbox"/> あり (年 月 日) <input type="checkbox"/> なし
	⑤検査済年月日	<input type="checkbox"/> あり (年 月 日) <input type="checkbox"/> なし
	①棟名称・[工事種別]	[]
	②延べ面積・[工事時期]	m ² [工事時期 年 月 建築]
	③確認番号・年月日	<input type="checkbox"/> あり (第 号 年 月 日) <input type="checkbox"/> なし
	④中間合格年月日	<input type="checkbox"/> 対象外 <input type="checkbox"/> あり (年 月 日) <input type="checkbox"/> なし
	⑤検査済年月日	<input type="checkbox"/> あり (年 月 日) <input type="checkbox"/> なし
①棟名称・[工事種別]	[]	
②延べ面積・[工事時期]	m ² [工事時期 年 月 建築]	
③確認番号・年月日	<input type="checkbox"/> あり (第 号 年 月 日) <input type="checkbox"/> なし	
④中間合格年月日	<input type="checkbox"/> 対象外 <input type="checkbox"/> あり (年 月 日) <input type="checkbox"/> なし	
⑤検査済年月日	<input type="checkbox"/> あり (年 月 日) <input type="checkbox"/> なし	
①棟名称・[工事種別]	[]	
②延べ面積・[工事時期]	m ² [工事時期 年 月 建築]	
③確認番号・年月日	<input type="checkbox"/> あり (第 号 年 月 日) <input type="checkbox"/> なし	
④中間合格年月日	<input type="checkbox"/> 対象外 <input type="checkbox"/> あり (年 月 日) <input type="checkbox"/> なし	
⑤検査済年月日	<input type="checkbox"/> あり (年 月 日) <input type="checkbox"/> なし	
①棟名称・[工事種別]	[]	
②延べ面積・[工事時期]	m ² [工事時期 年 月 建築]	
③確認番号・年月日	<input type="checkbox"/> あり (第 号 年 月 日) <input type="checkbox"/> なし	
④中間合格年月日	<input type="checkbox"/> 対象外 <input type="checkbox"/> あり (年 月 日) <input type="checkbox"/> なし	
⑤検査済年月日	<input type="checkbox"/> あり (年 月 日) <input type="checkbox"/> なし	
①棟名称・[工事種別]	[]	
②延べ面積・[工事時期]	m ² [工事時期 年 月 建築]	
③確認番号・年月日	<input type="checkbox"/> あり (第 号 年 月 日) <input type="checkbox"/> なし	
④中間合格年月日	<input type="checkbox"/> 対象外 <input type="checkbox"/> あり (年 月 日) <input type="checkbox"/> なし	
⑤検査済年月日	<input type="checkbox"/> あり (年 月 日) <input type="checkbox"/> なし	

注)1: 新築、増築、改築、修繕、模様替、用途変更、移転、除却等に係る工事及び既往工事を棟単位で記入してください。1つの棟に工事履歴が多数ある場合は全て記入してください。

用途変更に関する報告書(構造に関すること)

【確認申請当初の用途】		(現在の用途: _____)	
【変更後の用途】			
【構造耐力上の既存不適格の有無】 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有			
① 積載荷重等の増加の有無 (必要に応じて計算書等を添付)	<input type="checkbox"/> 無	(荷重が増加しない理由を記載してください。)	
	<input type="checkbox"/> 有	(安全性の確認方法およびその結果を記載してください。)	
② 構造耐力上主要な部分の変更等の有無 (必要に応じて計算書等を添付)	<input type="checkbox"/> 無		
	<input type="checkbox"/> 有	(安全性の確認方法およびその結果を記載してください。)	
③ 上記①②以外で構造耐力上の危険性増大の有無 (必要に応じて計算書等を添付)	<input type="checkbox"/> 無		
	<input type="checkbox"/> 有	(安全性の確認方法およびその結果を記載してください。)	
<p><安全性の確認方法の一例></p> <p>例1. 荷重増加分が当初の荷重条件の余裕分に収まることを確認</p> <p>例2. 再計算により基準に適合することを確認</p> <p>例3. 変更後の用途での耐震診断により安全性を確認 (構造耐力上(耐震性)の既存不適格建築物の場合)</p> <p>※ 法第20条第1項第4号に該当し構造計算によって安全性を確かめる必要のない建築物については、「安全性の確認方法およびその結果」の記載に替えて、「構造上安全と判断した設計者の見解」の記載でも可。</p>			

現況の調査書添付図書一覧表(調査者が確認申請の設計者であり建築士である場合の法第6条第1項第4号建築物)

パターン	既存建築物の検査、図書の保存状況			共通して必要な図書	構造耐力上主要な部分の劣化の状況調査	建築物の図書	確認申請を必要としない既往工事がある場合の図書		施工状況の確認に要する図書	違反部分がある場合の図書
	確認済証の発行	完了検査済証の発行	確認申請書の保存				既往工事	増築以外		
1	有	有	有	無	---	・確認申請の配置、平面図	---	---	---	---
2	有	有	有	有	---	・配置、平面図作成	・既往工事に係る部分について、ターンの図書注)5	・増築に係る部分について、ターンの図書注)5	・既往工事に係る部分の現況調査チェックリスト(様式C)	---
3	有	有	無	無	---	・確認申請の添付の写し図書	---	---	---	是正計画の設定図書(違反内容が軽微なものと建築士である工事監理者の連名による誓約書の添付されたものに限る)注)4
4	有	有	無	有	・現況の調査書(様式B) ・新築又は増築等の時期を示す図書(新築時および増築時の検査済証、新築時および増築時の確認済証、台帳記載事項証明、全部事項証明書等)	・確認申請の添付の写し図書 ・壁量計算書等注)3	・既往工事に係る部分について、ターンの図書注)5	・増築に係る部分について、ターンの図書注)5	・既往工事に係る部分の現況調査チェックリスト(様式C)	---
5	有	無	有	無	・構造耐力上主要な部分の劣化の状況を示す写真	・確認申請の添付の写し図書 ・壁量計算書等注)3	・既往工事に係る部分について、ターンの図書注)5	・増築に係る部分について、ターンの図書注)5	・現況調査チェックリスト(様式C)	---
6	有	無	有	有	---	・現況調査チェックリストの項目の確認に必要な図書を施行規則第1条の3に準じて作成(法第6条の3第1項第三号の特例は適用する) ・壁量計算書等注)3	・既往工事に係る部分について、ターンの図書注)5	・増築に係る部分について、ターンの図書注)5	・中間、完了検査に必要な図書。ただし法第7条の5の特例は適用しない	---
7	有	無	無	無	---	---	---	---	---	---
8	有	無	無	有	---	---	---	---	---	---
9	無	---	---	---	---	---	---	---	---	---

* 建築時に都市計画区域外であったものについてはパターン7を適用する。

* 確認申請の必要な増築がある場合は、その部分のみで本表を適用する。

* 本要領の制定前にEXPJにより増築がなされた建築物においては、直前の増築工事で検査済証が発行されれば、その棟全体が検査済証が発行されたものとみなす。

* その他既存不適格調査の審査のために特定行政庁または確認検査機関が必要と認める図書を添付する。

注)1:法第20条については中間検査合格証が発行されているものおよび中間検査の対象でない一戸建ての住宅で全部事項証明書(建物の登記簿謄本)等により住宅金融公庫の使用が確認できるものは一覽表の適用について検査済証の発行があるものとみなす。

注)2:既往工事とは検査後の増築および模様替等の工事である(検査済証の発行の無いものは確認申請図書と異なる部分の工事)。

注)3:壁量計算書等とは、耐力壁の種類、位置を示した平面図、見付面積の算出根拠、壁量計算書、さらに平成12年6月1日以降のものについては木造の継手及び仕口の金物の種類、位置、耐力壁のバランス計算、金物の選定根拠をいう。

注)4:違反部分がある場合は原則として正後に確認申請を行うものとする。表中、違反内容が軽微なものは内装制限、階段の手すり、下小屋の屋根の防火性能等である。

注)5:既往工事が構造耐力に影響のある場合は壁量計算書等を含む。

注)6:敷地内の別棟増築(防火避難上、構造上別棟は除く)の場合については、原則添付書類を不要とする。

現況の調査書添付図書一覧表(別紙1に該当するものを除く)

パターン	既存建築物の検査、図書の保存状況			共通して必要な図書	建築物の図書	現況の調査書等の添付書類(注)6		施工状況の確認に要する図書	違反部分がある場合の図書
	確認済証の発行	完了検査済証の発行(注)1	確認申請書の保存			既住工事(注)2	増築以外		
1	有	有	有	無	・確認申請の配置、平面図	・既住工事に係る部分について(注)5の図面	・増築に係る部分について(注)5の図面	・既住工事に係る部分の現況調査チェックリスト(様式C)	
2	有	有	有	有	・配置、平面図作成	・既住工事に係る部分について(注)5の図面	・増築に係る部分について(注)5の図面	・既住工事に係る部分の現況調査チェックリスト(様式C)	
3	有	有	無	無	・確認申請の図書の写し添付(図書のとおりでできていることが確認できる場合構造計算書の添付を省略できる)	・既住工事に係る部分について(注)5の図面	・増築に係る部分について(注)5の図面	・既住工事に係る部分の現況調査チェックリスト(様式C)	是正計画の設計図書(注)4
4	有	有	無	有	・構造耐力上主要な部分の劣化の状況を示す写真	・既住工事に係る部分について(注)5の図面	・増築に係る部分について(注)5の図面	・既住工事に係る部分の現況調査チェックリスト(様式C)	
5	有	無	有	無	・現況調査書(様式B) ・新築又は増築等の時期を示す図書(新築時および増築時の検査済証、新築時および増築時の確認済証、台帳記載事項証明、全部事項証明書等)	・確認申請の図書の写し添付(図書のとおりでできていることが確認できる場合構造計算書の添付を省略できる)	・既住工事に係る部分について(注)5の図面	・既住工事に係る部分の現況調査チェックリスト(様式C)	
6	有	無	有	有	・構造耐力上主要な部分の劣化の状況を示す写真	・確認申請の図書の写し添付(図書のとおりでできていることが確認できる場合構造計算書の添付を省略できる)	・既住工事に係る部分について(注)5の図面	・既住工事に係る部分の現況調査チェックリスト(様式C)	
7	有	無	無	無	・現況調査書(様式B) ・新築又は増築等の時期を示す図書(新築時および増築時の検査済証、新築時および増築時の確認済証、台帳記載事項証明、全部事項証明書等)	・現況調査書(様式B) ・新築又は増築等の時期を示す図書(新築時および増築時の検査済証、新築時および増築時の確認済証、台帳記載事項証明、全部事項証明書等)	・既住工事に係る部分について(注)5の図面	・既住工事に係る部分の現況調査チェックリスト(様式C)	
8	有	無	無	有	・構造耐力上主要な部分の劣化の状況を示す写真	・確認申請の図書の写し添付(図書のとおりでできていることが確認できる場合構造計算書の添付を省略できる)	・既住工事に係る部分について(注)5の図面	・既住工事に係る部分の現況調査チェックリスト(様式C)	
9	無	無	無	無	・構造耐力上主要な部分の劣化の状況を示す写真	・確認申請の図書の写し添付(図書のとおりでできていることが確認できる場合構造計算書の添付を省略できる)	・既住工事に係る部分について(注)5の図面	・既住工事に係る部分の現況調査チェックリスト(様式C)	

【昇降機(小荷物専用昇降機を除く)が設置されている場合の添付図書】

- ・設置の時期を示す図書(検査済証、確認済証等)
- ・昇降機の確認済証が発行されていない場合は、現在の確認申請時に必要とする図面・図書及び昇降機の定期報告で報告する内容を同等のものを添付すること。

* 建築時に都市計画区域外であったものについてはパターン7を適用する。
 * 確認申請の必要となる増築がある場合は、その部分のみで本表を適用する。
 * 本要領の制定前にEXPI-JIにより増築がなされた建築物においては、直前の増築工事で検査済証が発行されれば、その棟全体が検査済証が発行されたものとみなす。
 * その他既存不適格調査の審査のために特定行政庁または確認検査機関が必要と認める図書を添付する。
 (注)1:法第20条については中間検査合格証が発行されているものおよび中間検査の対象でない一戸建ての住宅で全部事項証明書(建物の登記簿謄本)等により住宅金融公庫の使用が確認できるものは一覽表の適用については検査済証の発行があるものとみなす。
 (注)2:既住工事とは検査後の確認申請の不要な規模の増築および模様替等の工事である(検査済証の発行の無いものは確認申請図書と異なる部分の工事)。
 (注)3:壁量計算書等とは、耐力壁の種類、位置を示した平面図、見付面積の算出根拠、壁量計算書、さらに平成12年6月1日以降のものについては木造の継手及び仕口の金物の種類、位置、耐力壁のバランズ計算、金物の選定根拠をいう。
 (注)4:違反部分がある場合は原則として正後に確認申請を行うものとする。
 (注)5:既住工事が構造耐力に影響のある場合は壁量計算書を含む。
 (注)6:敷地内の別棟増築(防火避難上、構造上別棟は除く)の場合については、原則添付書類を不要とする。

現況調査チェックリスト

【 】についての現況の調査書 調査年月日 平成 年 月 日

調査者	氏名・資格	印 ()級建築士 ()登録 第 号		
	建築士事務所名	()級建築士事務所 ()知事登録 第 号		
	所在地	電話番号		
建築主氏名		住所		
計画概要	建築場所			
	主要用途			

チェック項目		適否判定 注)1	既存不適格 注)2	添付図書	備考	
集団規定	道路後退	法42条2項		※写真添付(該当の場合)		
	高さ	法56条		※写真添付(外観写真2面以上)		
	隣接建築物等との関係			※写真添付(隣棟との離隔状況)		
	その他					
単体規定(構造規定・設備規定以外)	耐火関係	屋根	法22条			
		外壁	法23条			
		木造特建の外壁	法24条			
		防火壁	法26条			
		耐火・準耐火	法27条			
		防火区画	令112条		写真添付(貫通処理等)	
	一般構造	界壁・隔壁	令114条		写真添付(貫通処理等)	
		敷地の安全	法19条			
		採光	法28条			
		換気	法28条			
		シックハウス等	法28条の2			
		地階の居室	法29条			
		界壁遮音	法30条			
		天井・床高さ等	令21条~令22条			
		階段	令23条~令27条		写真添付	
		避難施設関係	客席からの出入口	令118条		写真添付
	廊下		令119条		写真添付	
	直通階段		令120条, 令121条		写真添付	
	避難階段等		令122条~令124条		写真添付	
	屋外への出入口		令125条			
	敷地内通路		令128条, 128条の2			
	排煙設備		令126条の2~3		写真添付	
	特殊建築物等の内装	非常用照明	令126条の4~5		写真添付	
非常用進入口		令126条の6~7		写真添付		
特別建築物等の内装		法35条の2		写真添付(内部写真数箇所)		
がけ		条例2条				
市条例	敷地、接道	条例4、5、8条				
	出入口、廊下等、階段等	条例9条~12条				
	学校の規定	条例14条、15条				
	共同住宅等の規定	条例16条、17条				
	ホテル旅館の規定	条例18条				
	劇場等の規定	条例19条~25条				
	自動車車庫・修理工場の規定	条例26条~28条				
	物販等の規定	条例29条~31条				
災害危険区域内の建築制限	条例32条					

【備考欄】

【 】についての現況の調査書 調査年月日 平成 年 月 日

チェック項目		適否判定 注)1	既存不適格 注)2	添付図書	備考
共通	地盤の状況	令38条		地盤調査書	
	基礎の形状・寸法・配置	令38条		写真添付(形状,配筋等)	
	構造部材の劣化	令37条		※写真添付(柱脚,土台,ひびわれ等)	
	屋根葺き材等の緊結方法	令39条			
木造	部材の形状・寸法・配置			写真添付	
	土台及び基礎	令42条		写真添付(アンカーボルト,土台の状況)	
	柱の小径	令43条			
	構造耐力上必要な軸組等	令46条		※写真添付 注)3 写真添付(柱,横架材,小屋組,火打ち等)	
	継手又は仕口	令47条		※写真添付(各階の接合金物) 注)4	
	外壁内部等の防腐措置	令39条			
鉄骨造	部材の形状・寸法・配置	令69条等		※写真添付(柱,梁,ブレース等) 注)3 注)5	
	材質・強度				
	柱脚	令66条		写真添付、溶接調査結果資料 (溶接調査、BPL、アンカーボルト、コンクリート部等の材質・形状調査)	
	接合部・継手	令67条		※写真添付、溶接調査結果資料(溶接調査、ボルト・ダイアフラム・接合プレートの材質・形状調査) 注)3 注)5	
	柱の防火被覆	令70条		写真添付	
RC造	部材の形状・寸法・配置			※写真添付(柱,梁,耐震壁等) 注)3	
	コンクリート強度	令74条		強度試験結果(コア採取は各階採取)	
	柱・梁・耐震壁の配筋	令77条~79条		写真添付、調査結果資料(各階の柱,梁,耐震壁それぞれの配筋・かぶり厚調査)	
SRC造	部材の形状・寸法			写真添付	
	鉄骨造の規定	鉄骨造欄			
	RC造の規定	RC造欄			
その他	部材の形状・寸法	令80条の2		写真添付	
	告示の規定 注)6	令80条の2		※特定行政庁、確認検査機関に相談	
	構造計算	令81条~			
	建築設備の構造強度	令129条の2の4			
設備規定	電気設備	法32条			
	避雷設備	法33条			
	昇降機	法34条			
	浄化槽	法36条			
	給排水設備	令129条の2の5			

- * 本様式は棟ごとに作成してください。
- * 敷地内の別棟増築(防火避難上、構造上別棟は除く)の場合については、原則添付書類は不要とします。
- * 調査者が複数の場合は担当した調査事項を備考欄に記入して下さい。
- * 記載欄が不足する場合は、適宜別紙を添付してください。
- * 法6条1項4号建築物の添付図書は、「※」マークがついている項目とします。
- * 必要がある場合はその他に特定行政庁、指定確認検査機関が求めることがあります。
- * 法6条1項4号以外の建築物は、(財)日本建築防災協会による「木造住宅の耐震断と補強方法」「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に基づく同等の調査を行い、その結果を添付してください。
- 注)1 適否判定欄は、現行調査結果が現行法要件を満たすかで判断します。
「○」:現行法要件を満たす場合。「×」:現行法要件を満たさない場合。「-」:現行法要件が及ばない場合。
- 注)2 既存不適格欄は、適否判定欄が「×」である場合、当該規定が着工当時の法の規定を満たすかで判断します。
「○」:着工当時の法の規定を満たす場合。「×」:着工当時の法の規定を満たさない場合。
- 注)3 法第6条第1項第4号に該当する建築物については各階数か所でも可。ただし、確認済証の無いものは原則全数とします。
- 注)4 法第6条第1項第4号に該当する建築物については、平成12年6月1日以降に建築されたもののみ適用し、撮影個所は各階数か所程度。ただし、確認済証の発行のないもの及び中間検査の対象建築物で中間検査合格証の発行されていないものは原則全数とします。
- 注)5 ブレース構造は柱、梁、ブレースの写真、ラーメン構造は柱、梁、柱梁接合部の写真を添付してください。
- 注)6 2x4の建築物の場合はくぎのピッチ、種類の確認できる書類・写真の添付必要(4号建築物含む)。

目次

第 1 章 総則(第 1 条)

第 2 章 敷地及び道路(第 2 条～第 5 条)

第 3 章 し尿浄化槽(第 6 条)

第 4 章 特殊建築物

第 1 節 通則(第 7 条～第 13 条)

第 2 節 学校の用途に供する建築物(第 14 条・第 15 条)

第 3 節 共同住宅及び寄宿舎の用途に供する建築物(第 16 条・第 17 条)

第 4 節 ホテル、旅館及び下宿の用途に供する建築物(第 18 条)

第 5 節 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場の用途に供する建築物(第 19 条～第 25 条)

第 6 節 自動車車庫及び自動車修理工場の用途に供する建築物(第 26 条～第 28 条)

第 7 節 百貨店、マーケット及び物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物(第 29 条～第 31 条)

第 5 章 災害危険区域(第 32 条・第 33 条)

第 6 章 日影による中高層の建築物の高さの制限(第 34 条)

第 6 章の 2 書類の閲覧及び写しの交付(第 34 条の 2—第 34 条の 5)

第 7 章 雑則(第 35 条～第 38 条)

第 8 章 罰則(第 39 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この条例は、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。)第 39 条の規定に基づく災害危険区域の指定及びその区域内における建築に関する制限、法第 40 条及び法第 43 条第 2 項の規定に基づく制限の附加並びに法第 56 条の 2 第 1 項の規定に基づく日影による中高層の建築物の高さの制限の区域の指定並びに法並びにこれに基づく命令及び条例の規定(以下「建築基準法令の規定」という。)による処分等に関する書類の閲覧及び写しの交付について、必要な事項を定めるものとする。

(平 20 条例 65・一部改正)

第 2 章 敷地及び道路

(がけに近接する建築物)

第 2 条 居室を有する建築物が高さ 2 メートルを超えるがけ(地表面が水平面に対し 30 度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く。)以外のものをいう。以下同じ。)に近接する場合には、がけの上であってはがけの下端から、がけの下であってはがけの上端から、当該建築物との間に当該がけの高さの 2 倍以上の水平距離を保たなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) がけの形状又は土質により当該建築物の安全上支障がないと認められる場合

(2) がけに擁壁の設置その他の当該建築物の安全上必要な措置が講ぜられていると認められる場合

2 がけの下に居室を有する建築物を建築する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該がけについては、前項の規定は、適用しない。

(1) 当該建築物の外壁及び構造耐力上主要な部分(がけの崩壊による衝撃が作用すると想定される部分に限る。以下「外壁等」という。)の構造が、がけの崩壊により想定される衝撃が作用した場合においても破壊を生じない構造方法であると認められるとき。

(2) 前号に定める構造方法を用いる外壁等と同等以上の耐力を有する構造方法を用いていると認められる門又は塀を、がけの崩壊により当該建築物の外壁等に作用すると想定される衝撃を遮るよう設けるとき。

(3) 前号に掲げるもののほか、明らかに当該建築物の外壁等にがけの崩壊による衝撃が作用しないと認められるとき。

(4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域(土砂災害の発生原因となる自然現象の種類が急傾斜地の崩壊であるものに限る。)内において当該建築物を建築するとき。

(平17条例21・一部改正)

(路地状の敷地の幅員)

第3条 都市計画区域内における建築物の敷地が路地状の部分のみによって道路に接する場合には、その路地状の部分の幅員は、次の表に掲げる数値以上でなければならない。

敷地の路地状の部分の奥行による区分	必要な幅員
10メートル以下のもの	2メートル
10メートルを超え20メートル以下のもの	3メートル
20メートルを超えるもの	4メートル

(大規模建築物の敷地と道路との関係)

第4条 都市計画区域内における延べ面積(同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計)が1,000平方メートルを超える建築物又は3階以上(1戸建ての住宅を除く。)の建築物の敷地は、道路に4メートル以上接しなければならない。

(長屋の出入口と道路との関係)

第5条 都市計画区域内における長屋の各戸の表出入口は、道路に面しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する1棟の建築物で、その出入口が道路に通ずる幅員3メートル以上の敷地内通路に面した場合においては、この限りでない。

(1) 耐火建築物又は準耐火建築物

(2) 前号の建築物以外の建築物で、階数が2以下であり、かつ、6戸建て以下であるもの

第3章 し尿浄化槽

(し尿浄化槽)

第6条 法第31条第2項に規定するし尿浄化槽(地下浸透方式により汚物を処理するし尿浄化槽を除く。)は、通常の使用状態においてし尿浄化槽からの放流水の生物化学的酸素要求量が1リットルにつき20ミリグラム以下となる性能を有しなければならない。ただし、当該し尿浄化槽が次の各号

のいずれかに該当するし尿浄化槽である場合又は特別の事情により衛生上特に支障がないと市長が認めた場合は、この限りではない。

(1) 滋賀県公害防止条例(昭和47年滋賀県条例第57号)第2条第3項に規定する特定施設を有する工場又は事業場であつて、1日当たりの平均的な排出水の量が10立方メートル以上であるものの敷地内に設置される場合

(2) 滋賀県生活排水対策の推進に関する条例(平成8年滋賀県条例第20号)第11条第1項に規定する規則で定める区域内に設置される場合

第4章 特殊建築物

第1節 通則

(特殊建築物)

第7条 この章の規定において「特殊建築物」とは、次の各号に掲げる建築物をいう。

(1) 学校の用途に供する建築物

(2) 共同住宅又は寄宿舎の用途に供する建築物

(3) 公衆浴場の用途に供する建築物

(4) ホテル、旅館又は下宿の用途に供する建築物

(5) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場の用途に供する建築物

(6) 自動車車庫の用途に供する建築物(当該用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以下のものを除く。以下同じ。)

(7) 自動車修理工場の用途に供する建築物(当該用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以下のものを除く。以下同じ。)

(8) 百貨店、マーケット又は物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物(当該用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以下のものを除く。以下同じ。)

(9) 病院又は診療所(患者の収容施設のあるものに限る。)の用途に供する建築物

(10) 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。)第19条第1項に規定する児童福祉施設等の用途に供する建築物(当該用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以下のものを除く。以下同じ。)

(11) 体育館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツ練習場の用途に供する建築物(当該用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以下のものを除く。以下同じ。)

(12) 博物館、美術館又は図書館の用途に供する建築物(当該用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以下のものを除く。以下同じ。)

(13) 展示場の用途に供する建築物(当該用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以下のものを除く。以下同じ。)

(14) 飲食店、ダンスホール、キャバレー、ナイトクラブ、バー又は遊技場の用途に供する建築物(当該用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以下のものを除く。以下同じ。)

(平12条例69・一部改正)

(敷地と道路との関係)

第8条 都市計画区域内における特殊建築物の敷地は、道路に4メートル以上接しなければならない。

2 前項の場合において、特殊建築物の敷地が路地状の部分のみによって道路に接するときは、当該路地状の部分の幅員が4メートル以上であり、かつ、その奥行が20メートル以下であるもの又は当該路地状の部分の幅員が6メートル以上であるものでなければならない。ただし、奥行については、市長が特殊建築物の用途、構造、規模及び周囲の状況により安全上支障がないと認めるときは、この限りでない。

(出入口の構造)

第9条 特殊建築物の利用者(ホテルにおける宿泊客、博物館における入館者、飲食店における客その他これらに類する者をいう。以下同じ。)の用に供する各室の出入口のうちそれぞれ1以上の出入口及び直接又は屋外階段を経て地上へ通ずる出入口(以下「屋外出入口」という。)のうち主要な屋外出入口は、次に定める構造としなければならない。

- (1) 幅は80センチメートル以上とすること。
- (2) 床面に利用者の通行の支障となる段を設けないこと。

(廊下等の構造)

第10条 利用者の用に供する室の前条に定める構造の各出入口から主要な屋外出入口に至る経路における廊下又は通路(以下「廊下等」という。)は、次に定める構造としなければならない。

- (1) 幅は1.2メートル以上とすること。
- (2) 高低差がある場合にあつては、次に定める構造の傾斜路を設けること。

ア 幅は1.2メートル(段を併設する場合にあつては、90センチメートル)以上とすること。

イ 勾配は12分の1(傾斜路の高さが16センチメートル以下の場合にあつては、8分の1)を超えないこと。

ウ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

- (3) 前条に定める構造の各室の出入口又は主要な屋外出入口に接する部分は、水平とすること。

(階段の構造)

第11条 特殊建築物の前条に規定する経路における階段及び主要な屋外出入口から地上へ通ずる屋外階段には、回り段を設けてはならない。

(平12条例69・一部改正)

(敷地内の通路の構造)

第12条 直接地上へ通ずる主要な出入口又は前条に規定する屋外階段から当該特殊建築物の敷地の接する道路(都市計画区域外においては、道。以下「道路等」という。)、第17条、第21条若しくは第31条第1項第2号に規定する敷地内の通路又は第20条若しくは第30条に規定する空地に至る敷地内の通路のうち1以上の通路は、第10条第1号及び第2号に定める構造としなければならない。

(適用除外)

第13条 第9条から前条までの規定は、次に掲げる特殊建築物には適用しない。

- (1) 第7条各号(第2号、第6号及び第7号を除く。)に掲げる用途に供する建築物のうち当該用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以下の建築物
- (2) 共同住宅の用途に供する建築物(住戸の数が50以下のものに限る。)及び寄宿舎の用途に供する建築物(居室(共用のものを除く。))の数が50以下のものに限る。)
- (3) 自動車車庫の用途に供する建築物及び自動車修理工場の用途に供する建築物

第2節 学校の用途に供する建築物

(木造等の校舎と隣地境界線との距離)

第14条 学校の用途に供する建築物(法第23条に規定する木造建築物等に限る。)にあつては、その主要な建築物と隣地境界線との距離は、4メートル以上としなければならない。ただし、敷地の周囲に広い空地があり、その他これと同様の状況にある場合で安全上及び防火上支障がないと認められるときは、この限りでない。

(平12条例69・一部改正)

(教室等の出口)

第15条 教室その他児童、生徒等を収容するための室で、床面積が40平方メートルを超えるものには、避難上有効な廊下、広間の類又は屋外に通ずる出口を2以上設けなければならない。

第3節 共同住宅及び寄宿舎の用途に供する建築物

(耐火建築物等)

第16条 共同住宅又は寄宿舎の用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートルを超える階の下階に次の各号のいずれかの用途に供する部分を設ける建築物にあつては、共同住宅又は寄宿舎の用途に供する部分の下階の部分は、耐火建築物又は準耐火建築物とし、当該共同住宅又は寄宿舎の用途に供する部分とその他の部分とを令第115条の2の2第1項第1号に規定する技術的基準に適合する準耐火構造とした床若しくは壁又は令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画しなければならない。

(1) 法別表第1(イ)欄(1)項、(3)項、(4)項又は(6)項に掲げる用途

(2) 工場

(平12条例69・一部改正)

(共同住宅の出入口)

第17条 共同住宅の用途に供する建築物の主要な屋外出入口は、道路等又は道路等に通ずる幅員2メートル以上の敷地内の通路に面しなければならない。

第4節 ホテル、旅館及び下宿の用途に供する建築物

(廊下及び階段の幅)

第18条 ホテル、旅館又は下宿の用途に供する建築物の居室の床面積の合計が100平方メートルを超える階においては、利用者の用に供する廊下等(第10条の規定の適用を受ける廊下等及び3以下の居室(床面積の合計が40平方メートル以下のものに限る。)の専用の廊下等を除く。)の幅は、両側に居室がある場合にあつては1.2メートル以上とし、その他の場合にあつては90センチメートル以上としなければならない。

2 前項の廊下から避難階又は地上に通ずる直通階段の幅は、それぞれ同項に規定する当該廊下の幅と同等以上としなければならない。ただし、屋外階段にあつては90センチメートル以上とすることができる。

第5節 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場の用途に供する建築物

(敷地と道路との関係)

第 19 条 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場(以下「興行場等」という。)の用途に供する建築物で都市計画区域内におけるものの敷地は、その境界線の全長の 6 分の 1 以上が次の表に掲げる幅員を有する道路に接しなければならない。

興行場等の客席部の床面積の合計による区分	道路の幅員
100 平方メートル未満のもの	4 メートル以上
100 平方メートル以上 200 平方メートル未満のもの	4.5 メートル以上
200 平方メートル以上 300 平方メートル未満のもの	5 メートル以上
300 平方メートル以上のもの	5.5 メートル以上

2 前項の規定の適用については、当該敷地が同項に規定する道路以外の道路又は公園、広場等に安全上有効に接するものに対しては、同項中「6 分の 1」とあるのは「8 分の 1」と読み替えるものとする。

3 前 2 項の規定は、興行場等の用途に供する建築物が耐火建築物又は準耐火建築物である場合であって、その敷地が次の表に掲げる幅員を有する 2 以上の道路にそれぞれ 6 メートル以上接しているときは、適用しない。

興行場等の客席部の床面積の合計による区分	道路の幅員
100 平方メートル未満のもの	6 メートル以上
100 平方メートル以上 200 平方メートル未満のもの	6.75 メートル以上
200 平方メートル以上 300 平方メートル未満のもの	7.5 メートル以上
300 平方メートル以上のもの	8.25 メートル以上

(前面の空地)

第 20 条 興行場等の用途に供する建築物の主要な屋外出入口の前面には、道路等(都市計画区域内にあつては、前条第 1 項に規定する道路に限る。次条において同じ。)又は次条に規定する敷地内の通路に通ずる空地を次の表に定めるところにより設けなければならない。この場合において、当該建築物にその主要構造部を耐火構造とした高さが 3 メートル以上であり、かつ、壁その他の障害物がない寄り付きの部分があるときは、その部分の幅を当該空地の奥行きに算入することができる。

興行場等の客席部の床面積の合計による区分	奥行
200 平方メートル未満のもの	主要構造部が耐火構造のもの 2 メートル以上
	主要構造部が耐火構造以外の構造のもの 2.5 メートル以上
200 平方メートル以上 400 平方メートル未満のもの	3 メートル以上
400 平方メートル以上 900 平方メートル未満のもの	4 メートル以上
900 平方メートル以上のもの	5 メートル以上

(敷地内の通路)

第 21 条 興行場等の用途に供する建築物の屋外出入口は、道路等又は道路等に通ずる幅員 1.8 メートル以上の敷地内の通路に面しなければならない。

(出入口)

第 22 条 興行場等の用途に供する建築物の屋外出入口の数及び構造は、次に定めるところによらなければならない。ただし、客用以外の用に供するものについては、この限りでない。

(1) 屋外出入口の数は、次の表に掲げる数値以上とし、避難上有効に配置すること。

主要構造部	興行場等の客席部の床面積の合計による区分	屋外出入口の数
耐火構造でないもの	200 平方メートル未満のもの	3
耐火構造のもの	400 平方メートル未満のもの	2
	400 平方メートル以上 900 平方メートル未満のもの	3
	900 平方メートル以上のもの	4

(2) 屋外出入口の幅は、第9条第1号の規定にかかわらず、それぞれ1.2メートル以上とすること。

(3) 屋外出入口の幅の合計は、次の表に掲げる数値以上とすること。

主要構造部	客席部の床面積の合計による幅
耐火構造でないもの	10 平方メートルにつき 30 センチメートル
耐火構造のもの	10 平方メートルにつき 15 センチメートル

2 前項の規定は、客席部の利用者の用に供する廊下等への出入口について準用する。この場合において、同項第1号の表及び第3号の表中「床面積の合計」とあるのは「床面積」と読み替えるものとする。

(廊下等)

第23条 前条第2項に規定する廊下等の幅は、第10条の規定にかかわらず、1.2メートルに当該廊下等への出入口に通ずる客席部の部分の床面積の合計10平方メートルにつき1センチメートルを加えた数値以上としなければならない。

(客席部の構造)

第24条 興行場等の客席部がいす席である場合におけるその構造は、次に定めるところによらなければならない。

(1) いす席の1人の占用の幅は、42センチメートル以上とし、かつ、各いす背の間隔は、80センチメートル以上とすること。

(2) 縦通路は、客席の横列8席以下(各いす背の間隔が90センチメートル以上のものにあつては、12席以下)ごとにその客席の両側に設けること。ただし、客席の横列が4席以下(各いす背の間隔が90センチメートル以上のものにあつては、6席以下)の場合においては、これを片側のみとすることができる。

(3) 縦通路の幅は、客席が両側にあるときは80センチメートル以上とし、客席が片側のみにあるときは60センチメートル以上とすること。

(4) 横通路は、客席の最前部及び客席の縦列15席(各いす背の間隔が90センチメートル以上のものにあつては、20席)を超えるごとに設け、その幅は1メートル以上とすること。ただし、客席の最前部については、客席及び縦通路の配置により避難上支障がないと認められるときは、横通路を設けないことができる。

(5) 縦通路及び横通路は、客席部の出入口に直通させること。ただし、最前部の横通路で客席の縦列7席以内をう回して通ずるもの又は安全上支障がないと認められるものについては、この限りでない。

(6) 通路に高低差がある場合にあつては、次に定める構造とすること。

ア 横通路勾配が12分の1(傾斜路の高さが16センチメートル以下の場合にあつては、8分の1)以下の傾斜路を設けること。

イ 縦通路勾配が10分の1(手すり等を設ける場合にあつては、8分の1)以下の傾斜路又はけあげが18センチメートル以下で、かつ、踏面が26センチメートル以上の階段を設けること。

(7) 客席の段床を縦断する通路で段床の高さの合計が3メートルを超えるものについては、3メートル以内ごとに廊下等又は階段に通ずるずい道又は横通路を設けること。

(舞台部の構造)

第25条 興行場等の舞台部の構造は、次の各号に定めるところによらなければならない。ただし、防火上及び安全上支障がないと認められる場合においては、この限りでない。

- (1) 床を木造とした場合における舞台の上部及び下部は、控室、物置場等にしないこと。
- (2) 舞台部の各室の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げは、準不燃材料ですること。
- (3) 舞台部の各室には道路、空地又は広場の類に通ずる幅1メートル以上の廊下等又は階段を設けること。

(平12条例69・一部改正)

第6節 自動車車庫及び自動車修理工場の用途に供する建築物

(敷地と道路との関係)

第26条 自動車車庫又は自動車修理工場(以下「車庫等」という。)の用途に供する建築物で都市計画区域内におけるものについては、次の各号のいずれかに該当する場所に接する敷地の部分には自動車の出入口を設けてはならない。

- (1) 道路の交差点若しくは曲がり角、横断歩道又は横断歩道橋(地下横断歩道を含む。)の昇降口から5メートル以内の道路
- (2) 縦断勾配が12パーセントを超える道路
- (3) 道路上に設ける安全地帯から10メートル以内の道路
- (4) バスの停留所、トンネル又は踏切から10メートル以内の道路
- (5) 公園又は小学校、幼稚園、特別支援学校、児童福祉施設その他これらに類するものの出入口から10メートル以内の道路
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が通行の安全上支障があると認めて指定した道路

2 前項の建築物のうち床面積の合計が500平方メートル以上のものについては、前項各号に定めるもののほか幅員6メートル未満の道路に接する敷地の部分には自動車の出入口を設けてはならない。

(平19条例17・一部改正)

(敷地内の空地)

第27条 車庫等の用途に供する建築物で都市計画区域内におけるものの敷地の自動車の出入口には、前面の道路の通行を見通すことができるように、次の表に定めるところにより当該建築物の自動車の出入口に通ずる空地を設けなければならない。

敷地に接する道路の幅員による区分	奥行
6メートル未満のもの	2メートル以上
6メートル以上のもの	1メートル以上

(防火区画)

第28条 車庫等の用途に供する建築物で、自動車を収容する部分とその他の部分とが存するものにあつては、これらの部分を区画する床、天井又は界壁(界壁にあつては、自動車を収容する部分に面する部分に限る。)を準耐火構造とし、かつ、当該界壁の開口部には法第2条第9号の2ロに規定する防火設備を設けなければならない。

(平12条例69・一部改正)

第7節 百貨店、マーケット及び物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物

(敷地と道路との関係)

第29条 都市計画区域内における百貨店、マーケット又は物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるものの敷地は、2以上の道路にそれぞれ6メートル以上接しなければならない。ただし、その境界線の全長の3分の1以上が道路に接している場合においては、この限りではない。

2 前項本文に規定する道路のうち1以上の道路は、その幅員が6メートル以上のものでなければならない。

(前面の空地)

第30条 百貨店、マーケット又は物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるものの主要な屋外出入口の前面には、奥行3メートル以上の空地を設けなければならない。この場合において、当該建築物にその主要構造部を耐火構造とした高さが3メートル以上であり、かつ、壁その他の障害物がない寄り付きの部分があるときは、その部分の幅を当該空地の奥行に算入することができる。

(出入口)

第31条 マーケット又は物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物の屋外出入口は、次に定めるところにより設けなければならない。

(1) 屋外出入口は、安全上有効な位置に2以上設けること。

(2) 屋外出入口のうち、1の屋外出入口は道路等に面し、その他の出入口は道路等又は道路に通ずる幅員1.5メートル以上の敷地内の通路に面すること。

2 令第125条第3項の規定は、前項に規定する屋外出入口の幅の合計について準用する。

(平12条例69・一部改正)

第5章 災害危険区域

(災害危険区域)

第32条 法第39条第1項の規定による災害危険区域は、地すべり、出水(土石流を含む。)又は急傾斜地(傾斜度が30度以上であって、上端と下端との高低差が5メートル以上の土地をいう。)の崩壊により既存の建築物又は将来建築される建築物に係る災害の発生する危険の著しい区域であって、市長が指定するものとする。

2 市長は、前項の規定により災害危険区域を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

3 第1項の規定による災害危険区域の指定は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

4 前2項の規定は、災害危険区域の指定を解除する場合に準用する。

(建築の制限)

第33条 災害危険区域内においては、住居の用に供する建築物は建築してはならない。ただし、当該建築物の構造若しくは敷地の状況又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第2条第3項に規定する急傾斜地崩壊防止工事の施行により、がけ崩れ等による被害を受けるおそれがないものとして市長が許可したときは、この限りでない。

第6章 日影による中高層の建築物の高さの制限

(法第56条の2第1項の条例で指定する区域及び号)

第34条 法第56条の2第1項の規定により日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域として指定する区域は、次の表の左欄に掲げる区域とし、それぞれの区域について生じさせてはならない日影時間として法別表第4(に)欄の各号のうちから指定する号は、次の表の右欄に掲げる号とする。

対象区域		法別表第4(に)欄の号
法別表第4(い)欄に掲げる地域又は区域	法第52条第1項各号に掲げる建築物の容積率が定められた区域	
第1種低層住居専用地域	10分の5の区域、10分の6の区域及び10分の8の区域	第1号
	10分の10の区域	第2号
第2種低層住居専用地域	10分の6の区域及び10分の8の区域	第1号
	10分の10の区域及び10分の15の区域	第2号
第1種中高層住居専用地域	10分の15の区域	第1号
	10分の20の区域	第2号
第2種中高層住居専用地域	10分の20の区域	第2号
第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び近隣商業地域	10分の20の区域	第2号
用途地域の指定のない区域	10分の10の区域	第3号

2 法別表第4(ろ)欄の四の項イ又はロのうちから指定するものは、ロとする。

3 法別表第4(は)欄の二の項及び三の項に掲げる平均地盤面からの高さのうちから指定する平均地盤面からの高さは、4メートルとする。

(平14条例18・平17条例149・一部改正)

第6章の2 書類の閲覧及び写しの交付

(平20条例65・追加)

(書類の閲覧)

第34条の2 何人も、市長に対し、法第93条の2(法第88条第2項において準用する場合を含む。)の国土交通省令で定める書類のほか、建築基準法令の規定による処分、報告等に関する書類のうち規則で定めるものの閲覧を請求することができる。

2 市長は、前項の請求があったときは、当該書類を閲覧させるものとする。

(平20条例65・追加)

(書類の写しの交付)

第34条の3 何人も、市長に対し、建築基準法令の規定による処分、報告等に関する書類のうち規則で定めるものの写し(当該書類が電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)で保存されている場合にあっては、これを紙に出力したもの。以下「写し等」という。)の交付を請求することができる。

2 市長は、前項の請求があったときは、当該写し等を交付するものとする。

3 第1項の請求をする者は、大津市手数料条例(平成12年条例第12号)に定めるところにより、手数料を納付しなければならない。

(平 20 条例 65・追加)

(大津市情報公開条例の適用除外)

第 34 条の 4 第 34 条の 2 第 1 項に規定する国土交通省令で定める書類及び規則で定める書類並びに前条第 1 項に規定する規則で定める書類については、大津市情報公開条例(平成 14 年条例第 4 号)第 2 章の規定を適用しない。

(平 20 条例 65・追加)

(委任)

第 34 条の 5 この章に定めるもののほか、第 34 条の 2 及び第 34 条の 3の規定による書類の閲覧及び写し等の交付に関し必要な事項は、規則で定める。

(平 20 条例 65・追加)

第 7 章 雑則

(仮設建築物に対する適用の除外)

第 35 条 この条例(前章を除く。)の規定は、法第 85 条第 5 項の仮設建築物については、適用しない。

(平 17 条例 149・平 20 条例 65・一部改正)

(既存建築物に対する制限の緩和)

第 36 条 特定行政庁は、法第 3 条第 2 項の規定によりこの条例の規定の適用を受けない建築物に係るこの条例の施行後の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替えのうち、その建築物及び敷地の状況により安全上支障がないと認められるものについて、第 9 条から第 12 条まで、第 26 条又は第 29 条の規定による制限を緩和することができる。

2 法第 3 条第 2 項の規定により第 3 条の規定の適用を受けない建築物に係るこの条例の施行後の増築、改築、移転、大規模の修繕又は大規模の模様替えについては、同条の規定は、適用しない。

(避難上の安全の検証を行う建築物の階に対する適用の除外)

第 37 条 建築物(主要構造部が準耐火構造であるか、又は不燃材料で造られたものに限る。)の階のうち、当該階が令第 129 条の 2 第 2 項に規定する階避難安全性能を有するものであることについて、同条第 3 項に規定する階避難安全検証法により確かめられたもの又は同条第 1 項の認定を受けたものについては、第 18 条、第 22 条(第 1 項を除く。)、第 23 条及び第 24 条の規定は、適用しない。

(平 12 条例 69・追加)

(避難上の安全の検証を行う建築物に対する適用の除外)

第 38 条 建築物(主要構造部が準耐火構造であるか、又は不燃材料で造られたものに限る。)で、当該建築物が令第 129 条の 2 の 2 第 2 項に規定する全館避難安全性能を有するものであることについて、同条第 3 項に規定する全館避難安全検証法により確かめられたもの又は同条第 1 項の認定を受けたものについては、第 18 条、第 22 条から第 24 条まで及び第 31 条(第 1 項第 2 号を除く。)の規定は、適用しない。

(平 12 条例 69・追加)

第 8 章 罰則

(罰則)

第 39 条 第 2 条から第 6 条まで、第 8 条から第 12 条まで、第 14 条から第 31 条まで又は第 33 条の規定に違反した場合における当該建築物、工作物又は建築設備の設計者(設計図書を用いなくて工事

を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、その建築物、工作物又は建築設備の工事施工者)は、20万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する違反があった場合において、その違反が建築主、工作物の築造主又は建築設備の設置者の故意によるものであるときは、その設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主、工作物の築造主又は建築設備の設置者に対して前項の刑を科する。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人の業務に関して前2項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各項の刑を科する。ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するためその業務に対し、相当の注意又は監督が尽くされたことの証明があったときは、その法人又は人については、この限りでない。

(平12条例69・旧第37条繰下)

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、同年7月1日から施行する。

(1) 第6条

(2) 第8条第2項の規定中、特殊建築物の敷地が路地状の部分のみによって道路に接する場合の「又は当該路地状の部分の幅員が6メートル以上であるもの」でなければならないとする部分及び同項ただし書中市長が安全上支障がないと認めたときはこの限りでないとする場合の特殊建築物の構造に係る部分

(3) 第19条第3項

(4) 第29条第1項の規定中、百貨店、マーケット又は物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるものの敷地が2以上の道路に接しなければならないとする場合の「それぞれ6メートル以上」接しなければならないとする部分

(5) 第37条第1項の規定中、第6条の規定の違反に係る部分

附 則(平成12年9月25日条例第69号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成14年3月25日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年3月23日条例第21号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成17年12月26日条例第149号)

この条例は、平成18年3月20日から施行する。ただし、第35条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月20日条例第17号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年12月22日条例第65号)

この条例は、平成21年1月1日から施行する。

○旅館業法

(昭和二十三年七月十二日法律第百三十八号)

最終改正：平成二七年六月二四日法律第四五号

(最終改正までの未施行法令)

平成二十七年六月二十四日法律第四十五号 (未施工)

第一条 この法律は、旅館業の業務の適正な運営を確保すること等により、旅館業の健全な発達を図るとともに、旅館業の分野における利用者の需要の高度化及び多様化に対応したサービスの提供を促進し、もつて公衆衛生及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。

第二条 この法律で「旅館業」とは、ホテル営業、旅館営業、簡易宿所営業及び下宿営業をいう。

2 この法律で「ホテル営業」とは、洋式の構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のものをいう。

3 この法律で「旅館営業」とは、和式の構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のものをいう。

4 この法律で「簡易宿所営業」とは、宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、下宿営業以外のものをいう。

5 この法律で「下宿営業」とは、施設を設け、一月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業をいう。

6 この法律で「宿泊」とは、寝具を使用して前各項の施設を利用することをいう。

第三条 旅館業を営もうとする者は、都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。第四項を除き、以下同じ。）の許可を受けなければならない。ただし、ホテル営業、旅館営業又は簡易宿所営業の許可を受けた者が、当該施設において下宿営業を営もうとする場合は、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る施設の構造設備が政令で定める基準に適合しないと認めるとき、当該施設の設置場所が公衆衛生上不適當であると認めるとき、又は申請者が次の各号の一に該当するときは、同項の許可を与えないことができる。

一 この法律又はこの法律に基く処分に違反して刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者

二 第八条の規定により許可を取り消され、取消の日から起算して三年を経過していない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号の一に該当する者があるもの

3 第一項の許可の申請に係る施設の設置場所が、次に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。以下同じ。）の周囲おおむね百メートルの区域内にある場合において、その設置によつて当該施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがあると認めるときも、前項と同様とする。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学を除くものとし、次項において「第一条学校」という。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下この条において「幼保連携型認定こども園」という。）

二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設（幼保連携型認定こども園を除くものとし、以下単に「児童福祉施設」という。）

三 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第二条に規定する社会教育に関する施設その他の施設で、前二号に掲げる施設に類するものとして都道府県（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市又は特別区。以下同じ。）の条例で定めるもの

4 都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長）は、前項各号に掲げる施設の敷地の周囲おおむね百メートルの区域内の施設につき第一項の許可を与える場合には、あらかじめ、その施設の設置によつて前項各号に掲げる施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがないかどうかについて、学校（第一条学校及び幼保連携型認定こども園をいう。以下この項において同じ。）については、当該学校が大学附置の国立学校（国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。以下この項において同じ。）が設置する学校をいう。）であるときは当該大学の学長、高等専門学校であるときは当該高等専門学校の校長、高等専門学校以外の公立学校であるときは当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会（幼保連携型認定こども園であるときは、地方公共団体の長）、高等専門学校及び幼保連携型認定こども園以外の私立学校であるときは学校教育法に定めるその所管庁、国及び地方公共団体以外の者が設置する幼保連携型認定こども園であるときは都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項において「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この項において「中核市」という。）においては、当該指定都市又は中核市の長）の意見を、児童福祉施設については、児童福祉法第四十六条に規定する行政庁の意見を、前項第三号の規定により都道府県の条例で定める施設については、当該条例で定める者の意見を求めなければならない。

5 第二項又は第三項の規定により、第一項の許可を与えない場合には、都道府県知事は、理由を附した書面をもつて、その旨を申請者に通知しなければならない。

6 第一項の許可には、公衆衛生上又は善良の風俗の保持上必要な条件を附することができる。

第三条の二 前条第一項の許可を受けて旅館業を営む者（以下「営業者」という。）たる法人の合併の場合（営業者たる法人と営業者でない法人が合併して営業者たる法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（当該旅館業を承継させる場合に限る。）において当該合併又は分割について都道府県知事の承認を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該旅館業を承継した法人は、営業者の地位を承継する。

2 前条第二項（申請者に係る部分に限る。）及び第三項から第六項までの規定は、前項の承認について準用する。この場合において、同条第二項中「申請者」とあるのは、「合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該旅館業を承継する法人」と読み替えるものとする。

第三条の三 営業者が死亡した場合において、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該旅館業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下同じ。）が被相続人の営んでいた旅館業を引き続き営もうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後六十日以内に都道府県知事に申請して、その承認を受けなければならない。

2 相続人が前項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に対してした第三条第一項の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。

3 第三条第二項（申請者に係る部分に限る。）及び第三項から第六項までの規定は、第一項の承認について準用する。

4 第一項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る営業者の地位を承継する。

第三条の四 営業者は、旅館業が国民生活において果たしている役割の重要性にかんがみ、営業の施設及び宿泊に関するサービスについて安全及び衛生の水準の維持及び向上に努めるとともに、旅館業の分野における利用者の需要が高度化し、かつ、多様化している状況に対応できるよう、営業の施設の整備及び宿泊に関するサービスの向上に努めなければならない。

第四条 営業者は、営業の施設について、換気、採光、照明、防湿及び清潔その他宿泊者の衛生に必要な措置を講じなければならない。

2 前項の措置の基準については、都道府県が条例で、これを定める。

3 第一項に規定する事項を除くほか、営業者は、営業の施設を利用させるについては、政令で定める基準によらなければならない。

第五条 営業者は、左の各号の一に該当する場合を除いては、宿泊を拒んではならない。

一 宿泊しようとする者が伝染性の疾病にかかっていると明らかに認められるとき。

二 宿泊しようとする者がとばく、その他の違法行為又は風紀を乱す行為をする虞があると認められるとき。

三 宿泊施設に余裕がないときその他都道府県が条例で定める事由があるとき。

第六条 営業者は、宿泊者名簿を備え、これに宿泊者の氏名、住所、職業その他の事項を記載し、当該職員の要求があつたときは、これを提出しなければならない。

2 宿泊者は、営業者から請求があつたときは、前項に規定する事項を告げなければならない。

第七条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、営業者その他の関係者から必要な報告を求め、又は当該職員に、営業の施設に立ち入り、その構造設備若しくはこれに関する書類を検査させることができる。

2 当該職員が、前項の規定により立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

第七条の二 都道府県知事は、営業の施設の構造設備が第三条第二項の規定に基く政令で定める基準に適合しなくなつたと認めるときは、当該営業者に対し、相当の期間を定めて、当該施設の構造設備をその基準に適合させるために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第八条（以下、省略）

○旅館業法施行令

(昭和三十二年六月二十一日政令第百五十二号)

最終改正：平成二十七年十一月一三日政令第三八二号

(最終改正までの未施行法令)

平成二十七年十一月十三日政令第三百八十二号 (未施工)

内閣は、旅館業法（昭和三十二年法律第百三十八号）第三条第二項 及び第四条第三項 の規定に
基き、この政令を制定する。

(構造設備の基準)

第一条 旅館業法（以下「法」という。）第三条第二項 の規定によるホテル営業の施設の構造設
備の基準は、次のとおりとする。

- 一 客室の数は、十室以上であること。
- 二 洋式の構造設備による客室は、次の要件を満たすものであること。
 - イ 一客室の床面積は、九平方メートル以上であること。
 - ロ 寝具は、洋式のものであること。
 - ハ 出入口及び窓は、鍵をかけることができるものであること。
 - ニ 出入口及び窓を除き、客室と他の客室、廊下等との境は、壁造りであること。
 - 三 和式の構造設備による客室は、次項第二号に該当するものであること。
 - 四 宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他これに類する設備を有すること。
 - 五 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。
 - 六 宿泊者の需要を満たすことができる適当な数の洋式浴室又はシャワー室を有すること。
 - 七 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。
 - 八 当該施設の規模に応じた適当な暖房の設備があること。
 - 九 便所は、水洗式であり、かつ、座便式のものがあり、共同用のものにあつては、男子用及び女子用の区分があること。
 - 十 当該施設の設置場所が法第三条第三項 各号に掲げる施設（以下「第一条学校等」という。）の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。以下同じ。）の周囲おおむね百メートルの区域内にある場合には、当該第一条学校等から客室又は客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせるホール若しくは射幸心をそそるおそれがある遊技をさせるホールその他の設備の内部を見通すことを遮ることができる設備を有すること。
 - 十一 その他都道府県（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市又は特別区。以下同じ。）が条例で定める構造設備の基準に適合すること。
- 2 法第三条第二項 の規定による旅館営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。
 - 一 客室の数は、五室以上であること。
 - 二 和式の構造設備による客室の床面積は、それぞれ七平方メートル以上であること。
 - 三 洋式の構造設備による客室は、前項第二号に該当するものであること。
 - 四 宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他これに類する設備を有すること。
 - 五 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。

- 六 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障を来さないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備を有すること。
 - 七 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。
 - 八 適当な数の便所を有すること。
 - 九 当該施設の設置場所が第一条学校等の敷地の周囲おおむね百メートルの区域内にある場合には、当該第一条学校等から客室又は客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせるホール若しくは射幸心をそそるおそれがある遊技をさせるホールその他の設備の内部を見通すことを遮ることができる設備を有すること。
 - 十 その他都道府県が条例で定める構造設備の基準に適合すること。
- 3 法第三条第二項の規定による簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。
- 一 客室の延床面積は、三十三平方メートル以上であること。
 - 二 階層式寝台を有する場合には、上段と下段の間隔は、おおむね一メートル以上であること。
 - 三 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。
 - 四 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる規模の入浴設備を有すること。
 - 五 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。
 - 六 適当な数の便所を有すること。
 - 七 その他都道府県が条例で定める構造設備の基準に適合すること。
- 4 法第三条第二項の規定による下宿営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。
- 一 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。
 - 二 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる規模の入浴設備を有すること。
 - 三 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。
 - 四 適当な数の便所を有すること。
 - 五 その他都道府県が条例で定める構造設備の基準に適合すること。

(構造設備の基準の特例)

第二条 ホテル営業、旅館営業又は簡易宿所営業の施設のうち、季節的に利用されるもの、交通が著しく不便な地域にあるものその他特別の事情があるものであつて、厚生労働省令で定めるものについては、前条第一項から第三項までに定める基準に関して、厚生労働省令で必要な特例を定めることができる。

(利用基準)

第三条 営業者は、営業の施設を利用させるについては、次の基準によらなければならない。

- 一 善良の風俗が害されるような文書、図画その他の物件を営業の施設に掲示し、又は備え付けないこと。
- 二 善良の風俗が害されるような広告物を掲示しないこと。

附 則 抄 (以下、省略)

○旅館業における衛生等管理要領

I 総則

第1 目的

この要領は、旅館業における施設、設備、器具等の衛生的管理、寝具等の衛生的取扱い、従業者の健康管理等の措置により、旅館業に関する衛生の向上及び確保を図り、併せて善良の風俗を保持することを目的とする。

第2 適用の範囲及び用語の定義

- 1 この要領は、旅館業及びその営業者について適用する。
- 2 この要領において用いる用語は、次のとおり定義する。

(1)「旅館業」とは、宿泊料を受けて宿泊させる営業であつて、ホテル営業、旅館営業、簡易宿所営業及び下宿営業をいう。

1)「ホテル営業」とは、宿泊の態様が洋風であるような様式の構造及び設備を主とする施設であつて簡易宿所営業及び下宿営業以外の営業をいう。この場合、少なくとも客室以外のロビーその他客の共用に供し得る施設、食堂に備える設備等は、洋式による構造及び設備の一環となるものであること。

2)「旅館営業」とは、宿泊の態様が和風であるような和式の構造及び設備を主とする施設であつて簡易宿所営業及び下宿営業以外の営業をいう。

3)「簡易宿所営業」とは、宿泊する場所(客室)を、多数で共用する構造及び設備を有する施設を設けて行う営業をいう。

4)「下宿営業」とは、研修所等施設を設け1か月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて人を宿泊させる営業をいう。

(2)「宿泊」とは、宿泊時間の長短にかかわらず寝具を使用して前各項の施設を利用することをいう。

(3)「玄関帳場」又は「フロント」とは、旅館又はホテルの玄関に付設された会計帳簿等を記載する等のための設備をいう。

(4)「寝具」とは、寝台(木等による枠組構造のものをいう。)、敷布団、掛け布団、毛布、敷布又はシーツ、枕、カバー(包布等)、寝衣(浴衣を含む。)等仮眠若しくは睡眠又はこれらに類似する行為において使用されるものをいう。

(5)「宴会場」又は「ホール」とは、施設内において飲食、宴会等に興を添える形態で音楽、演芸、ショー等の興行行為ができるよう舞台又その他の設備を有する室又は場所をいう。

(6)「ロビー」とは、玄関帳場又はフロントに付属する場所で、待合わせ又は談話ができるよういす、テーブル等を有する室又は場所をいう。

(7)「客室」とは、睡眠、休憩等宿泊者が利用し得る場所(客室に付属する浴室、便所、洗面所、板間、踏込み等であつて、床の間、押入れ、共通の廊下及びこれに類する場所を除く。)をいう。

なお、その床面積は、壁、柱等の内側で測定する方法(いわゆる内法)によって測定する。

(8)「洋室」とは、寝台を置いている客室をいう。

(9)「配膳室」とは、食べられる状態になった調理食品を食堂、宴会場その他飲食に供するところへ配膳するため一時的に保管する室又は場所をいう。

(10)「洗濯室」とは、洗濯機、脱水機等が配置され、専ら洗濯が行われる室又は場所をいう。

(11)「浴室」とは、浴槽等入浴設備を有する室又は場所をいう。

(12)「脱衣場」とは、浴室に付属し、入浴者が衣類の着脱を行う室又は場所をいう。

(13)「原湯」とは、浴槽の湯を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。

(14)「原水」とは、原湯の原料に用いる水及び浴槽の水の温度を調整する目的で、浴槽の水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。

(15)「上り用湯」とは、洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。

(16)「上り用水」とは、洗い場及びシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。

(17)「浴槽水」とは、浴槽内の湯水をいう。

第3 特に留意すべき事項

近年の入浴施設では、湯水の節約を行うため、ろ過器を中心とする設備、湯水を再利用 するため一時的に貯留する槽（タンク）及びそれらの設備をつなぐ配管を伴い、複雑な循環系を構成することが多くなっている。また、温泉水を利用する設備、湯を豊富にみせるための演出や露天風呂、ジャグジーや打たせ湯の設置など様々な工夫により、入浴者を楽しませる設備が付帯されるようになってきた。これまでのレジオネラ症の発生事例を踏まえると、これら設備の衛生管理、構造設備上の措置を十分行う必要がある。

浴槽水を汚染する微生物は、入浴者の体表に付着したり、土ぼこり及び露天風呂等から侵入する。温泉水等を利用する施設で一時的に湯を貯留する設備を設けると、それが微生物に汚染されやすい。これらの設備は、土ぼこりが入りにくくし、清掃や消毒を十分行うことが必要である。

また、浴槽水は、入浴者から各種の有機質が常に補給され、これらを栄養源として、ろ過器、浴槽や配管の内壁等に定着して微生物が定着・増殖する。しかも、その菌体表面に生産された生物膜によって、外界からの不利な条件（塩素剤等の殺菌剤）から保護されているため、浴槽水を消毒するだけではレジオネラ属菌等の微生物の繁殖は防げない。そのため、浴槽水の消毒のみならず常にその支持体となっている生物膜の発生を防止し、生物膜の形成を認めたならば直ちにそれを除去することが必要である。

ジャグジーや打たせ湯等は、エアロゾルを発生させ、レジオネラ属菌感染の原因ともなりやすいので、連日使用している浴槽水でジャグジー等の使用を控えたり、打たせ湯等で再利用された浴槽水の使用を控える等、汚染された湯水によるレジオネラ属菌の感染の機会を減らすことが必要である。

II 施設設備

第1 ホテル営業及び旅館営業の施設設備の基準

（施設の周囲）

1 施設の周囲は、排水及び清掃が容易にできる構造であること。

（施設一般）

2 施設の外壁、屋根、広告物及び外観等は、立地場所における周囲の善良な風俗を害することがないよう意匠が著しく奇異でなく、かつ、周囲の環境の調和する構造設備であること。

3 施設は、排水が極めて悪い場所、不潔な場所等衛生上不適当な場所に設けないこと。

ただし、衛生上支障がないよう適当な措置が講じられているものは、この限りでないこと。

4 施設は、ねずみの侵入を防止するため外部に開放する排水口、吸排気口等に金網を設けるなど必要に応じて適当な防除設備を有すること。

5 施設の外部に開放される窓等には、金網等を設けるなど衛生害虫の侵入及び防止を図るための有効な防除設備を有すること。

6 施設は、耐久性を有する材料で築造し、適当な防湿及び排水の設備を有すること。

7 玄関帳場又はフロント、ロビー、客室、調理室配膳室、食堂、宴会場又はホールその他の飲食する場所、浴室、脱衣場、洗濯室、便所、洗面所、土産品専用売場、娯楽室、事務室、更衣室その他特定の用途を有する施設は、隔壁等によりそれぞれ区分すること。

8 施設の天井は、原則として床面からおおむね2.4m以上の高さを有すること。

また、浴室、脱衣場、洗面所、便所、配膳室その他これに類する場所の天井は、原則としてすき間がなく、平滑で、清掃が容易に行える構造であり、必要に応じて結露を防止できる構造であること。

9 畳及びカーペットその他これに類する敷物のある客室等を除く浴室、脱衣場、便所、廊下等の床面は、原則として不浸透性を有し、平滑で摩擦に強く、亀裂を生じにくい材料で築造し、かつ、清掃が容易に行える構造であること。

10 内壁は、原則として意匠の部分を除き、平滑で、すき間がなく、かつ、清掃が容易に行える構造であること。

また、浴室、共同洗面所、便所その他水を使用する場所にあつては、床面から1m以上が不浸透性を有する材料で築造又は腰張りすることとし、更に内壁と床面の境界にアールを付けることが望ましいこと。

(玄関帳場又はフロント)

11 善良風俗の保持上、宿泊しようとする者との面接に適し、次の要件を満たす構造設備の玄関帳場又はフロントを有すること。

(1) 玄関帳場又はフロントは、玄関から容易に見えるよう宿泊者が通過する場所に位置し、囲い等により宿泊者の出入りを容易に見ることができない構造設備でないこと。

(2) 玄関帳場又はフロントは、受付台の長さが1.8m以上を有するなど事務をとるのに適した広さを有し、相対する宿泊者と従事者が直接面接できる構造であること。

(3) 玄関帳場又はフロントの内側にあつて、受付台から適当な距離を隔てて客室のカギを保管する設備を有すること。

(4) 玄関帳場又はフロントの受付台の前の場所は、収容定員に応じて十分な広さを有し、1.6m以内には、植木、カーテン等宿泊事務に支障となる物品を備え付けてはならないこと。

(5) 旅館営業においては、玄関帳場に類する設備として従業者が常時待機し、来客の都度、玄関に出て客に対応する構造の部屋を玄関に付設することができること。

(6) モーター等特定の用途を有する施設においては、玄関帳場又はフロントとして、施設への入口、又は宿泊しようとする者が当該施設を利用しようとするときに必ず通過する通路に面して、その者との面接に適する規模と構造を有する設備(例えば管理棟)を設けることができること。

(ロビー)

12 ロビーを設ける場合は、ロビーは、宿泊者の需要を満たすことができるよう収容定員及び利用の実態を勘案し、適当な広さを有し、くず箱、灰皿等の喫煙設備を備え、又は専用の喫煙場所を設け、かつ、清掃が容易に行える構造であること。この場合、喫煙場所は、床面を難燃性を有する材料で築造するなど適切な不燃措置を講じ、かつ、汚染空気を直接施設外に排出できる局所排気装置を備え付けている構造設備であること。

また、ロビーは、次式により得られる以上の面積を有することが望ましいこと。

ロビーの面積＝収容定員×{(0.1※1×6.3平方メートル※2×1/4)+(0.2※1×1.1平方メートル※3)}

(注)※1 最も混雑する時間帯の利用率

※2 4人がけの応接セット及び所要の通路面積＝0.8×1.8m+1.8×2.7m＝6.3 m²

※3 1人がけの椅子面積＝0.9×1.2m＝1.08平方メートル÷1.1 m²

なお、ホテル営業にあつては、ロビーを設けること。

(廊下、階段)

13 廊下、階段（踊り場を含む。以下同じ。）は、おおむね1.2m以上の幅員（1.6m以上が望ましい。）及び適当なけあげ、踏面を有し、清掃が容易に行える構造であること。

また、階段には、高齢者等の安全確保のため必要に応じ手すり等の設備を設けることが望ましいこと。

(客室)

14 客室は、次の要件を満たす構造設備であること。

(1)屋根裏の清掃が容易にできるものを除き、天井を設けること。

(2)収容定員に応じて十分な広さを有し、清掃が容易に行える構造であること。

また、宿泊者の衣類及び携帯品を収納できる適当な規模又は広さの専用保管設備及び場所を有すること。

(3)善良風俗の保持のため、振動寝台、回転寝台等人の性的好奇心をそそる特殊な構造の寝具及び壁、天井等に就寝する姿を映す大型の鏡、その他人の性的好奇心をそそる物品を備え付けないことが望ましいこと。

(4)客室の前面に空地があるなど衛生上支障がない場合を除き、客室は、地階に設けてはならないこと。

また、窓のない客室は、設けないこと。

(5)ホテル営業の客室にあつては、次の要件を満たすものであること。

1) 客室の数は、10室以上であること。この場合、洋室の数は、客室総数の2分の1を超えて有すること。

2) 1洋室の床面積は、9平方メートル以上であること（13平方メートル以上が望ましいこと。）。

3) 1洋室の幅員は、2m以上であること（2.5m以上が望ましいこと。）。

4) 寝台1個当たりの床面積は、4.5平方メートル以上の広さを有すること。

5) 洋室に宿泊者の利便を図るため、机、いす、テレビその他家具を置く場合は、清掃に支障が生じないよう適当な位置に置くこと。

6) 洋室の寝具は、洋式のものであり、その他次に掲げるところによること。

a 寝台は、幅員0.85m、長さ1.95m以上の広さを有すること（幅員1.0m、長さ2.1m以上が望ましいこと。）。

b 寝台は、床面からマットレスの上面までの高さがおおむね0.4m以上あること。

c 寝台を隣接して置く場合は、おおむね0.75m以上の間隔を有することが望ましいこと。

d マットレスは適当な厚さを有していること（おおむね10cm程度が望ましいこと。）。

e 毛布は、身体を包むのに十分な大きさを有していること（おおむね幅員1.4m、長さ2.3m以上を有することが望ましいこと。）。

7) 出入口及び窓は、かぎをかけることができるものであること。

8) 出入口及び窓を除き、客室と他の客室、廊下等との境は、壁造りであること。

9) 和式の構造設備による客室（以下「和室」という。）を設ける場合は、次の(6)（(6)1）を除く。）に該当するものであること。

(6)旅館営業の客室にあつては、次の要件を満たすものであること。

1) 客室の数は、5室以上であること。この場合和室の数は、客室総数の2分の1を超えて有すること。

2) 1和室の床面積は、7平方メートル以上であること（9平方メートル以上が望ましいこと。）。

3) 和室と他の和室、廊下等との境は、壁、板戸、ふすま又はこれらに類するものを用いて区画すること。

4) 和室には、適当な位置に寝具を収納する押入れ又はこれに類する保管設備を設けること。

5) 和室の寝具は、和式のものであり、就寝に支障が生じないよう適当な大きさを有していること。

6) 洋室を設ける場合は、前記の(5)（(5)1）を除く。）に該当するものであること。

(浴室)

15 浴室の構造設備は、次の要件を満たすものであること。

(1)浴室（脱衣場を含む。）の内部が当該浴室の外から容易に見えるような性的好奇心をそそる構造であつてはならないこと。

(2)床面（排水溝を含む。（3）において同じ。）、内壁（床面から1m以上（腰張りをを含む。））及び浴槽は、耐水性を有する材料を用いて築造すること。

(3)床面及び浴槽の底面は、排水が容易に行えるようおおむね100分の1.5以上の適当な勾配を付け、すき間がなく、清掃が容易に行える構造であること。

(4)内壁及び天井は、汚れが分かりやすいよう明るい色彩であることが望ましいこと。

(5)浴室は、湯気を適切に排出できる構造であること。

(6)共同浴室を設ける場合は、原則として男女別に分け、各1か所以上のものを有すること。

(7)浴槽及び洗い場は、次の構造設備であること。

1) 浴槽及び洗い場には、排水に支障が生じないよう適切な大きさの排水口を適当な位置に設けること。

2) 共同浴室に設ける場合は、次に掲げるところによること。

a 浴槽は、洗い水等の流入を防止するため上縁が洗い場の床面よりおおむね5cm以上(15cm以上が望ましいこと。)の適当な高さを有すること。

また、必要に応じて手すり及び内側に踏段を設ける等、高齢者、小児等に配慮したものであることが望ましいこと。

b 浴槽内面積は、収容定員に応じて適当な広さを有すること。この場合、その広さは、次式により得られる面積以上であることが望ましいこと。

浴槽内面積＝収容定員※1×0.5※2×0.5※3×0.5平方メートル※4×宿泊者男女比※5

(注)※1 入浴設備を有しない客室定員の合計に、専用入浴設備を有する客室定員の合計の50%を加えた人数を収容定員とすること。

※2 入浴者の最も多い時間帯（20～21時）の入浴者数を収容定員の50%としたこと。

※3 入浴者のうち浴槽使用者及び洗い場使用者の比率を50%としたこと。

※4 入浴者1人当たりの浴槽使用面積

※5 宿泊者男女比は、各施設の特性により設定すること。

c 浴槽には、入浴者が容易に見える位置に浴槽ごとに1個以上の隔測温度計を備え、常に清浄な湯及び水を供給することができる設備を有すること。

d 浴槽は、熱湯が入浴者に直接接触しない構造であること。

ただし、給湯栓等により熱湯を補給する構造のものにあつては、その付近のよく見やすい場所に熱湯に注意すべき旨の表示をすること。

e 洗い場の面積は、収容定員に応じて適当な広さを有すること。この場合、その広さは次式により得られる面積以上であることが望ましいこと。

洗い場面積＝収容定員※1×0.5※2×0.5※3×1.1平方メートル※6×宿泊者男女比※5

(注)※1、2、3、5 前記bの(注)を参照すること。

※6 入浴者1人当りの洗い場使用面積

f 洗い場には、収容定員に応じて適当な数の上り用湯及び上り用水を供給する設備(以下「給水(湯)栓」という。)を有し、当該湯及び水が飲用不適なものにあつては、その給水(湯)栓の周囲のよく見える場所に飲用不適である旨の表示を掲示すること。この場合、給水(湯)栓は、次式により得られる数以上であることが望ましいこと。

給水(湯)栓数＝収容定員※1×0.5※2×0.5※3×宿泊者男女比※5

(注)※1、2、3、5 前記bの(注)を参照すること。

給水(湯)栓数は、小数点以下を四捨五入して算定すること。

g 洗い場の適当な場所に、1カ所以上の飲料水を供給する設備を設置し、その周囲のよく見える場所に、飲用適である旨の表示を掲示すること。

h 洗い場には、収容定員に応じて十分な個数の洗いおけ及び腰掛を置くこと。

i ろ過器を設置する場合にあつては、以下の構造設備上の措置を講じること。

(1)ろ過器は、1時間当たり浴槽の容量以上のろ過能力を有し、かつ、逆洗浄等の適切な方法でろ過器内のごみ、汚泥等を排出することができる構造であるとともに、ろ過器に毛髪等が混入しないようろ過器の前に集毛器を設けること。

(2)浴槽における原水又は原湯の注入口は、湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管(以下「循環配管」という。)に接続せず、浴槽水面上部から浴槽に落とし込む構造とすること。

(3)循環してろ過された湯水が浴槽の底部に近い部分で補給される構造とし、当該湯水の誤飲又はエアロゾルの発生を防止すること。

(4)浴槽水の消毒に用いる塩素系薬剤の注入又は投入口は、浴槽水がろ過器内に入る直前に設置されていること。

j 打たせ湯及びシャワーは、循環している浴槽水を用いる構造でないこと。

k 浴槽に気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備(以下「気泡発生装置等」という。)を設置する場合には、空気取入口から土ぼこりが入らないような構造であること。

l 内湯と露天風呂の間は、配管等を通じて、露天風呂の湯が内湯に混じることのない構造であること。

m オーバーフロー回収槽(以下「回収槽」という。)内の水を浴用に供する構造になっていないこと。ただし、これにより難しい場合には、回収槽は、地下埋設を避け、内部の清掃が容易に行える位置又は構造であり、かつ、レジオネラ属菌が繁殖しないように、回収槽内の湯水が消毒できる設備が設けられていること。

(8)浴室に備え付けている木製のふた、すのこ、洗いおけ、腰掛等は、腐食が著しく生じていないものであること。

(9)サウナ室又はサウナ設備を設ける場合は、前記(3)(浴槽に関する部分を除く。)、(4)及び(6)の他次に掲げるところによること。

1) 室又は設備の内外にサウナの利用基準温度及び湿度を表示し、温度計及び湿度計を内部の容易に見える適当な位置に備え付けること。

2) 室内又は設備内は、換気を適切に行うため、給気口は、室内の最も低い床面に近接する適当な位置に設け、排気口は、室内の最も高い床面の上部にある天井に近接する適当な位置に設けること。

3) 室内又は設備内を容易に見通すことができる窓を適当な位置に設けること。

4) 床面、内壁及び天井は、耐熱性の材料を用いて築造すること。

5) 室内及び設備内に放熱パイプを備え付ける場合は、これが直接身体に接触しない構造であること。

6) 火気や、営業中利用者の健康に異常が生じた場合など危害の発生に適切に対処し、又はこれら異常な事態が生じないように入浴上の注意に係る表示をよく見える場所に掲示すること。

(10)ホテル営業にあつては、前記の(1)から(9)までに掲げる要件によることその他宿泊者の需要を満たすことができる洋式浴室又はシャワー室を有することとし、この場合、次に掲げるところによること。

1) 洋室には、原則として洋式浴室又はシャワー室を設けること。

2) 洋式浴室の浴槽は、利用者ごとに浴槽水を取り替えることができる構造設備であること。

3) 洋式浴室又はシャワー室には、シャワー設備を備え付け、水又は適当な温度の湯を十分に供給でき、湯の温度を調節できる装置を有するものであること。

4) シャワー設備を有する室には、必要に応じてシャワー水の飛散を防止するためカーテン等を備え付けること。

5) シャワー室に脱衣場を付設する場合、脱衣場の床面は、シャワー室の水が流入しないよう当該室より5 cm以上の高さを有すること。

6) 共同用のシャワー室を設ける場合は、入浴に支障が生じないように適当な数のシャワー設備を備え付けること。

なお、シャワー設備の数は、入浴設備を有しない客室定員を合計した人数に対しおおむね10人に1個の割合で備え付けることが望ましいこと。

ただし、その他共同浴室を併設する場合は、その入浴定員を勘案し、シャワー設備の数を適当に減らして備え付けることができること。

(11)旅館営業にあつては、当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合には、宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備を必ずしも有する必要のないこと。

なお、洋式浴室又はシャワー室を設ける場合は、前記の(10)に該当するものであること。

(入浴用給湯・給水設備)

16 入浴用給湯・給水設備は次の要件を十分に満たしていること。

(1) 水道水以外の水を原水、原湯、上り用水及び上り用湯として使用する場合は、「公衆浴場における水質基準等に関する指針」に適合していることを確認したものであること。

(2) 原湯を貯留する貯湯槽（以下「貯湯槽」という。）の温度を、通常の使用状態において、湯の補給口、底部等に至るまで 60℃以上に保ち、かつ、最大使用時においても 55℃以上に保つ能力を有する加温装置を設置すること。それにより難い場合には、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽水の消毒設備が備えられていること。

(3) 放熱管及び給配湯は、露出せず、直接身体に接触させない設備とすること。

(脱衣場)

17 脱衣場を設ける場合は、収容定員に応じて十分な広さを有し（浴室面積の 50%以上が望ましいこと。）、入浴者の需要を満たすことができるよう適当な数の洗面設備（脱衣場に隣接するものを含む。）及び衣類を収納する保管設備を有すること。

なお、共同浴室にあつては、脱衣場を付設すること。

(マッサージ室)

18 マッサージ室を設ける場合は、他の場所と明確に区分する専用の室又は場所であつて、外部から内部を容易に見通すことができる構造であること。

(洗面所)

19 洗面所は、宿泊者の需要を満たすことができるよう適当な規模を有し、次の要件を満たす構造設備であること。

(1) 洗面所は、宿泊者の利用しやすい位置に設け、十分な広さを有していること。

(2) 洗面設備は、不浸透性及び耐熱性の材料を用いて作られ、清掃が容易に行え、かつ、流水受槽式の構造であつて、十分な大きさを有すること（1 給水栓当たり幅員 0.6m、奥行 0.5m以上が望ましいこと。）。

なお、洗面設備には、給湯ができる設備を有することが望ましいこと。

(3) 洗面設備には、洗面に必要な石ケン、消毒液、タオル、紙製タオル等のものを置くことができる設備を備え付けることが望ましいこと。

(4) 共同洗面所を設ける場合、その洗面設備の給水栓は、収容定員（洗面設備を付設する客室の定員を除く。）に応じて適当な数を有すること（5 人当たり 1 個以上の割合で、ただし、30 人を超える場合 10 人当たり 1 個以上の割合が望ましいこと。）。

(5) 共同洗面所に共同洗面設備（2 給水栓以上を隣接して設け、ひとつの受水槽を共用するものをいう。）を設ける場合は、給水栓の間が適当な間隔を有していること（おおむね 0.7m以上が望ましいこと。）。

(便所)

20 便所は、次の要件を満たす構造設備であること。

(1) 手洗設備は、前記の 19（洗面所）に係る基準に準じて設けること。

ただし、共同洗面設備を設ける場合は、給水栓の間隔を 0.5m以上とすることができること。

(2) 便所は、宿泊者等の利用しやすい位置に設け、収容定員に応じ適当な数を有すること。

なお、共同便所を設ける場合は、男子用、女子用の別に分けて、おおむね同数の割合で便所を設け、その便器は、収容定員（便所を付設する客室の定員を除く。）に応じて適当な数を備え付けること。

なお、便器の数は、次の表により得られる数以上であることが望ましいこと。この場合、大便器と小便器の割合は、原則としてほぼ同数にすること。

1) 収容定員が 30 人以下の場合

収容定員	便器数	
	大便器	小便器
1～5	1	1
6～10	2	1
11～15	2	2
16～20	3	2
21～25	3	3
26～30	4	3

2) 収容定員が31人以上300人以下の場合は、10人増加するごとに1個の割合で30人までの便器数7個に加算すること。

3) 収容定員が301人を超える場合は、20人増加するごとに1個の割合で300人までの便器数34個に加算すること。

(3) 便所を付設していない客室を有する階には、共同便所を設けること。この場合、調理室及び配膳室から適当な距離を有していること（おおむね3m以上が望ましいこと。）。

なお、2階以上に客室を設ける場合、その収容定員の合計が5人未満の階には、便所を必ずしも設けなくてもよいこと。

(4) 大便所は、適当な広さを有する（おおむね幅員0.9m、奥行1.2m以上が望ましいこと。）構造であること。

(5) 座便式便所を設ける場合は、便所の正面の出入口からおおむね0.4m以上の間隔を有することが望ましいこと。

(6) 小便器を隣接して設ける場合、小便器の間は、適当な間隔を有すること（おおむね0.7m以上が望ましいこと。）。

(7) 車いす用の便所を設ける場合は、車いすの移動に支障が生じないよう十分な広さを有すること。

(8) 便所は、悪臭を排除するため適当な換気設備を備え付けること。

(9) 便所には、清掃用具専用の保管設備及び洗い場を設けることが望ましいこと。

(10) ホテル営業にあっては、便所は、水洗式であり、かつ、座便式のものがあり、洋室に付設する場合は座便式便器を有するものであること。

また、共同便所を設ける場合、座便式便器の数は、男子用大便器及び女子用便器の各総数の2分の1以上を有することが望ましいこと。

(保管室)

21 寝具、清掃用具等の保管室は、従業員等の利用しやすい位置に設け、収容する数量に応じて十分な大きさを有すること。

(調理室)

22 調理室を設ける場合は、宿泊者の食事の需要を満たすことができるよう十分な広さを有し、構造設備については、「食品衛生法」（昭和22年法律第233号）第20条の規定に基づき都道府県知事等が定める飲食店営業の施設基準に適合するものであること。

また、その他同法に基づく指導に従い、良好な構造設備にすること。

なお、共同自炊用の調理室を設ける場合は、宿泊者の自炊の需要を満たすことができるよう十分な広さを有し、適当な調理設備を備え付けていること。

(配膳用リフト及びコンテナ)

23 配膳用リフト及びコンテナを置く場合、これらは、耐久性及び不浸透性を有する材料で作られ、食品等の出入れ及び清掃が容易に行える構造であること。

(配膳室)

24 配膳室を設ける場合は、次の要件を満たす構造設備であること。

(1)配膳室は、配膳に支障が生じないよう十分な広さを有し、その他の場所とは明らかに区分すること。

(2)配膳室には、配膳数量に応じ十分な大きさを有し、清掃及び食品等の出入れが容易にできる保管設備及び配膳台を置くこと。

(3)内壁は、床面からおおむね1 m以上を不浸透性を有する材料で築造または腰張りすること。

(4)配膳室内の見やすい位置に温度計及び湿度計を備え付けること。

(食堂等)

25 食堂、宴会場又はホールその他飲食に用いる室を設ける場合は、次の要件を満たす構造設備であること。

(1)宿泊者等の食事の需要を満たすことができるよう収容定員等利用の実態を勘案し、適当な広さを有すること。この場合、1人当たり0.8平方メートル以上を有すること(1平方メートル以上が望ましいこと)。

(2)室内には、宿泊者等が容易に見やすい位置に温度計及び湿度計を備え付けること。

(3)ホテル営業にあつては食堂を設ける場合は、いす、テーブル等の洋式の設備を有すること。

(土産品専用売場)

26 土産品専用売場を設ける場合は、販売に支障がない広さを有し、清掃が容易で、かつ、清潔を十分に保つことができる構造であり、食品等の販売及び保管用設備は、清掃及び人の移動に支障がないように置き、また、冷凍庫及び冷蔵庫を置く場所の床面は、不浸透性で亀裂を生じにくい材料で築造又は措置すること。

(洗濯室)

27 洗濯室を設ける場合は、洗濯物の量に応じ、これを適切に処理することができるよう適当な広さ及び洗濯設備を有し、その他の構造設備については、「クリーニング所における衛生管理要領」(昭和57年3月31日環指第48号)に準ずるものとする。

(プール)

28 プールを設ける場合は、「遊泳用プールの衛生基準について」(平成13年7月24日健発第774号)により設けることとし、100m³未満の場合は、これに準じて設けることが望ましいこと。

(給水設備)

29 給水設備は、次の要件を満たす構造設備であること。

(1)水道水その他飲用に適する水(以下「飲料水」という。)を衛生的で十分に供給し得る設備を適切に配置すること。

なお、水道水以外の井戸水又は自家用水道を飲用に供する場合にあつては、殺菌装置及び浄水装置を備え付けること。

(2)雑用水を供給する設備を設ける場合は、飲料水との誤飲を避けるためその旨の表示を当該設備の周囲の容易に見えるところに掲示すること。

(3)埋没式(地面に埋めるものをいう。)の受水槽にあっては、雨水等による冠水を防止するためマンホールは、防水型とし、その開口部は、適当な立ち上げを有すること(10cm以上の高さを有することが望ましいこと)。

(4)受水槽、高置水槽等の貯水槽は、不浸透性の材料を用い、密閉構造とし、そのマンホールは、密閉及び施錠することができ、通気管、オーバーフロー管、ドレーン管は、害虫を防除できる構造であること。

(5)受水槽及び高置水槽等の貯水槽の内部及び周辺は、清掃及び消毒が容易に行える構造であること。

(6)井戸水を飲料水として使用する場合、浅井戸にあっては、便所、汚水溜等不潔な場所から20m以上の距離を有して位置し、その他の井戸は、少なくとも5m以上の距離を有して位置すること。

(し尿及び排水処理設備)

30 し尿及び排水処理設備は、衛生害虫等の発生を防除し、かつ、し尿及び排水を適正に処理できる性能を有する構造設備であること。

(廃棄物集積場等)

31 施設には、不浸透性の材料で作られ、かつ、汚液(汚水を含む)、ごみ等が飛散流出しない構造のごみ箱を、必要に応じて十分な数を適当な位置に置くこと。

また、廃棄物の量が著しく多い大規模な施設にあっては、不浸透性の材料で作られ、かつ、給水栓を設ける等清掃が容易にできる構造の専用の廃棄物の集積場又は処理設備を適当な位置に設けること。

(ガス設備)

32 ガス設備を設ける場合は、次の要件を満たす構造設備であること。

(1)ガス設備は、腐蝕しにくい適当な材料で作られ、かつ、有害であるガスを漏出しないよう次に掲げるところによるものであること。

(1)調理室のガス設備は、その他の場所のガス供給系統と区別するなど専用の構造であること。

(2)客室、食堂、宴会場又はホールその他飲食に用いる室に備え付けるガス設備には、専用の元栓があり、その接続部は容易に取り外しができない構造であること。

(3)ガスが流通する管は、堅固な材料で作るなどガスの流通が容易に中断されないよう適切な構造であること。

(2)客室、食堂、宴会場又はホールその他飲食に用いる室にガス設備を備え付ける場合は、室内の客の見やすい位置にガス栓の所在場所、ガス元栓の開閉時間及びガスの使用方法等についての注意の表示等を掲示すること。

(採光・照明設備)

33 施設には、適当な採光及び照明の設備を有し、次の要件を十分に満たすものであること。

(1)客室は、窓等により自然光線が十分に採光できる構造であり、窓その他の開口部で採光に有効な部分の面積は、おおむね面積の8分の1以上を有すること(5分の1以上が望ましいこと)。

なお、和室の採光面積は、幅員0.9m以上の縁側を隔てるときは、その採光面積のおおむね2分の1を有効面積とみなし、随時開放し得るふすま、障子類によって仕切られた2室の場合、本号の適用については1室とみなすこと。

(2)照明設備は、後記「III施設についての換気、採光、照明、防湿及び清潔その他宿泊者の衛生に必要な措置の基準」25(照明)の基準に定める照度性能を十分に満たすものであること。

(換気関係設備)

34 施設は、外気に面して開放することのできる換気口を設けるなど自然換気設備により衛生的な空気環境を十分に確保するか、または内部の汚染空気の排除、温度、湿度の調整等を行うため適当な機械換気設備（空気を浄化し、その流量を調節して供給（排出を含む。）をすることができる設備をいう。）若しくは空気調和設備（空気を浄化し、その温度、湿度及び流量を調節して供給（排出を含む。）をすることができる設備をいう。）を有し、次の要件を十分に満たすものであること。

(1) 機械換気設備又は空気調和設備を備え付ける場合は、後記「III 施設についての換気、採光、照明、防湿及び清潔その他宿泊者の衛生に必要な措置の基準」24（換気）の基準に定める空気環境の基準を十分に満たす性能を有するものであること。

(2) 機械換気設備及び空気調和設備は、次の要件を満たす構造設備であること。

1) 外気取入口は、汚染された空気を取り入れることがないように適当な位置に設けること。

2) 外気の清浄度が不十分なときは、空気を浄化する適当な設備を設けること。

3) 給気口は、内部に取り入れられた空気の分布を均等にし、かつ、局部的に空気の流れが停滞しないよう良好な気流分布を得るため適当な吹出性能のものを、また排気を効果的にできる適当な吸引性能のものを、適当な位置に設けること。

4) 送風機（給気用・排気用）は、風道その他の抵抗及び外風圧に対して、安定した所定の風量が得られる機能を有すること。

5) 風道は、漏れが少ない気密性の高い構造であること。

また、風道の材料は、容易に劣化し、又は吸気を汚染するおそれのないものであること。

6) 送風機、風道の要所、給気口、排気口その他機械換気設備の重要な部分は、保守点検、整備が容易にできる構造であること。

7) 給気口及び排気口（排気筒の頂部を含む。）には、雨水又はこん虫、鳥、ほこりその他衛生上有害なものへの侵入を防止するための設備を備え付けること。

(3) 空気調和設備を設けているところは、客室、廊下等の適当な位置に容易に見えるよう温度計及び湿度計を備え付けること。

(暖房設備)

35 客室に暖房設備を備ける場合は、密閉式の暖房設備（直接屋外から空気を取り入れ、かつ、廃ガスその他の生成物を直接屋外に排出する構造のものをいう。）その他半密閉式（廃ガスその他の生成物を直接屋外に排出する構造のものをいう。）等室内の空気を汚染するおそれがないものを備え付け、開放型のものは置かないこと。

なお、ホテル営業にあつては、当該施設の規模に応じた適当な暖房の設備を有すること。

(自動販売機)

36 自動販売機を設ける場合は、販売に支障のない広さを有し、清掃が容易で清潔を十分保つことができる場所に位置し、食品の自動販売機については、「食品の自動販売機の衛生指導について」（昭和55年1月8日環食第1号）により備え付けることとし、その他のものについては、必要に応じてこれに準じて備え付けることが望ましいこと。

(寝具)

37 寝具は、次の要件を満たすものであること。

(1)寝具は、宿泊者の定員に応じて十分な数を備え、清潔で衛生的なものであり、後記「III 施設についての換気、採光、照明、防湿及び清潔その他宿泊者の衛生に必要な措置の基準」の寝具の管理の基準を満たすものであること。

(2)敷布又はシーツ、カバーその他これに類するものは、汚れが分かりやすいよう明るい色彩のものであること。

(3)布団、枕等のカバーは、取り外しが容易にできる構造のものであること。

(4)布団、枕、マットレスその他これに類するものは、適当な大きさを有し、容易に破れない材質の布で覆われていること。

(その他)

38 洗面所、便所の手洗い設備等に置く手ふき、タオルは、後記「III 施設についての換気、採光、照明、防湿及び清潔その他宿泊者の衛生に必要な措置の基準」27（タオル等の管理）の基準に定める基準を満たすものを収容定員に応じて十分な数備えること。

39 客室には、定員及び室名若しくは室番号を、共同浴室、共同洗面室及び共同便所には、その旨を、それぞれ入口の見やすい場所に掲示すること。

40 玄関、玄関帳場又はフロントの見やすい場所に営業許可証を掲示すること。

41 玄関帳場又はフロント及び客室の見やすい場所に宿泊料金を掲示することが望ましいこと。

42 カーペットは、水を多く使用する場所又は湿度が著しく高い場所等でダニ及びカビが著しく発生するおそれのある場所には敷かないこと。

43 危害発生等に係る連絡を迅速、かつ、適切に行うため客室と玄関帳場又はフロント及び事務室の間には、電話等所要の設備を必要に応じて備え付けることが望ましいこと。

44 従業者の更衣等に使用する室（以下「更衣室」という。）は、従業者の数に応じて適当な規模及び数のロッカーを備え付けること。更衣室は、従業者専用とし、必要に応じて食品取扱い従業者と区分することが望ましいこと。

45 施設の設置場所が「旅館業法」（昭和 23 年法律第 138 号）第 3 条第 3 項各号に掲げる施設（以下「学校等」という。）の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲おおむね 100 m 以内の区域内にある場合には、当該学校等から客室又は客にダンス若しくは射幸心をそそるおそれがある遊技をさせるホールその他の設備の内部を見通すことをさえぎることができる設備を有すること。

第 2 簡易宿所営業の施設設備の基準

1 客室は、次の要件を満たす構造設備であること。

(1)客室の延床面積は、33 平方メートル以上であること。

(2)客室の幅員は、2 m 以上を有すること。

(3)客室は、収容定員に応じて十分な広さを有していること。

(4)1 客室の床面積は、おおむね 4.8 平方メートル以上であること（7 平方メートル以上が望ましいこと。）。

(5)寝台 1 台当たりの床面積は、3.0 平方メートル以上の広さを有すること。

ただし、階層式寝台にあつては 1 台（2 層を 1 台に換算する。）当たりの床面積は、おおむね 4.5 平方メートル以上の広さを有すること。

(6)階層式寝台は、2 層とし、その幅員は 0.9 平方メートル以上、長さ 1.85m 以上の広さを有すること（幅員 1.0m、長さ 2.1m 以上が望ましいこと。）。

- (7)階層式寝台の上段と下段及び最上段と天井の間隔は、それぞれおおむね1 m以上であり、また下段の寝台は、床面からマットレス上面までの高さが0.35m以上であること。
- (8)階層式寝台は、他の場所からの光線をさけることができるようカーテン等を備え付けるなど適当な構造設備であること。
- (9)階層式寝台をおく天井は、床面よりおおむね2.5m以上の高さを有すること。
- (10)階層式寝台（上段）の外側のふちには、宿泊者が寝台から落ちないように床板からおおむね0.2 m以上の高さに手すりを設ける等適切に措置することが望ましいこと。
- (11)いわゆるカプセル型の寝台は、次の要件を満たすものであること。
- 1) 良好な空気環境を保つことができる構造であること。
 - 2) 適当な照明設備を有すること。
 - 3) 幅員1 m、長さ2.1m以上の広さを有すること。
 - 4) その他の前記階層式寝台の(5)から(10)までの基準を満たす構造であること。
- (12)その他「第1 ホテル営業及び旅館営業の施設設備の基準」の14（客室）の(1)から(4)に準じて設けること。
- 2 玄関には、必要に応じて宿泊客等のはき物を保管する設備を設けること。
 - 3 適当な規模の玄関、玄関帳場又はフロント及びこれに類する設備を設けること。その他「第1 ホテル営業及び旅館営業の施設設備の基準」の11（玄関帳場又はフロント）に準じて設けること。
 - 4 客室と他の客室、廊下等との境は、壁、ふすま、板戸及びこれに類するものを用いて区分すること。
 - 5 廊下及び階層式寝台を置く客室の通路は、おおむね1.2m以上の幅員を有すること（1.6m以上が望ましいこと。）。
 - 6 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる規模の入浴設備を有すること。この場合、「第1 ホテル営業及び旅館営業の施設設備の基準」の15（浴室）の(1)から(10)までに準じて設けることが望ましいこと。
 - 7 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。この場合、「第1 ホテル営業及び旅館営業の施設設備の基準」の19（洗面所）に準じて設けることが望ましいこと。
 - 8 適当な数及び構造設備の便所を有すること。この場合、「第1 ホテル営業及び旅館営業の施設設備の基準」の20（便所）に準じて設けることが望ましいこと。
 - 9 多数の宿泊者が利用する客室又はその階には、宿泊者の衣類その他携行物品等を十分に収納できる専用の保管設備を収容定員数に応じて適当数設けること。
 - 10 適当な換気、採光（客室の採光に必要な窓の面積は、床面積の10分の1以上であること。）、照明、防湿及び排水の設備を有すること。この場合、換気、採光、照明に係る設備については、「第1 ホテル営業及び旅館営業の施設設備の基準」の33（採光・照明設備）及び34（換気関係設備）に準じて設けること。
 - 11 その他、「第1 ホテル営業及び旅館営業の施設設備の基準」の1～10、12、13、17、22～27、29～32及び35～45に準じて設けることが望ましいこと。

第3 下宿営業の施設設備の基準

- 1 客室は、次の要件を満たす構造設備のものであること。
 - (1)客室の数は、3室以上であること。

(2)客室は、収容定員に応じ十分な広さを有し、1客室の床面積は、7平方メートル以上であること（9平方メートル以上が望ましいこと。）。

(3)客室の幅員は、2m以上を有すること。

(4)客室には、寝具及び宿泊者の携行物品等を十分に収納できる押入等の保管設備を設けること。

(5)その他、「第1 ホテル営業及び旅館営業の施設設備の基準」の14(客室)の(1)から(4)、(5)の2)から8)及び(6)の2)から5)に準じて設けること。

2 客室の出入口及び窓は、かぎをかけることができること。

3 出入口及び窓を除き、客室と他の客室、廊下等との境は、壁、板、ふすま等で区画されていること。

4 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる規模の入浴設備を有すること。この場合、「第1 ホテル営業及び旅館営業の施設設備の基準」の15(浴室)の(1)から(10)までに準じて設けること。

5 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。この場合、「第1 ホテル営業及び旅館営業の施設設備の基準」の19(洗面所)に準じて設けること。

6 適当な数及び構造設備の便所を有すること。この場合、「第1 ホテル営業及び旅館営業の施設設備の基準」の20(便所)に準じて設けること。

7 調理室及び食堂を設ける場合は、宿泊者の食事の需要を満たすことができるよう十分な広さを有すること。この場合、「第1 ホテル営業及び旅館営業の施設設備の基準」の22(調理室)及び25(食堂等)に準じて設けること。

8 必要に応じて、適当な広さの共同洗濯場及び洗濯設備を有すること。

9 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。この場合、換気、採光、照明に係る設備については、「第1 ホテル営業及び旅館営業の施設設備の基準」の33(採光・照明設備)及び34(換気関係設備)に準じて設けること。

10 寝具は、定員に応じて適当な数を有すること。

11 その他、「第1 ホテル営業及び旅館営業の施設設備の基準」の1～11、13、17、23、24、29～32、35～40及び42～45に準じて設けることが望ましいこと。

第4 季節的営業等における施設設備の基準の特例

ホテル営業、旅館営業又は簡易宿所営業の施設のうち、季節的に利用されるもの、交通が著しく不便な地域にあるもの、その他特別の事情があるものについては、客室の数及び床面積、玄関帳場又はフロント及びその他の基準について、適用の必要性がない場合又はこれらの基準によることができない場合であって、かつ、公衆衛生の維持に支障がないときには、これらの基準によらないことができるものとする。

この場合の対象施設は、次のとおりとする。

1 キャンプ場、スキー場、海水浴場等において特定の季節に限り、営業するところであって、プレハブ等営業の都度容易に建築又は解体ができるもので、かつ、衛生上支障の生じないよう容易に管理ができる構造設備の施設。

なお、温泉地における長期湯治宿泊客を対象とするところ（いわゆる温泉湯治場）で積雪等により、特定の季節に閉鎖するところについては、衛生上支障のないよう容易に管理ができる構造設備の施設。

2 山小屋等交通が著しく不便な地域にあるところであって、利用度の低い施設。

3 体育会、博覧会等のため団体宿泊等一時的に営業するところであって、プレハブ等容易に建築又は解体できるもので、かつ、衛生上支障が生じないよう容易に管理ができる構造設備の施設。

III 施設についての換気、採光、照明、防湿及び清潔その他宿泊者の衛生に必要な措置の基準

(施設の周囲)

1 施設の周囲は、1日1回以上清掃し、常に清潔を保ち、ねずみ、衛生害虫等の発生源が発見された場合は、直ちに、その撤去、埋去履土、焼却、殺虫剤の散布等必要な措置を講じること。

また、周囲の排水溝は、定期的に清掃、補修等を行い、排水に常に支障がないように保つこと。

(施設一般)

2 施設設備は、特に定める場合を除き、1日1回以上清掃し、必要に応じて補修及び消毒を行い、清潔で衛生上支障のないように保つこと。

また、その記録を作成し、これを3年以上保存すること。

なお、清掃に当たっては、特に、次のことに留意して行うこと。

(1)床板、タイル等の床面には、著しい破損及び汚れがないこと。

(2)カーペットその他の敷物には著しい変色、汚れ及びカビの発生がないこと。

(3)内壁面及び天井面には、著しい破損、変色及び汚れがないこと。

3 温度計、湿度計、圧力計、流量計等の計器類は、定期的にその正確度を点検し、その記録を作成し、これを3年以上保存すること。

4 施設におけるねずみ、衛生害虫等の生息状況については、次の表により点検し、必要に応じて寝具、食品等が薬剤等により汚染を受けないようにして適当な防除措置を講じること

また、その記録を作成し、これを3年以上保存すること。

点検の対象及び標準的回数

対象場所	対象動物	標準的点検回数
施設床下	ハエ、カ	1ヵ月に1回以上(ただし、冬期を除く。)
	ねずみ	6ヵ月に1回以上
配膳室、食品等の売場、食堂、宴会場又はホールその他飲食に使用する場所	ねずみ、ゴキブリ	1ヵ月に1回以上
玄関、玄関帳場又はフロント、ロビー、客室、娯楽室	ねずみ、ゴキブリ	6ヵ月に1回以上
客室、脱衣場	ダニ	1年に1回以上が望ましいこと。
便所、洗面所、浴室、洗濯室	ねずみ、ゴキブリ、チョウバエ	1ヵ月に1回以上
寝具等の保管室(食品を除く。)、機械室	ねずみ、ゴキブリ	3ヵ月に1回以上
廃棄物集積場、廃棄物処理場	ハエ	1ヵ月に1回以上
	ねずみ、ゴキブリ	1日に1回以上(ただし、冬期を除く。)
し尿及び廃水処理施設	ねずみ、ゴキブリ	1ヵ月に1回以上
	ハエ、カ、チョウバエ	1日に1回以上(ただし冬

		期を除く。)
その他事務室等の場所	ねずみ、ゴキブリ	6 ヶ月に1回以上
カーペットを敷いている場合	ダニ	1年に1回以上が望ましいこと。

5 施設においては、排水施設の場合は、常に排水に支障が生じないように保ち、また、客室の床が木造の場合は、床下の通風を常に良好な状態に保つなど防湿に関する適切な措置を講じること。

(宿泊)

6 客室に水差し、コップ等飲食用の器具を備える場合は、清潔で衛生的なものを置き、衛生的なものである旨を表示することが望ましいこと。

7 1客室に宿泊させる宿泊者の数は、次に定める床面積の割合により計算した数を超えないようにすること。

(1)洋室については、おおむね4.5平方メートル以上につき1人。

なお、6.5平方メートル以上につき1人とすることが望ましいこと。

(2)和室については、おおむね3.3平方メートル以上につき1人。

なお、5平方メートル以上につき1人とすることが望ましいこと。

(3)簡易宿所営業については、寝台のないところの場合は、2.5平方メートル以上(3.3平方メートル以上が望ましいこと。)につき1人、寝台を有する場合は、3.0平方メートル以上につき1人、階層式寝台を有する場合は、おおむね4.5平方メートル以上につき1人(寝台2層で1人とみなす。)とすること。

(4)下宿営業については、前記(1)及び(2)に準じること。

(5)ホテル営業、旅館営業の施設については、団体宿泊者、家族旅行者等を宿泊させる場合において特別の事情があり、公衆衛生の保持に支障がないと認めるときは、1客室に宿泊させる宿泊者の数を前記(1)及び(2)に定める数を超えてその和室の場合2.5平方メートル以上につき1人、洋室の場合は3.0平方メートル以上につき1人の割合で計算した数まで増加することができるものであること。

(浴室の管理)

8 浴室は、次に掲げるところにより措置すること。

(1)浴室は、湯気抜きを常に適切に行い、入浴設備は、常に使用できるよう毎日保守点検すること。

(2)浴槽水は、常に満杯状態に保ち、かつ、十分にろ過した湯水又は原湯を供給することにより溢水させ、清浄に保つこと。

また、上り用湯及び上り用水は清浄で十分な量を供給すること。

(3)浴槽水は適温に保つこと。

(4)洗いおけ、腰掛等入浴者が直接接触する器具並びに浴室内は、湯垢を除くなど適切に清掃し、必要に応じて補修し、常に清潔で衛生的に保つこと。

(5)設備は、次表により清掃及び消毒し、清潔で衛生的に保つこと。

なお、消毒には材質等に応じ、適切な消毒剤を用いることとし、河川及び湖沼に排水する場合には、環境保全のための必要な処理を行うこと。

場所	清掃及び消毒
浴槽	毎日完全に換水して浴槽を清掃すること。ただし、これにより難しい場合であっても、1週間に1回以上完全に換水して浴槽を

	清掃
ろ過器及び循環配管	1週間に1回以上、ろ過器を十分に逆洗浄して汚れを排出するとともに、ろ過器及び循環配管について、適切な消毒方法で生物膜を除去（注）※1※2
集毛器	毎日清掃
貯湯槽	生物膜の状況を監視し、必要に応じて清掃及び消毒（注）※3
調整箱（洗い場の湯栓、シャワーへ湯を送る箱）	適宜清掃及び消毒
浴室内の排水口	適宜清掃し、汚水を適切に排水する
その他の設備	必要に応じて清掃及び消毒

（注）※1 消毒方法は、循環配管及び浴槽の材質、腐食状況、生物膜の状況等を考慮して適切な方法を選択すること。消毒方法の留意点は、「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル」等を参考にすること。

※2 上記措置に加えて、年に1回程度は循環配管内の生物膜の状況を点検し、必要があれば生物膜を除去することが望ましい。

※3 作業従事者はエアロゾルを吸引しないようにマスク等を着用すること。また、貯湯槽の底部は汚れが堆積しやすく低温になりやすいので、適宜貯湯槽の底部の滞留水を排水すること。

（6）水道法（昭和32年法律第177号）第3条第9項に規定する給水装置により供給される水（以下「水道水」という。）以外の水を使用した原水、原湯、上り用水及び上り用湯並びに浴槽水は、「公衆浴場における水質基準等に関する指針」に適合するよう水質を管理すること。

（7）浴槽水の消毒に当たっては、塩素系薬剤を使用し、浴槽水中の遊離残留塩素濃度を頻繁に測定して、通常0.2ないしは0.4mg/L程度を保ち、かつ、遊離残留塩素濃度は最大1.0mg/Lを超えないよう努めること。また、当該測定結果は検査の日から3年間保管すること。

ただし、原水若しくは原湯の性質その他の条件により塩素系薬剤が使用できない場合、原水若しくは原湯のpHが高く塩素系薬剤の効果が減弱する場合、又はオゾン殺菌等の消毒方法を使用する場合であって、併せて適切な衛生措置を行う場合には、この限りではない。

（注）※1 温泉水等を使用し、塩素系薬剤を使用する場合には、温泉水等に含まれる成分と塩素系薬剤との相互作用の有無などについて、事前に十分な調査を行うこと。

※2 塩素系薬剤が使用できない場合とは、低pHの泉質のため有毒な塩素ガスを発生する場合、有機質を多く含む泉質のため消毒剤の投入が困難な場合、又は循環配管を使用しない浴槽で、浴槽の容量に比して原湯若しくは原水の流量が多く遊離残留塩素の維持が困難な場合などを指す。この場合、浴槽水を毎日完全に換水し、浴槽、ろ過器及び循環配管を十分清掃・消毒を行うこと等により、生物膜の生成を防止すること。

※3 高pHの泉質に塩素系薬剤だけを用いて消毒をする場合には、レジオネラ属菌の検査により殺菌効果を検証し、遊離残留塩素濃度を維持して接触時間を長くするか、必要に応じて遊離残留塩素濃度をやや高く設定すること（例えば0.5～1.0mg/Lなど）で十分な消毒に配慮すること。

※4 オゾン殺菌、紫外線殺菌、銀イオン殺菌、光触媒などの消毒方法を採用する場合には、塩素消毒を併用する等適切な衛生措置を行うこと。オゾン殺菌等他の消毒方法を用いる場合にはまた、レジオネラ属菌の検査を行い、あらかじめ検証しておくこと。

※5 オゾン殺菌による場合は、高濃度のオゾンが人体に有害であるため、活性炭などによる廃オゾンの処理を行い、浴槽水中にオゾンを含んだ気泡が存在しないようにすること。

※6 紫外線殺菌による場合は、透過率、浴槽水の温度、照射比等を考慮して、十分な照射量であること。また、紫外線はランプのガラス管が汚れると効力が落ちるため、常時ガラス面の清浄を保つよう管理すること。

(8) 循環式浴槽の浴槽水を塩素系薬剤によって消毒する場合は、当該薬剤はろ過器の直前に投入すること。

(9) 消毒装置の維持管理を適切に行うこと。

(注) ※1 薬液タンクの薬剤の量を確認し、補給を怠らないようにすること。

※2 注入弁のノズルが詰まっていたり、空気をかんだりして送液が停止していないか等、送液ポンプが正常に作動し薬液の注入が行われていることを毎日確認すること。

※3 注入弁は定期的に清掃を行い、目詰まりを起こさないようにすること。

(10) 回収槽の水を浴用に供しないこと。ただし、これにより難しい場合にあっては、回収槽の壁面の清掃及び消毒を頻繁に行うとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように、別途、回収槽の水を塩素系薬剤等で消毒すること。

(11) 浴槽に気泡発生装置等を設置している場合は、連日使用している浴槽水を使用しないこと。

(12) 打たせ湯及びシャワーには、循環している浴槽水を使用しないこと。

(13) その他、「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル」等を参考にして、適切に管理すること。

(14) 上り用湯及び上り用水等の飲用適・不適の旨の表示等の掲示物については、常によく見えるよう適切に措置すること。

(15) 共同浴室にあっては、おおむね10歳以上の男女を混浴させないこと。

また、共同浴室等においては、使用済みのカミソリを放置させないこと。

(16) サウナ室又はサウナ設備にあっては、室内の温度及び湿度について定められた数値の範囲を適切に保つため定期的に測定し、その記録を作成し、これを3年以上保存すること。

(入浴用給湯・給水設備)

9 入浴用給湯・給水設備は、次に掲げるところにより措置すること。

(1) 入浴用給湯・給水設備は、1年に1回以上保守点検し、必要に応じて被覆その他の補修等を行うこと。

また、小規模受水槽については、簡易専用水道に準じて管理状況について保健所等の検査を受けることが望ましいこと。

(2) 貯湯槽の温度を、通常の使用状態において湯の補給口、底部等に至るまで60℃以上に保ち、かつ、最大使用時においても55℃以上に保つようすること。ただし、これにより難しい場合には、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の湯水の消毒を行うこと。

(露天風呂の管理)

10 露天風呂を設ける場合は、次に掲げるところにより措置すること。

(1)浴槽に付帯する通路等は毎日清掃し、1月に1回以上消毒及びねずみ、衛生害虫等の点検を行うとともに、必要に応じて防除措置を講じ、清潔で衛生的に保つこと。

(2)浴槽及び浴槽に付帯する通路等は十分に照度があること。

(3)その他、8（浴室の管理）の（2）、（4）～（13）に準じて適切に管理すること。

（脱衣場の管理）

11 脱衣場の衣類かご(箱)、足ふき、体重計等人が直接接触する器具は、清掃を適切に行うとともに、定期的に消毒し、清潔で衛生的に保つこと。

また、カーペットその他これに類する敷き物は、洗濯を適切に行う等衛生上支障がないように措置されているものを除いて敷かないことが望ましいこと。

（洗面所の管理）

12 洗面所は、洗面用として飲用に適する湯又は水を十分に供給し、適切に清掃し、常に清潔に保つこと。

また、洗面設備には、石ケンを常に使用できるよう備えること。タオル、くし、ヘアブラシを備える場合は、客1人毎に消毒するなど衛生的なものを置き、くし及びヘアブラシの置き場所は、消毒済のもの和使用後のものに区分し、その旨を周辺の適切なところに表示することが望ましいこと。カミソリを備える場合は、新しいものとする。

（便所の管理）

13 便所は、臭気の防除に努め、便器の汚れを十分に除去するなど1日1回以上清掃し、必要に応じて消毒し、常に清潔で衛生的に保つこと。

また、座便式の便器において人に直接接触する便座の部分は、1日1回以上消毒し、客室に付設されたものについては、消毒後、その旨を表示することが望ましいこと。

14 手洗い設備は、消毒液又は石ケンを備えるなど手洗いに常に支障が生じないように措置すること。

（寝具の保管室の管理）

15 寝具を収納する押し入れその他保管室にあつては、適切に清掃し、常に清潔に保つこと。

（配膳室、食堂等の管理）

16 配膳室、食堂、宴会場又はホールその他飲食に使用する場所にあつては、常に悪臭等の汚染空気を施設の外に適切に排出すること。

17 配膳室、配膳用のリフト及びコンテナにあつては、食品残さいが飛散して残存しないよう1日1回以上適切に清掃し、必要に応じて消毒を行い、常に清潔で衛生的に保つこと。

また、冷凍庫及び冷蔵庫にあつては、必要に応じて適切に消毒し、衛生上支障がないように保つこと。

（洗濯室の管理）

18 洗濯室にあつては、「クリーニング所における衛生管理要領」（昭和57年3月31日環指 第48号）に準じて適切に措置すること。

（プールの管理）

19 プールは、「遊泳用プールの衛生基準について」（平成13年7月24日健発第774号）に基づき適切に措置すること。

（飲用水供給設備の管理）

20 水道法の適用を受けない飲用水及び水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とする受水槽（以下、「小規模受水槽」）から供給を受ける飲用水について、次の表による水質検査を「水質基準に関する省令（平成4年厚生省令第69号）」の基準に従い行い、その結果を検査の日から3年間保管するとともに、基準を超える汚染が判明した場合は、保健所に通報し、その指示に従うこと。また、これら飲用水の消毒は、遊離残留塩素が0.1mg/L以上になるように管理すること。

ただし、「温泉法」（昭和23年法律第125号）第12条に基づき、都道府県知事が飲用の許可を与えている温泉については、適用しない。

（水道法の適用を受けない飲用水）

検査対象	検査回数
色、濁り、臭い、味	1日に1回以上
水質基準に関する省令（平成4年厚生省令第69号）の表の上欄に掲げる事項のうち、一般細菌、大腸菌群、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、塩素イオン、有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）、pH値、味、臭気、色度及び濁度並びにトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン等に代表される有機溶剤のうち周辺の水質検査結果等から判断して必要となる事項	1年に1回以上

（注）飲用水に異常を認めたときは、臨時に水道法第4条に係る検査項目のうち、必要な検査を行うこと。

（小規模受水槽）

検査対象	検査回数
色、濁り、臭い、味	1日に1回以上

（注）飲用水に異常を認めたときは、臨時に水道法第4条に係る検査項目のうち、必要な検査を行うこと。

（給水、給湯設備の管理）

21 給水、給湯設備は、1年に1回以上保守点検し、必要に応じて被覆その他の補修等を行うこと。

ただし、受水槽、高置水槽の場合は、1年に1回以上清掃し、清潔で衛生的に保つこと。

また、小規模受水槽については、簡単専用水道に準じて管理状況について保健所等の検査を受けることが望ましいこと。

（し尿及び排水処理施設の管理）

22 し尿処理施設にあっては、保守点検は定期的に行い、処理対象人員が500人以下の施設にあっては、1年に1回以上法定点検を受け、放流水は衛生上支障がないように措置すること。

排水処理施設は、漏水、腐食の有無等について保守点検を定期的に行い、排水槽は、6月に1回以上清掃すること。

（廃棄物処理の管理）

23 施設で生じたごみその他の廃棄物は、放置しないよう適切に搬出し、処理方法に応じて分別集積し、必要に応じて速やかに処理すること。

また、廃棄物の容器、集積場等は、廃棄物、汚液等が飛散流出しないように必要に応じて措置するとともに、適切に清掃を行い、常に清潔を保つこと。

（換気）

24 換気設備の管理及び空気環境の基準に関しては、次に掲げるところにより措置すること。

（1）換気設備は、適切に清掃し、換気用の開口部は、常に開放すること。

(2)機械換気設備及び空気調和設備は、次の空気環境の基準を常に満たすことができるよう定期的に保守点検し、故障、破損等がある場合は、速やかに補修すること。

- 1) 炭酸ガス濃度は、1500ppm 以下であること。
- 2) 浮遊粉じん量は、0.2mg/m³ 以下であること。
- 3) 空中落下細菌（生菌）数（5分間開放の平板培養法）は、営業中床面において5個以下であること。
- 4) 空中落下真菌（カビ及び酵母の生菌）数（10分間開放の平板培養法）は、営業中床面から0.8mの高さにおいて10個以下であることが望ましいこと。
- 5) 一酸化炭素濃度は、10ppm 以下であること（5ppm 以下が望ましいこと。）。
- 6) 空気調和設備による場合は、更に次に掲げるところによること。
 - a 温度は、17～28℃の範囲に保持し、冷房する場合、外気との温度差は、7℃以内とすること。
 - b 相対湿度は、30～70%を常に保つこと。
 - c 気流は、毎秒0.5m以下であり、扇風機による影響がない場合は、0.3m以下とすることが望ましいこと。

(3)空気環境基準に係る測定は、定期的を実施し、その記録を作成し、これを3年以上保存すること。

(照明)

25 照明設備は、次に掲げるところにより措置すること

(1)定期的に照度を測定するなど保守点検を適切に行い、照度不足、故障等が生じた場合は、速やかに取り替え、又は補修すること。

また、6月に1回以上清掃し、常に清潔に保つこと。

(2)施設内の各場所は、次の表の照度を有するものであることが望ましいこと。

なお、宴会場又はホールその他これに類する場所にあつては、その営業の特殊性から付帯照明設備により20ルクス以上150ルクス以下で照明しても差し支えないものであること。

照度の基準

場所	照度（ルクス）	測定地点
・ 玄関帳場又はフロント	700～1,500	作業面
玄関、会計事務室、荷物受渡台、・客室机、・洗面鏡	300～700	玄関は床面、客室等の机は作業面、洗面鏡は主に対人物鉛直面照度、その他は作業面
宴会場又はホールその他これに類する場所	150～700（舞台照明は含まない）	床面
事務室、食堂その他飲食に使用する場所	150～300	作業面（約80cmの高さ）
ロビー、便所	70～300	床面
娯楽室、脱衣場、客室、階段、廊下	70～150	〃
非常階段、廊下	30～70	〃
浴室	30～150	〃
客室、廊下、階段の夜間専用照明設備	1.5～3	〃
上記以外の場所	100以上	床面から約80cmの高さ

(注)・印の作業場所は、局部照明を併用することによって必要な照度を得ることができる。

(寝具の管理)

26 寝具は、次に掲げるところにより措置すること。

(1) 布団、枕、毛布は、原則として敷布又はシーツ、カバーで適切に履うこと。

(2) 寝衣、敷布又はシーツ、布団カバー、枕カバー、包布等直接人に接触するものは、宿泊者1人毎に洗濯したものと取り替えること。

なお、同一の宿泊者にあつては、寝衣は毎日、その他のものにあつては3日に1回は少なくとも取り替えること。

(3) 寝具は、次に掲げるところにより洗濯等を行うこと。

1) 布団、枕、毛布及びこれに類するものは、日光消毒と十分なはたきを適切に行い、1月に1回以上、その中心部の温度をおおむね60℃30分間加熱乾燥する方法又はこれと同等以上の効力を有する方法による加熱処理（暫定的処理基準とする。）を行うことが望ましいこと。

また、布団及び枕にあつては、6月に1回以上その汚れ等を除去するため丸洗い（洗濯物に洗剤液及び水を直接吹きつけるなどして行う洗濯方法であり、もみ洗い処理工程がないものをいう。以下「布団丸洗い」という。）を行うことが望ましいこと。この場合、布団丸洗いは、前記と同様の効力を有する加熱処理工程を含めることが望ましいこと。

2) 寝衣を除く丹前、羽織等の寝具衣類は、定期的に洗濯し、3月に1回以上消毒効果を有する方法で洗濯すること。

(4) 寝具は、衛生的である目安として暫定的に次の基準を目標に管理することが望ましいこと。

1) 敷布団、掛布団、枕、毛布、寝具衣類は、カビの発生がないこと。

2) 布団、布団カバー、枕、枕カバー、シーツ、タオルケット、寝具衣類は、次の表の方法により採取した検体において、おおむね100cm²あたりに換算したときのダニが1匹以下であること。

検体の採取方法

	検査対象	検査の採取方法	採取部位
1	布団、毛布	1平方メートル当たり3分間の割合で2回に分けて片面全体を掃除機で吸引し、塵を採取する。この場合1回目と2回目の吸引の間は、2～3分間の間隔をおいて行う。	人に接する面（片面）
2	敷布又はシーツ、枕カバー、タオルケット、布団カバー、毛布の包布	1平方メートル当たり1分間の割合で片面を掃除機で吸引し、塵を採取する。	表又は裏のいずれかの片面。ただし、ネット部分を除く。
3	枕	1と同様に1平方メートル当たり3分間の割合で2回に分けて全表面を掃除機で吸引し、塵を採取する。	全表面
4	寝衣、羽織及びその他丹前を除く寝具衣類	1平方メートル当たり1分間の割合で片面全体を掃除機で吸引し、塵を採取する。	人に接する面（片面）
5	丹前	1平方メートル当たり3分間の割合で全面を掃除機で吸引し、塵を採取する。	全面

3) 敷布又はシーツ、カバー、寝具衣類の一般細菌数は、100個/cm²以下であること。

なお、前記寝具のうち、プレス又はアイロンにより加熱処理をしたもの及び清毒効果を有する方法により洗濯したものにあっては、一般細菌数は、10個/cm²以下であること。

(5) 布団は、その含水率をおおむね13%を超えないようにするなど湿気を帯びないよう適切に保管することが望ましいこと。

(タオル等の管理)

27 洗面室、便所等に備え付ける手ぬぐい、タオル及びこれに類するものは、26(寝具の管理)の(4)の3)の細菌の基準に適合するものであること。

なお、客室及び洗面所等に備えるタオル等は、清潔で衛生的に取扱い、使用に支障が生じないよう適切な数を常に供給すること。

(スリッパ等の管理)

28 スリッパ等のはき物は、著しい破損及び汚れがないよう清潔で衛生的に保ち、日光等による消毒を定期的に行うこと。

(案内書等の作成)

29 衛生及び善良風俗の保持、避難経路の案内、非常時の対応策等に関する案内の文書、ポスター等を作成し、宿泊者の注意の喚起に努めること。この場合、必要に応じ英語等外国語によるものを作成すること。

(事故等の対応措置)

30 宿泊者等に傷害、事故等の発生に備え、これに必要な措置を次に掲げるところにより講じること。

(1) 救急医薬品及び衛生材料を適切に備えておくこと。

なお、応急用の氷のう、氷枕等は、収容定員の20分の1以上の割合で備えることが望ましいこと。

(2) 事故等の発生に迅速で適切に対応できるよう医療機関等との通報網の整備等組織的体制を確立しておくこと。この場合、応急用のために収容定員の50分の1以上の割合で夜間担当の応急要員を置くことが望ましいこと。

(3) 宿泊を通じて人から人に感染し重篤な症状を引き起こすおそれのある感染症に宿泊者等がかかっており、又はその疑いがあるときは、保健所等に通報し、その指示を受け、その使用した客室、寝具及び器具類を消毒、廃棄等必要な措置を取ること。

(4) 施設利用者中にレジオネラ症又はその疑いのある患者が発生した場合は、次の点に注意し、直ちに保健所に通報し、その指示に従うこと。

1) 発生源と疑われる設備等の現状を保持すること。

2) 入浴施設では、浴槽の使用を中止すること。

3) 独自の判断で浴槽内等への消毒剤の投入を行わないこと。

31 施設の機械室、ボイラー室等の危険な場所には、幼児等の宿泊者が容易に入ることがないようにその旨が明らかに分かる措置を講じること。

32 ガスの元栓は、客室等の客の安全を確認した後でなければ開放してはならないこと。

(従業者の衛生管理)

33 従業者の衛生管理は、次に掲げるところにより措置すること。

(1) 衣服は、常に清潔を保つこと。

(2)結核若しくは「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成10年法律第114号)により就業が制限される感染症にかかっている者又はその疑いのある者は、当該感染症をまん延させるおそれなくなるまでの期間業務に従事させないこと。

(3)客に接する従業者は、1年に1回以上健康診断を受けることが望ましいこと。

(4)従業者は、収容定員に応じて衛生及び善良風俗の保持に支障が生じないよう適当な人数を置くこと。

(5)従業者名簿は、常に見ることができるよう適当な場所に備えておくこと。

(営業者及び宿泊衛生責任者の責務)

34 営業者は、施設又はその部門ごとに、当該従業者のうちから公衆衛生及び善良風俗の保持に関する責任者(以下「宿泊衛生責任者」という。)を定めて置くこと。

35 営業者又は宿泊衛生責任者は、施設の管理が適切に行われるよう従業者の衛生等の教育に努めなければならないこと。

36 営業者は、公衆衛生の改善向上及び善良風俗の保持を図り、もってその経営を公共の福祉に適合させることを目的として、営業者相互の連携を密にするとともに自主管理を強化するため、本要領に基づき自主管理マニュアル及びその点検表を作成し、従業者に周知徹底させること。

IV 宿泊拒否の制限

営業者は、次に掲げる場合を除いては、宿泊を拒んではならない。

1 宿泊しようとする者が宿泊を通じて人から人に感染し重篤な症状を引き起こすおそれのある感染症にかかっていると明らかに認められるとき。

2 宿泊しようとする者がとばく、その他の違法行為又は風紀を乱す行為をするおそれがあると認められるとき。

3 宿泊施設に余裕がないときその他都道府県が条例で定める事由があるとき。

V 宿泊者名簿

宿泊者名簿は、次に掲げるところより措置すること。

1 営業者は、宿泊者名簿を備え、これに宿泊者の氏名、住所、職業その他の事項の記載を行うこと。

ただし、団体で宿泊するとき、代表者又は引率責任者において、当該団体の構成員の氏名、住所、職業等が確実に把握されている場合においては、当該代表者等に係る必要事項のほか、当該団体の名称、宿泊者の男女別人数等その構成を明らかにするための必要な事項が記載されれば、この限りでないこと。

2 宿泊者名簿を作成し、これを3年以上保存すること。

VI 利用基準

営業者は、営業の施設を利用させるについては、次の基準によらなければならない。

1 人の性的好奇心をそそるおそれのある性具及び彫刻等善良の風俗が害されるような文章、図面その他の物件を営業の施設に掲示し、又は備え付けないこと。

2 色彩がけばけばしく、著しく奇異なネオン、広告設備等善良の風俗が害されるような広告物を掲示しないこと。

VII 防火安全対策

営業者は、災害時の事故防止を図るため従業者の防火対策、火災時の措置等については、常時消防関係機関の指導を受ける等災害時の態勢を常に整えておくこと。

○大津市旅館業法施行条例

平成 20 年 12 月 22 日

条例第 48 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、旅館業法(昭和 23 年法律第 138 号。以下「法」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(平 24 条例 17・全改)

(施設の指定等)

第 2 条 法第 3 条第 3 項第 3 号(法第 3 条の 2 第 2 項及び第 3 条の 3 第 3 項において準用する場合を含む。)の条例で定める施設は、次のとおりとする。

(1) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 124 条に規定する専修学校(高等課程に限る。)及び同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校(その教育課程が同法第 1 条に規定する学校(大学を除く。)の教育課程に相当するものに限る。)

(2) 社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 21 条に規定する公民館

(3) 図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する図書館

(4) 博物館法(昭和 26 年法律第 285 号)第 2 条第 1 項に規定する博物館及び同法第 29 条に規定する博物館に相当する施設

(5) 前各号に掲げるもののほか、公園、スポーツ施設その他これらに類する施設であつて、主として児童の利用に供されるもの又は多数の児童の利用に供されるものとして市長が指定するもの

2 市長は、前項第 5 号の指定をしたときは、その旨を告示しなければならない。

3 法第 3 条第 4 項(法第 3 条の 2 第 2 項及び第 3 条の 3 第 3 項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

(1) 国が設置する施設 当該施設の長

(2) 地方公共団体が設置する施設 当該施設を所管する地方公共団体の長又は教育委員会

(3) 前 2 号に掲げる施設以外の施設 市長

(平 24 条例 17・追加)

(宿泊者の衛生に必要な措置の基準)

第 3 条 法第 4 条第 2 項の条例で定める措置の基準は、別表第 1 のとおりとする。

(平 24 条例 17・追加)

(宿泊を拒むことができる事由)

第 4 条 法第 5 条第 3 号の条例で定める事由は、宿泊しようとする者が泥酔等により他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められる場合とする。

(平 24 条例 17・追加)

(ホテル営業及び旅館営業の施設の構造設備の基準)

第 5 条 旅館業法施行令(昭和 32 年政令第 152 号。以下「政令」という。)第 1 条第 1 項第 11 号の条例で定めるホテル営業の施設の構造設備の基準及び同条第 2 項第 10 号の条例で定める旅館営業の施設の構造設備の基準は、別表第 2 のとおりとする。

(平 24 条例 17・旧第 2 条繰下・一部改正)

(簡易宿所営業及び下宿営業の施設の構造設備の基準)

第6条 政令第1条第3項第7号の条例で定める簡易宿所営業の施設の構造設備の基準及び同条第4項第5号の条例で定める下宿営業の施設の構造設備の基準は、別表第3のとおりとする。

(平24条例17・旧第3条繰下・一部改正)

(適用除外)

第7条 前2条の規定は、旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号)第5条第1項各号に掲げる施設については、適用しない。

(平24条例17・旧第4条繰下)

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平24条例17・旧第5条繰下)

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年9月27日条例第33号)

この条例は、平成23年10月1日から施行する。

附 則(平成24年3月19日条例第17号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

(平24条例17・追加)

宿泊者の衛生に必要な措置の基準

- 1 施設及びその周囲は、常に清潔に保つこと。
- 2 衛生上有害な昆虫及びねずみの発生及び侵入を防止し、必要に応じその駆除を行うこと。
- 3 客室には、次に掲げる基準を超えて宿泊者を宿泊させないこと。ただし、利用の形態その他特別の理由により市長が衛生上支障がないと認める場合は、この限りでない。

(1) ホテル営業、旅館営業及び下宿営業の施設の客室にあつては、寝台を使用しない場合は客室の床面積3.3平方メートルにつき1人、寝台を使用する場合は客室の床面積4.5平方メートルにつき1人

(2) 簡易宿所営業の施設の客室にあつては、寝台を使用しない場合は客室の床面積2.5平方メートルにつき1人、寝台を使用する場合は客室の床面積3.0平方メートルにつき1人(階層式寝台を使用する

場合は、客室の床面積4.5平方メートルにつき2人)

- 4 寝具については、次に掲げる措置を講ずること。

(1) 布団及び枕には、清潔な敷布、布団カバー及び枕カバーを用いること。

(2) 寝衣、敷布、布団カバー及び枕カバーは、宿泊者ごとに交換し、洗濯すること。

(3) 布団、枕、毛布等は、常に清潔に保ち、適当な方法により湿気を除くこと。

- 5 浴室については、次に掲げる措置を講ずること。

(1) 共同浴室にあつては、使用中は浴槽を湯水で満たしておくこと。

(2) 浴槽水並びに給水湯栓及びシャワー設備から供給される湯水は、清浄に保つこと。

(3) 給水湯栓等から供給される湯水が水道法(昭和32年法律第177号)第4条に規定する水質基準に適合していないときは、入浴者の見やすい場所に飲用に適さない旨の表示をすること。

- (4) 浴槽は、毎日完全に換水し、清掃すること。ただし、ろ過器を使用して浴槽水を循環させる場合は、1週間に1回以上完全に換水し、浴槽の清掃及び消毒をすること。
- (5) 原湯を貯留する貯湯槽内の湯水は、塩素系薬剤により消毒されている場合その他これと同等以上の消毒効果を有する方法により消毒されている場合を除き、その温度を摂氏60度以上に保つこと。
- (6) ろ過器を使用して浴槽水を循環させる場合は、次に掲げる措置を講ずること。
- ア ろ過器は、1週間に1回以上、逆洗浄等を行い、ろ材に付着した生物膜等の汚れを除去するとともに、内部を消毒すること。
- イ 浴槽水を循環させるための配管は、必要に応じて清掃及び消毒をすること。
- ウ 浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度が1リットルにつき0.2ミリグラム以上になるように保ち、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持すること。ただし、これによりがたい場合には、塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒を併用することにより、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持すること。
- エ 浴槽水については、1年に1回(気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備を設置する浴槽又は屋外の浴槽内の湯水を循環させる場合は、1年に2回)以上レジオネラ属菌検査を定期的に行い、その結果を3年間保管すること。
- (7) 浴槽からあふれた湯水を回収する槽(以下「回収槽」という。)内の湯水は、浴用に供しないこと。ただし、回収槽内の清掃及び消毒を十分に行い、かつ、回収槽内の湯水を塩素系薬剤により消毒する場合は、この限りでない。
- 6 洗面所には、飲用に適する湯又は水を十分に供給すること。
- 7 旅館業を営む者は、宿泊者の衛生に必要な措置について適正な管理を行うため、施設又はその部門ごとに、管理責任者を定めること。

別表第2(第5条関係) (平23条例33・一部改正、平24条例17・旧別表第1繰下・一部改正)

ホテル営業及び旅館営業の施設の構造設備の基準

1 客室は、次に掲げる要件を満たすものであること。

- (1) 客室の前面に空地がある場合その他宿泊者の衛生上支障がない場合を除き、地階に設けないこと。
- (2) 和式の構造設備による客室(以下「和室」という。)については、他の客室、廊下等とは、壁、ふすま、障子又はこれらに類するものを用いて区画すること。
- (3) 窓その他の開口部で採光に有効な部分の面積は、その客室の床面積の10分の1以上とすること。この場合において、和室にあっては、ふすま、障子その他随時開放することができるもので仕切られた2室は、1室とみなす。
- (4) 窓その他の開口部で換気に有効な部分の面積は、適当な換気装置がある場合その他宿泊者の衛生上支障がない場合を除き、その客室の床面積の20分の1以上とすること。

2 玄関帳場その他これに類する設備は、次に掲げる要件を満たすものであること。

- (1) 宿泊者その他の客室の利用者(以下「宿泊者等」という。)が必ず通過する場所に設けること。
- (2) 宿泊者等の出入りを容易に見ることができないような囲い等を設け、又は宿泊者等に直接面接触できないような構造としないこと。

3 浴室は、次に掲げる要件を満たすものであること。

(1) 床面及び浴槽の底面は、排水を容易に行うことができるよう適当な勾配を設け、かつ、清掃を容易に行うことができる構造とすること。

(2) ろ過器を使用して浴槽水を循環させる場合は、次に掲げる要件を満たすものであること。

ア ろ過器は、十分なる過能力を有するものとし、ろ過器の前に集毛器を設けること。

イ ろ過器は、ろ材の交換を適切に行うことができる構造である場合を除き、ろ材について十分な逆洗浄を行うことができる構造とすること。

(3) 屋外に浴槽を設ける場合には、屋外の浴槽内の湯水が循環ろ過装置を経ずに屋内の浴槽内の湯水に直接混入しない構造とすること。

(4) 浴槽に気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備を設置する場合には、当該設備の空気取入口から土ぼこりが入らないような構造とすること。

4 便所には、流水式の手洗設備を設けること。

5 次に掲げる区域又は地域においては、外壁、屋根、広告物その他の外観は、周囲の善良な風俗を害することのないよう、意匠等が著しく奇異でなく、かつ、周囲の環境に調和するものとする。

(1) 次に掲げる施設の敷地の周囲 200 メートルの区域

ア 官公庁施設の建設等に関する法律(昭和 26 年法律第 181 号)第 2 条第 4 項に規定する一団地の官公庁施設

イ 学校教育法第 1 条に規定する学校、同法第 124 条に規定する専修学校及び同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校

ウ 図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館

エ 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設

オ 医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所で患者を入院させるための施設を有するもの

カ 社会教育法第 21 条に規定する公民館

キ 博物館法第 2 条第 1 項に規定する博物館及び同法第 29 条に規定する博物館に相当する施設

ク 都市公園法(昭和 31 年法律第 79 号)第 2 条第 1 項に規定する都市公園

ケ 職業能力開発促進法(昭和 44 年法律第 64 号)第 16 条第 1 項及び第 2 項の規定により設置する公共職業能力開発施設

コ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法(平成 14 年法律第 165 号)第 14 条第 1 項第 7 号の規定により設置する職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校及び職業能力開発促進センター並びに職業能力開発総合大学校

サ 国又は地方公共団体が設置する一般の利用に供するための体育館、水泳プール及び運動場並びにこれらに類する施設

(2) 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条第 1 項第 1 号に規定する商業地域以外の地域

6 前項各号に掲げる区域又は地域においては、施設の外部には、性的好奇心を著しくそそるおそれのある内容を表示する広告物を備え付けないこと。

別表第 3(第 6 条関係)

(平 24 条例 17・旧別表第 2 繰下・一部改正)

簡易宿所営業及び下宿営業の施設の構造設備の基準

1 別表第 2 第 1 項及び第 3 項から第 6 項までの基準に適合するものであること。

2 簡易宿所営業の客室にあっては、階層式寝台を有する場合は、その層数は 2 層までとすること。

○大津市旅館業指導要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、旅館業の営業許可申請等の手続き及び関係事務を適正かつ円滑に処理するため、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）、旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号。以下「省令」という。）、大津市旅館業法施行条例（平成20年条例第48号。以下「条例」という。）及び大津市旅館業法施行細則（平成21年規則第29号。以下「施行細則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「旅館等」とは、法第2条第1項に規定する旅館業の用に供する施設をいう。

(事前審査の申出)

第3条 旅館等の建築等（用途の変更にあつては、変更後旅館等とする場合をいう。以下同じ。）を行おうとする者は、当該建築等のため必要とされる法令又は条例に基づく手続きを行う前に、旅館業事前審査申出書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、保健所長に申し出なければならない。

- (1) 縮尺100分の1程度の立面図及び各階平面図
- (2) 営業施設の付近見取図（営業施設の位置、当該施設の敷地の周囲100メートル及び200メートルの距離を示す線並びに当該施設の周囲おおむね300メートルの区域内にある法第3条第3項各号及び条例別表第2第5項第1号に掲げる施設の位置及び名称を明記したもの）
- (3) 施設の配置図（敷地内の建物配置図及び屋外広告物を明記したもの）
- (4) 申請者が法人であるときは、定款の写し又は登記事項証明書
- (5) 大津市特定旅館建築規制条例（平成元年条例第52号）第7条の規定による判定通知書の写し
- (6) その他保健所長が必要と認める書類

2 保健所長は、前項の規定による旅館業事前審査の申出があつたときは、法の規定に基づく設置の場所及び構造設備基準（以下「基準」という。）の適否について審査し、その結果を旅館業事前審査結果通知書（様式第2号）により前項の事前審査の申出を行った者（以下「申出者」という。）に対して通知するとともに、必要に応じて基準に適合するよう指導するものとする。

3 保健所長は、前項の規定による事前審査結果の通知又は指導を行ったときは、その内容を旅館業事務処理結果連絡書（様式第3号）により建築行政機関及び消防行政機関の長に連絡するものとする。

(事前審査後の変更)

第4条 申出者は、事前審査結果の通知があつた後にその申出に係る事項を変更しようとするときは、あらかじめ旅館業事前審査変更届出書（様式第4号）を保健所長に提出するとともに保健所長と協議しなければならない。

(営業許可の申請)

第5条 法第3条第1項の規定により許可を受けようとする者は、施行細則第2条第2項の図面及び第3項各号の書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項に規定する検査済証の写し
- (2) 消防法令適合通知書の写し

2 前項の規定にかかわらず、旅館業事前審査申出書に添付した書類と同一の書類については、これを省略することができる。

3 保健所長は、法第3条第1項の規定による許可をしたときは、当該許可を受けた者に旅館業営業許可証（様式第5号）を交付するものとする。

4 保健所長は、前項の許可証を交付したときは、その内容を旅館業事務処理結果連絡書（様式第3号）により建築行政機関及び消防行政機関の長に連絡するものとする。

（営業許可後の変更）

第6条保健所長は、法第3条の2第1項及び法第3条の3第1項の規定による申請並びに省令第4条及び施行細則第5条第1項の規定による届出を受理したときは、その内容を旅館業事務処理結果連絡書（様式第3号）により建築行政機関及び消防行政機関の長に連絡するものとする。

附則

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の日において、現に旅館業法の規定により、旅館等を経営し、かつ、その営業の用に供する建物の建築又は改築に着手している者及び現に旅館等営業の許可を得、かつ、その営業の用に供する建物の建築に着手し、又は営業開始の準備に着手している者には、この要綱の規定は適用しない。

附則

この要綱は、平成25年3月1日から施行する。

構造設備の概要

施設 の 名 称							
施設 の 概 要		地上 階 造 地下 階 述べ床面積 m ²					
玄関帳場の位置		別添平面図のとおり					
階	客 室 数		客 室 床 面 積		採 光 面 積		浴槽設備・洗面設備 及び便所
	定 員		居 室 床 面 積		換 気 有 効 面 積		
	和式	洋式	和式	洋式	和式	洋式	共同便所の便器数 大()小()兼()
	室	室	m ²	m ²	m ²	m ²	浴槽・洗面・便所
	人	人	m ²	m ²	m ²	m ²	大()小()兼()
	室	室	m ²	m ²	m ²	m ²	浴槽・洗面・便所
	人	人	m ²	m ²	m ²	m ²	大()小()兼()
	室	室	m ²	m ²	m ²	m ²	浴槽・洗面・便所
	人	人	m ²	m ²	m ²	m ²	大()小()兼()
	室	室	m ²	m ²	m ²	m ²	浴槽・洗面・便所
	人	人	m ²	m ²	m ²	m ²	大()小()兼()
	室	室	m ²	m ²	m ²	m ²	浴槽・洗面・便所
	人	人	m ²	m ²	m ²	m ²	大()小()兼()
	室	室	m ²	m ²	m ²	m ²	浴槽・洗面・便所
	人	人	m ²	m ²	m ²	m ²	大()小()兼()
	室	室	m ²	m ²	m ²	m ²	浴槽・洗面・便所
	人	人	m ²	m ²	m ²	m ²	大()小()兼()
	室	室	m ²	m ²	m ²	m ²	浴槽・洗面・便所
	人	人	m ²	m ²	m ²	m ²	大()小()兼()
	室	室	m ²	m ²	m ²	m ²	浴槽・洗面・便所
	人	人	m ²	m ²	m ²	m ²	大()小()兼()

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

2 和式、洋式、客室床面積、居室床面積、採光、換気面積及び付帯設備の種類ごとにそれぞれ記載すること。

3 客室床面積には、押入れ、床の間は含まないが、客室に付属する浴室、便所、板間及び踏込みの部分は含む。

4 居室床面積は、客室床面積から浴室、便所等を除いた面積とする。

様式第1号 (第2条関係)

旅館業許可申請書		受付欄
(あて先) 年 月 日 大津市保健所長 旅館業法第3条第1項の規定により許可を受けたいので、次のとおり申請します。		
申請者	ふりがな 氏名	⑨ 年 月 日生
	住所	〒 電話 () -
ふりがな 施設の名称		
施設の所在地		〒 電話 () -
営業の種類別		<input type="checkbox"/> ホテル営業 <input type="checkbox"/> 旅館営業 <input type="checkbox"/> 簡易宿所営業 <input type="checkbox"/> 下宿営業
省令第5条第1項の特例施設に該当することの有無 (有の場合にあっては、その特例の内容)		<input type="checkbox"/> 季節的営業 <input type="checkbox"/> 不便地 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 一時的営業 <input type="checkbox"/> 農林漁業体験民宿業 ()
旅館業法第3条第2項各号に掲げる事項の該当の有無		<input type="checkbox"/> 旅館業法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者 <input type="checkbox"/> 旅館業営業の許可を取り消され、取消の日から起算して3年を経過していない者 <input type="checkbox"/> 法人の場合であって役員に上記に該当する者があるもの <input type="checkbox"/> 無
施設の設置場所の周囲おおむね100メートルの区域内における旅館業法第3条第3項各号に掲げる施設の敷地 (これらの用に供するものと決定した土地を含む。)の有無 (有の場合にあっては、当該施設の名称及び敷地までの距離)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 施設名称 () 距離 (m)	
大津市旅館業法施行条例別表第2第5項第1号に規定する区域に該当することの有無 (有の場合にあっては、当該施設の名称及び敷地までの距離)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 施設名称 () 距離 (m)	
大津市旅館業法施行条例別表第2第5項第2号の地域に該当することの有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
構造設備の概要	別紙のとおり	
営業開始予定年月日 (季節的施設にあっては期間)	年 月 日から 年 月 日まで	

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

2 添付書類

- (1) 縮尺100分の1程度の立面図及び各階平面図
- (2) 営業施設の付近見取図 (営業施設の位置、当該施設の敷地の周囲100メートル及び200メートルの距離を示す線並びに当該敷地の周囲おおむね300メートルの区域内にある法第3条第3項各号及び大津市旅館業法施行条例別表第2第5項第1号に掲げる施設の位置及び名称を明記したもの)
- (3) 施設の配置図 (敷地内の建物配置図及び屋外広告物を明記したもの)
- (4) 申請者が法人であるときは、定款の写し又は登記事項証明書

3 申請者が法人であるときは、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載すること。

4 申請者の氏名の欄には、記名し押印することに代えて、署名することができる。

構造設備の概要

施設 の 名 称							
施設 の 概 要		地上 階 造 地下 階 述べ床面積 m ²					
玄関 帳 場 の 位 置		別添平面図のとおり					
階	客 室 数		客 室 床 面 積		採 光 面 積		浴槽設備・洗面設備 及び便所
	定 員		居 室 床 面 積		換 気 有 効 面 積		
	和式	洋式	和式	洋式	和式	洋式	共同便所の便器数 大()小()兼()
	室	室	m ²	m ²	m ²	m ²	浴槽・洗面・便所
	人	人	m ²	m ²	m ²	m ²	大()小()兼()
	室	室	m ²	m ²	m ²	m ²	浴槽・洗面・便所
	人	人	m ²	m ²	m ²	m ²	大()小()兼()
	室	室	m ²	m ²	m ²	m ²	浴槽・洗面・便所
	人	人	m ²	m ²	m ²	m ²	大()小()兼()
	室	室	m ²	m ²	m ²	m ²	浴槽・洗面・便所
	人	人	m ²	m ²	m ²	m ²	大()小()兼()
	室	室	m ²	m ²	m ²	m ²	浴槽・洗面・便所
	人	人	m ²	m ²	m ²	m ²	大()小()兼()
	室	室	m ²	m ²	m ²	m ²	浴槽・洗面・便所
	人	人	m ²	m ²	m ²	m ²	大()小()兼()
	室	室	m ²	m ²	m ²	m ²	浴槽・洗面・便所
	人	人	m ²	m ²	m ²	m ²	大()小()兼()
	室	室	m ²	m ²	m ²	m ²	浴槽・洗面・便所
	人	人	m ²	m ²	m ²	m ²	大()小()兼()
	室	室	m ²	m ²	m ²	m ²	浴槽・洗面・便所
	人	人	m ²	m ²	m ²	m ²	大()小()兼()

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

2 和式、洋式、客室床面積、居室床面積、採光、換気面積及び付帯設備の種類ごとにそれぞれ記載すること。

3 客室床面積には、押入れ、床の間は含まないが、客室に付属する浴室、便所、板間及び踏込みの部分は含む。

4 居室床面積は、客室床面積から浴室、便所等を除いた面積とする。

○大津市特定旅館建築規制条例

平成元年 6 月 13 日

条例第 52 号

(目的)

第 1 条 この条例は、大津市環境基本条例(平成 7 年条例第 39 号)の理念にのっとり、特定旅館の建築を規制することにより、快適な生活環境の保全及び健全な教育文化環境の育成並びに調和のある景観の保全を図ることを目的とする。

(平 7 条例 55・一部改正)

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 旅館等 旅館業法(昭和 23 年法律第 138 号)第 2 条第 2 項から第 4 項までに規定するホテル営業、旅館営業及び簡易宿所営業の用に供する建築物をいう。

(2) 特定旅館 旅館等のうち、専ら異性を同伴する客の宿泊又は休憩に利用させることを目的とするものであって、規則で定める構造及び設備を有しないものをいう。

(3) 建築 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 2 条第 13 号から第 15 号までに規定する建築、大規模の修繕及び大規模の様様替並びに同法第 87 条第 1 項に該当する建築物の用途の変更をいう。

(建築者の責務)

第 3 条 旅館等を建築しようとする者は、この条例の目的を尊重し、良好な環境を確保、増進するよう努めなければならない。

(特定旅館の建築禁止地域)

第 4 条 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条第 1 項第 1 号に規定する商業地域(別表に掲げる施設の敷地の周囲 200 メートル以内の区域及び特に市長が定める区域を除く。)以外の地域(以下「建築禁止地域」という。)においては、特定旅館を建築してはならない。

(計画の公開)

第 5 条 旅館等を建築しようとする者は、規則で定めるところにより、次条の規定による届出前に建築の計画を公開するとともに、当該建築物の敷地の周辺地域住民等に対し、あらかじめ説明会を開催するなど、当該建築に関する周知について必要な措置を講じなければならない。

(届出)

第 6 条 旅館等を建築しようとする者は、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。ただし、建築基準法第 6 条第 1 項に規定する確認を必要としないものについてはこの限りでない。

(判定及び通知)

第 7 条 市長は、前条の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る旅館等が特定旅館に該当するか否か、及びその建築場所が建築禁止地域に該当するか否かについて判定し、その結果を当該届出者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による判定をする場合において必要なときは、次条の審議会の意見を聴くものとする。

(特定旅館建築審議会)

第8条 市長は、特定旅館の建築についての判定その他この条例の施行について必要な事項を調査、審議させるため、大津市特定旅館建築審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。

(指導及び勧告)

第9条 市長は、特定旅館を建築し、又は建築しようとする者に対して、当該建築に関して必要な指導、勧告を行うことができる。

(立入調査)

第10条 市長は、この条例の施行について必要な限度において、その職員に建築物、建築物の敷地、建築工事場その他の場所に立ち入り、調査を行わせ、又は関係人に対して指導若しくは指示を行わせることができる。ただし、日の出前及び日の入後においては、関係人の承諾があった場合を除き、立入調査を行わせてはならない。

2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(中止命令等)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、当該特定旅館の建築について中止を命じ、又は相当の猶予期間を定めて当該建築工事の変更若しくは原状の回復を命じることができる。

(1) 第6条の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をして特定旅館を建築し、又は建築しようとする者

(2) 第7条の規定による判定(以下「判定」という。)を受けずに特定旅館を建築し、又は建築しようとする者

(3) 判定に従わず、又は判定に係る建築計画を変更して特定旅館を建築し、又は建築しようとする者

(公表)

第12条 市長は、前条の規定による命令を受けた者が当該命令に従わないときは、当該事実を公表することができる。

(罰則)

第13条 第11条の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100,000円以下の罰金に処する。

2 第10条の規定による立入調査を正当な理由なく拒み、妨げ、又は忌避した者は、30,000円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

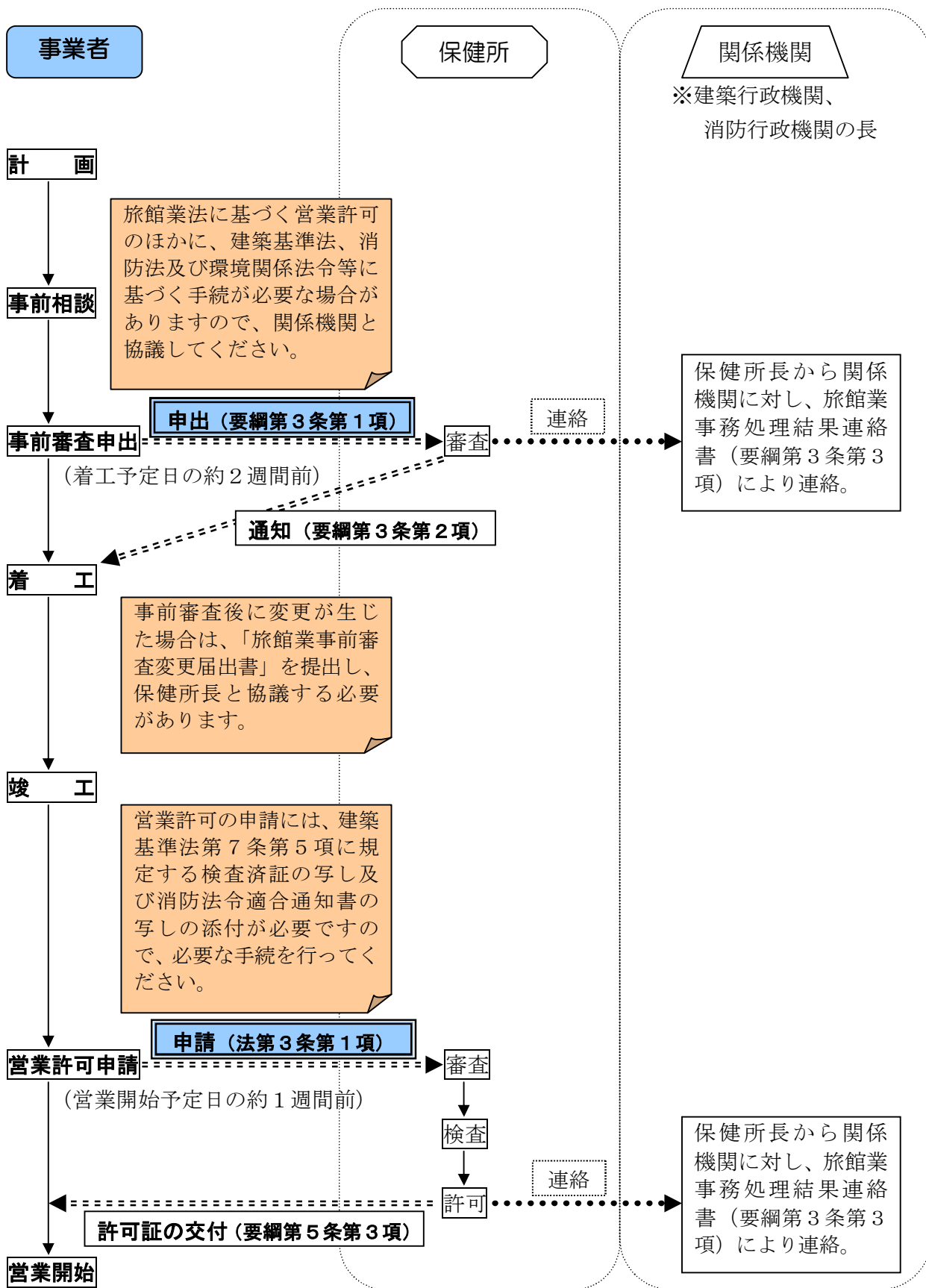
第14条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

(委任)

第15条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

付 則 (以下、省略)

旅館業営業の計画から営業開始までの流れ



旅館業営業の手引き

平成24年4月

大津市保健所 衛生課

はじめに

旅館業を行おうとするときは、事前に保健所に許可申請を行い、保健所長の許可を受けなければなりません。

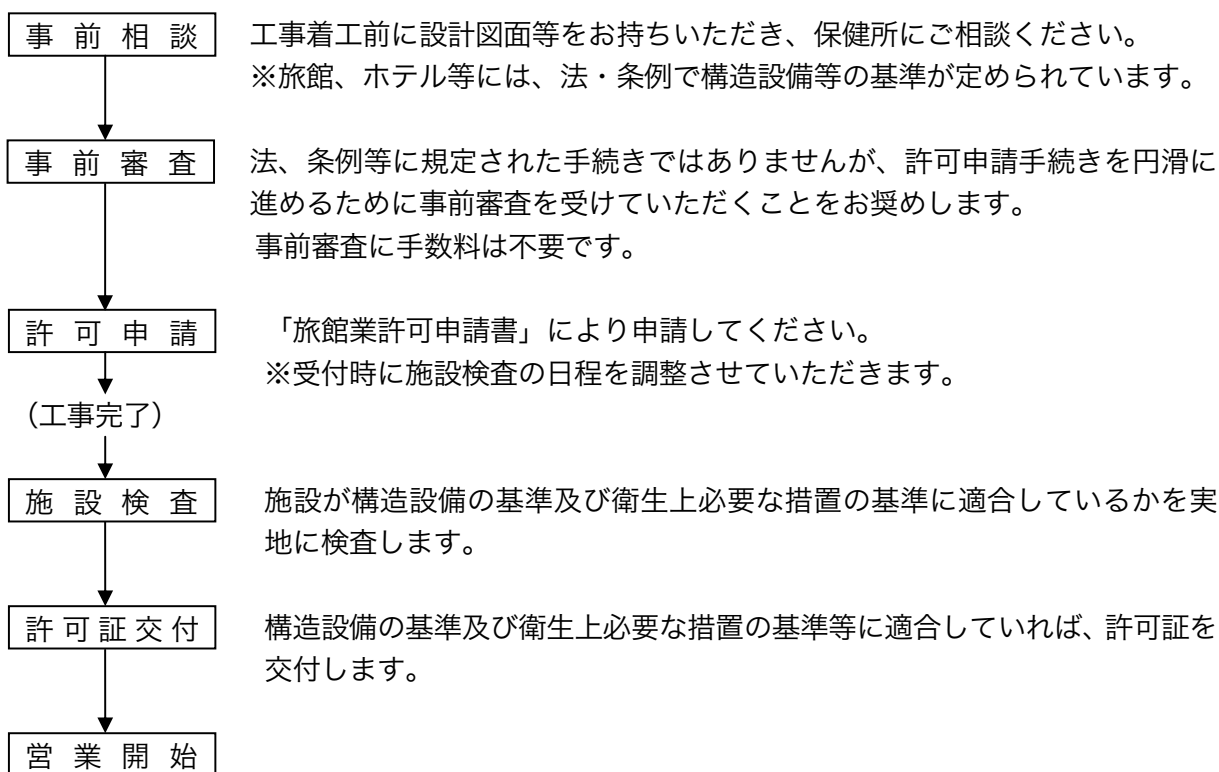
許可を受けるには、人的基準、場所的基準、構造設備基準及び衛生措置基準が旅館業法、大津市旅館業法施行条例等で定められた基準に適合することが求められます。

旅館業とは・・・

旅館業法では「宿泊料を受けて人を宿泊させる営業」と定義されており、「宿泊」とは「寝具を使用して施設を利用すること」とされています。旅館業は「人を宿泊させる」ことであり、生活の本拠を置くような場合、例えばアパートや間借り部屋などは貸室業・貸家業であって旅館業には含まれません。

営業形態等によっては、許可の要否の判断が分かれるケースがありますので、事前にご相談ください。

1. 手続きの流れ



- ※ 建築基準法、消防法令等に適合していなければいけないため、計画段階において建築行政機関、消防行政機関に相談してください。
- ※ また、環境関係法令に基づく手続が必要となる場合がありますので、事前に環境担当部局に相談してください。

2. 事前審査の申し出

旅館業営業を行おうとするときは、保健所長に事前審査の申し出を行ってください。

(事前審査は、法令で定められているものではありませんが、旅館業法に基づく許可申請の手続きを円滑に進めるためのものですので、事前審査を受けたいいただくことをお奨めします。)

【申し出に必要なもの】

○旅館業事前審査申出書(大津市旅館業指導要綱 様式第1号)

※別紙「構造設備の概要」を添付してください。

○添付書類

- (1) 縮尺100分の1程度の立面図及び各階平面図
- (2) 営業施設の付近見取図(営業施設の位置、当該施設の敷地の周囲100メートル及び200メートルの距離を示す線並びに当該施設の周囲おおむね300メートルの区域内にある法第3条第3項各号及び大津市旅館業法施行条例別表第2第5項第1号に掲げる施設の位置及び名称を明記したもの)
- (3) 施設の配置図(敷地内の建物配置図及び屋外広告物を明記したもの)
- (4) 申出者が法人であるときは、定款の写し又は登記事項証明書
- (5) 大津市特定旅館建築規制条例第7条の規定による判定通知書の写し

3. 事前審査後の変更

事前審査結果の通知があった後にその申出の事項を変更しようとするときは、あらかじめ保健所長と協議してください。

【届出に必要なもの】

○旅館業事前審査変更届出書(大津市旅館業指導要綱 様式第4号)

※変更事項が構造設備に関するときは、別紙「構造設備の概要」を添付してください。

○添付書類

変更内容を証する書面

※上記のほか、変更事項を協議するために必要な図書、図面

4. 許可の申請

旅館業営業を行おうとするときは、「旅館業許可申請書」に必要事項を記載の上、審査手数料(22,000円)を添えて、保健所長に申請する必要があります。

(許可申請は法令で定められており、許可を受けずに営業を行うことはできません。)

【申請に必要なもの】

○旅館業許可申請書(大津市旅館業法施行細則 様式第1号)

※申請書には申請者の押印(開設者が法人の場合は、登記された代表者印の押印が必要です)又は直筆署名が必要です。

※別紙「構造設備の概要」を添付してください。

○添付書類

- (1) 縮尺100分の1程度の立面図及び各階平面図
- (2) 営業施設の付近見取図(営業施設の位置、当該施設の敷地の周囲100メートル及び200メートルの距離を示す線並びに当該敷地の周囲おおむね300メートルの区域内にある法第3条第3項各号及び大津市旅館業法施行条例別表第2第5項第1号に掲げる施設の位置及び名称を明記したもの)
- (3) 施設の配置図(敷地内の建物配置図及び屋外広告物を明記したもの)
- (4) 申請者が法人であるときは、定款の写し又は登記事項証明書
- (5) 大津市特定旅館建築規制条例第7条の規定による判定通知書の写し
- (6) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第7条第5項に規定する検査済証の写し
- (7) 消防法令適合通知書の写し

※事前審査で提出済みの書類については、省略できる場合があります。

○検査手数料(22,000円)

5. 変更の届出

申請書に記載した事項(営業の種別を除く。)に変更が生じたとき(施設の名称が変わったとき、申請者の住所や氏名が変わったとき、施設の構造設備を変更したとき(軽微なものに限る。)等)は、10日以内に保健所長にその旨を届出してください。

【届出に必要なもの】

○旅館業(変更・停止・廃止)届出書(大津市旅館業法施行細則 様式第4号)

※届出書には届出者の押印(開設者が法人の場合は、登記された代表者印の押印が必要です)又は直筆署名が必要です。

○添付書類

- ・ 変更内容を明らかにする書類

6. 停止、廃止の届出

旅館業営業を停止又は廃止されたときは、10日以内に保健所長にその旨を届出してください。

【届出に必要なもの】

○旅館業(変更・停止・廃止)届出書(大津市旅館業法施行細則 様式第4号)

※届出書には届出者の押印(開設者が法人の場合は、登記された代表者印の押印が必要です)又は直筆署名が必要です。

○添付書類

- ・ 営業許可証(停止の場合は、営業許可証の写し)

7. 相続による承継承認の申請

旅館業の許可を受けた営業者が死亡した場合において、相続人が被相続人の営んでいた旅館業を引き続き営もうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後60日以内に保健所長に申請して承認を受ける必要があります。

【申請に必要なもの】

○旅館業営業承継承認申請書（相続）（天津市旅館業法施行細則 様式第3号）

※申請書には申請者の押印又は直筆署名が必要です。

○添付書類

- ・ 戸籍謄本
- ・ 相続人が2人以上ある場合には、相続人全員の同意書

○申請手数料（7,500円）

8. 合併・分割による承継承認の申請

旅館業の許可を受けて営業している法人が合併又は分割により営業者の地位を承継しようとするときは、あらかじめ保健所長に申請して承認を受ける必要があります。

【申請に必要なもの】

○旅館業営業承継承認申請書（合併・分割）（天津市旅館業法施行細則 様式第2号）

※申請書には申請者の押印（登記された代表者印の押印が必要です）又は直筆署名が必要です。

○添付書類

- ・ 合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該営業を承継した法人の定款の写し

○申請手数料（7,500円）

9. 営業再開の届出

営業者は、停止している営業の全部又は一部を再開しようとするときは、あらかじめ保健所長に届出する必要があります。

【届出に必要なもの】

○旅館業再開届出書（天津市旅館業法施行細則 様式第5号）

※届出書には届出者の押印（開設者が法人の場合は、登記された代表者印の押印が必要です）又は直筆署名が必要です。

○添付書類

- ・ 停止している営業の一部を再開する場合は、その再開しようとする部分を明らかにした図面

構造設備の基準

基準		根拠	ホテル	旅館	簡易宿所	下宿
玄 関 帳 場	宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他これに類する設備を有すること 《基準の特例＝規則 5-2》	令 1-1-(4) 令 1-2-(4)	△	△		
	宿泊者等が必ず通過する場所に設けること 《適用除外＝市条例 7》	市条例別表第 2 2-(1)	△	△		
	宿泊者等と直接面接できる構造であること 《適用除外＝市条例 7》	市条例別表第 2 2-(2)	△	△		
善 良 の 風 俗 保 持	当該施設の設置場所が法第 3 条第 3 項各号に掲げる施設（学校等）の敷地の周囲おおむね 100m の区域内にある場合には、当該学校等から客室又は客にダンス若しくは射幸心をそそるおそれがある遊技をさせるホールその他の設備の内部を見通すことをさえぎることができる設備を有すること	令 1-1-(10) 令 1-2-(9)	○	○		
	善良の風俗が害されるような文書、図画その他の物件を営業の施設に掲示し、又は備え付けないこと	令 3-1-(1)	○	○	○	○
	善良の風俗が害されるような広告物を掲示しないこと	令 3-1-(2)	○	○	○	○
	市条例別表第 1、5-(1)[他の 11 法令に規定する施設の敷地の周囲 200m の区域内]又は 5-(2)[都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する商業地域以外の地域]に掲げる区域等において					
	外壁、屋根、広告物その他の外観は、周囲の善良な風俗を害することのないよう、意匠等が著しく奇異でなく、かつ、周囲の環境に調和するものであること	市条例別表第 2 5-(1)	○	○	○	○
施設の外部には、性的好奇心を著しくそそるおそれのある内容を表示する広告物を備え付けないこと	市条例別表第 2 6	○	○	○	○	

※ △印は特例施設（季節的に使用される施設等）には、適用しない。

▲印は特例施設（季節的に使用される施設等）には、適用しないことができる。

構造設備の基準

基準		根拠	ホテル	旅館	簡易宿所	下宿	
客室	室数	ホテル営業 10室以上	令1-1-(1)	△			
		旅館営業 5室以上	令1-2-(1)		△		
	客室床面積	洋式客室 各9㎡以上	令1-1-(2)イ 令1-2-(3)	△	△		
		和式客室 各7㎡以上	令1-2-(2) 令1-1-(3)	△	△		
	必要床面積	簡易宿所客室 延べ33㎡以上	令1-3-(1)			△	
		簡易宿所の小部屋の床面積は、客室全体の床面積の1/2以下 (小部屋の床面積は、5㎡以上)				○	
	必要床面積	洋式客室 (寝台使用) 4.5㎡/人以上	市条例別表第13-(1)	○	○		○
		和式客室 (寝台不使用) 3.3㎡/人以上	市条例別表第13-(1)	○	○		○
		簡易宿所 寝台不使用 2.5㎡/人以上 寝台使用 3.0㎡/人以上 (階層式寝台 4.5㎡/2人以上)	市条例別表第13-(2)			○	
	位置	地階に設けないこと (前面に空地がある等衛生上支障のない場合を除く)	市条例別表第21-(1)	△	△	△	△
寝台	階層式寝台を有する場合は、上段と下段の間隔は、おおむね1m以上であること	令1-3-(2)			○		
	階層式寝台を有する場合は、その層数は2層までとすること	市条例別表第32			△		
洋室の設備	寝具は、洋式のものであること	令1-1-(2)ロ 令1-2-(3)	○	○			
	出入口及び窓は、かぎをかけることができるものであること	令1-1-(2)ハ 令1-2-(3)	○	○			
	出入口及び窓を除き、客室と他の客室、廊下等との境は、壁造りであること	令1-1-(2)ニ 令1-2-(3)	○	○			
和室	他の客室、廊下等とは、壁、ふすま、障子又はこれらに類するものを用いて区画すること	市条例別表第21-(2)	○	○	○	○	
暖房	当該施設の規模に応じた適当な暖房の設備があること	令1-1-(8)	▲				
採光	窓その他の開口部で採光に有効な面積は、その客室の床面積の1/10以上とすること (和室にあっては、ふすま、障子その他随時開放することができるもので仕切られた2室は、1室とみなす)	市条例別表第21-(3)	△	△	△	△	
換気	窓その他の開口部で換気に有効な面積は、適当な換気装置がある場合その他宿泊者の衛生上支障がない場合を除き、その客室の床面積の1/20以上とすること	市条例別表第21-(4)	△	△	△	△	

※ △印は特例施設 (季節的に使用される施設等) には、適用しない。

▲印は特例施設 (季節的に使用される施設等) には、適用しないことができる。

構造設備の基準

基準		根拠	ホテル	旅館	簡易宿所	下宿
浴室	宿泊者の需要を満たすことができる適当な数の洋式浴室又はシャワー室を有すること	令1-1-(6)	▲			
	当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる規模の入浴設備を有すること	令1-2-(6) 令1-3-(4) 令1-4-(2)		▲	▲	○
	床面及び浴槽の底面は、排水を容易に行うことができるよう適当なこう配を設け、かつ、清掃が容易に行うことができる構造とすること	市条例別表第23-(1)	△	△	△	△
	循環ろ過器の設置					
	ろ過器は、十分なる過能力を有するものとし、ろ過器の前に集毛器を設けること	市条例別表第23-(2)ア	△	△	△	△
	ろ材の交換を適切に行うことができる構造である場合を除き、ろ材を十分に逆洗浄できる構造とすること	市条例別表第23-(2)イ	△	△	△	△
屋外浴槽を設ける場合には、屋外浴槽内の湯水が循環ろ過装置を経ずに屋内浴槽内の湯水に直接混入しない構造とすること	市条例別表第23-(3)	△	△	△	△	
気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備を設置する場合は、当該設備の空気取入口から土ぼこりが入らないような構造とすること	市条例別表第23-(4)	△	△	△	△	
洗面設備	宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること	令1-1-(7) 令1-2-(7) 令1-3-(5) 令1-4-(3)	○	○	○	○
便所	適当な数の便所を有すること	令1-2-(8) 令1-3-(6) 令1-4-(4)		○	○	○
	便所は、水洗式であり、かつ、座便式のものがあり、共同用のものにあつては、男子用及び女子用の区分があること	令1-1-(9)	▲			
	便所には、流水式の手洗設備を設けること	市条例別表第24	△	△	△	△
その他	適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること	令1-1-(5) 令1-2-(5) 令1-3-(3) 令1-4-(1)	○	○	○	○

※ △印は特例施設（季節的に使用される施設等）には、適用しない。

▲印は特例施設（季節的に使用される施設等）には、適用しないことができる。

維持管理の基準

基準		根拠	ホテル	旅館	簡易宿所	下宿
寝具	布団及び枕には、清潔な敷布、布団カバー及び枕カバーを用いること	市条例別表第14-(1)	○	○	○	○
	寝衣、敷布、布団カバー及び枕カバーは、宿泊者ごとに交換し、洗濯すること	市条例別表第14-(2)	○	○	○	○
	布団、枕、毛布等は、常に清潔に保ち、適当な方法により湿気を除くこと	市条例別表第14-(3)	○	○	○	○
浴室	共同浴室にあっては、使用中は浴槽を湯水で満たしておくこと	市条例別表第15-(1)	○	○	○	○
	浴槽水並びに給水湯栓及びシャワー設備から供給される湯水は、清浄に保つこと	市条例別表第15-(2)	○	○	○	○
	給水湯栓等から供給される湯水が水道法第4条に規定する水質基準に適合していないときは、入浴者の見やすい場所に飲用に適さない旨の表示をすること	市条例別表第15-(3)	○	○	○	○
	浴槽は、毎日完全に換水し、清掃すること（循環ろ過器を使用する場合は、1回/週以上完全に換水し、浴槽の清掃及び消毒すること）	市条例別表第15-(4)	○	○	○	○
	貯湯槽内の湯水は、その温度を摂氏60度以上に保つこと（塩素系薬剤により消毒されている等の場合を除く）	市条例別表第15-(5)	○	○	○	○
	循環ろ過器を使用する場合					
	ろ過器は、1回/週以上逆洗浄等を行い、ろ材に付着した生物膜等の汚れを除去するとともに、内部を消毒すること	市条例別表第15-(6)ア	○	○	○	○
	浴槽水を循環させるための配管は、必要に応じて清掃及び消毒をすること	市条例別表第15-(6)イ	○	○	○	○
	浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度を0.2mg/l以上に保つこと（塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒を併用することでも可）	市条例別表第15-(6)ウ	○	○	○	○
	1回/年（気泡発生装置等を有する浴槽又は屋外の浴槽内の湯水を循環させる場合は、2回/年）以上レジオネラ属菌検査を定期的に行い、その結果を3年間保管すること	市条例別表第15-(6)エ	○	○	○	○
回収槽内の湯水は、浴用に供しないこと（回収槽内の清掃及び消毒を十分に行い、かつ、回収槽内の湯水を塩素系薬剤により消毒する場合を除く）	市条例別表第15-(7)	○	○	○	○	
洗面	洗面所には、飲用に適する湯又は水を十分に供給すること	市条例別表第16	○	○	○	○
名簿	宿泊者名簿を備え、これに宿泊者の氏名、住所、職業その他の事項を記載すること	法6-1	○	○	○	○
その他	施設及びその周囲は、常に清潔に保つこと	市条例別表第11	○	○	○	○
	衛生上有害な昆虫及びねずみの発生及び侵入を防止し、必要に応じその駆除を行うこと	市条例別表第12	○	○	○	○
	宿泊者の衛生に必要な措置について適正な管理を行うため、施設又はその部門ごとに、管理責任者を定めること	市条例別表第17	○	○	○	○

参考

[根拠法令]

《旅館業法》

第3条 旅館業を営もうとする者は、都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長。第9条の2を除き、以下同じ。）の許可を受けなければならない。ただし、ホテル営業、旅館営業又は簡易宿所営業の許可を受けた者が、当該施設において下宿営業を営もうとする場合は、この限りでない。

[基準法令]

《旅館業法》

第3条 （略）

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があった場合において、その申請に係る施設の構造設備が政令で定める基準に適合しないと認めるとき、当該施設の設置場所が公衆衛生上不適当であると認めるとき、又は申請者が次の各号の一に該当するときは、同項の許可を与えないことができる。

（以下、略。）

3 第1項の許可の申請に係る施設の設置場所が、次の各号に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。以下同じ。）の周囲おおむね100メートルの区域内にある場合において、その設置によって当該施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがあると認めるときも、前項と同様とする。

（以下、略。）

第4条 営業者は、営業の施設について、換気、採光、照明、防湿及び清潔その他宿泊者の衛生に必要な措置を講じなければならない。

2 前項の措置の基準については、都道府県が条例で、これを定める。

（以下、略。）

《旅館業法施行令》

第1条 旅館業法（以下「法」という。）第3条第2項の規定によるホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

（以下、略。）

2 法第3条第2項の規定による旅館営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

（以下、略。）

3 法第3条第2項の規定による簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

（以下、略。）

4 法第3条第2項の規定による下宿営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

（以下、略。）

第2条 ホテル営業、旅館営業又は簡易宿所営業の施設のうち、季節的に利用されるもの、交通が著しく不便な地域にあるものその他特別の事情があるものであつて、厚生労働省令で定めるものについては、前条第1項から第3項までに定める基準に関して、厚生労働省令で必要な特例を定めることができる。

《旅館業法施行規則》

第5条 旅館業法施行令（昭和32年政令第152号。以下「政令」という。）第2条に規定する施設は、次のとおりとする。

（以下、略。）

《大津市旅館業法施行条例》

第3条 法第4条第2項の条例で定める措置の基準は、別表第1のとおりとする。

（別表第1、略。）

第5条 旅館業法施行令（昭和32年政令第152号。以下「政令」という。）第1条第1項第11号の条例で定めるホテル営業の施設の構造設備の基準及び同条第2項第10号の条例で定める旅館営業の施設の構造設備の基準は、別表第2のとおりとする。

（別表第2、略。）

第6条 政令第1条第3項第7号の条例で定める簡易宿所営業の施設の構造設備の基準及び同条第4項第5号の条例で定める下宿営業の施設の構造設備の基準は、別表第3のとおりとする。

（別表第3、略。）

第7条 前2条の規定は、旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号）第5条第1項各号に掲げる施設については、適用しない。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。

○飲食店営業

第1 共通基準(すべての業種に適用する基準)

- 1 営業施設は、そのための専用施設とし、かつ、住居その他営業施設以外の場所と適当な方法で区画すること。
- 2 営業施設は、清潔な場所に位置すること。ただし、衛生上必要な措置が講じられている場合は、この限りでない。
- 3 営業施設は、食品取扱量に応じ、必要な広さを有すること。
- 4 営業施設には、ねずみ族、昆虫等の侵入を防止する設備を設けること。
- 5 作業場には、換気を十分に行うことができる設備を設けること。
- 6 作業場の天井等は、清掃しやすく、かつ、ほこりが落下しない構造であること。
- 7 作業場の内壁は、清掃しやすい構造であって、かつ、水を使用する場所にあつては、床からおおむね1.2メートルまでの部分は耐水性材料のものであること。
- 8 作業場の床は、耐水性材料のもので、清掃しやすい構造であって、かつ、水を使用する場所にあつては、良好に排水することができる構造であること。
- 9 作業場には、原材料、食品、器具および容器を洗浄するのに十分な大きさの洗浄設備を設けること。ただし、包装された食品の販売のみを行う場合等原材料、食品、器具および容器の洗浄を必要としない場合は、この限りでない。
- 10 作業場の排水溝は、耐水性材料のものであって、かつ、清掃しやすい構造であること。
- 11 作業場には、明るさを十分に確保することができる設備を設けること。
- 12 作業場(作業場を有しない営業施設にあつては、当該営業施設)には、流水式で手指の消毒剤を備えた手洗い専用の設備を設けること。
- 13 作業場には、器具を衛生的に保管することができる設備を設けること。
- 14 作業場には、飲用に適する水を豊富に供給することができる設備を設けること。
- 15 冷蔵もしくは冷凍を行う設備または殺菌のための加熱もしくは加圧を行う設備には、温度計、圧力計その他必要な計器が見やすい位置に設置されていること。
- 16 営業施設には、十分な容量およびふたを有し、かつ、汚液および汚臭の漏れない構造の廃棄物の容器で、容易に洗浄することができるものを備えること。
- 17 営業施設には、添加物を取り扱う場合には、専用の保管設備を設け、計量器を備えること。
- 18 便所は、作業場の清潔保持に影響を与えない構造であって、かつ、流水式で手指の消毒剤を備えた手洗設備を備えること。

第2 業種別基準(業種ごとに適用する基準)

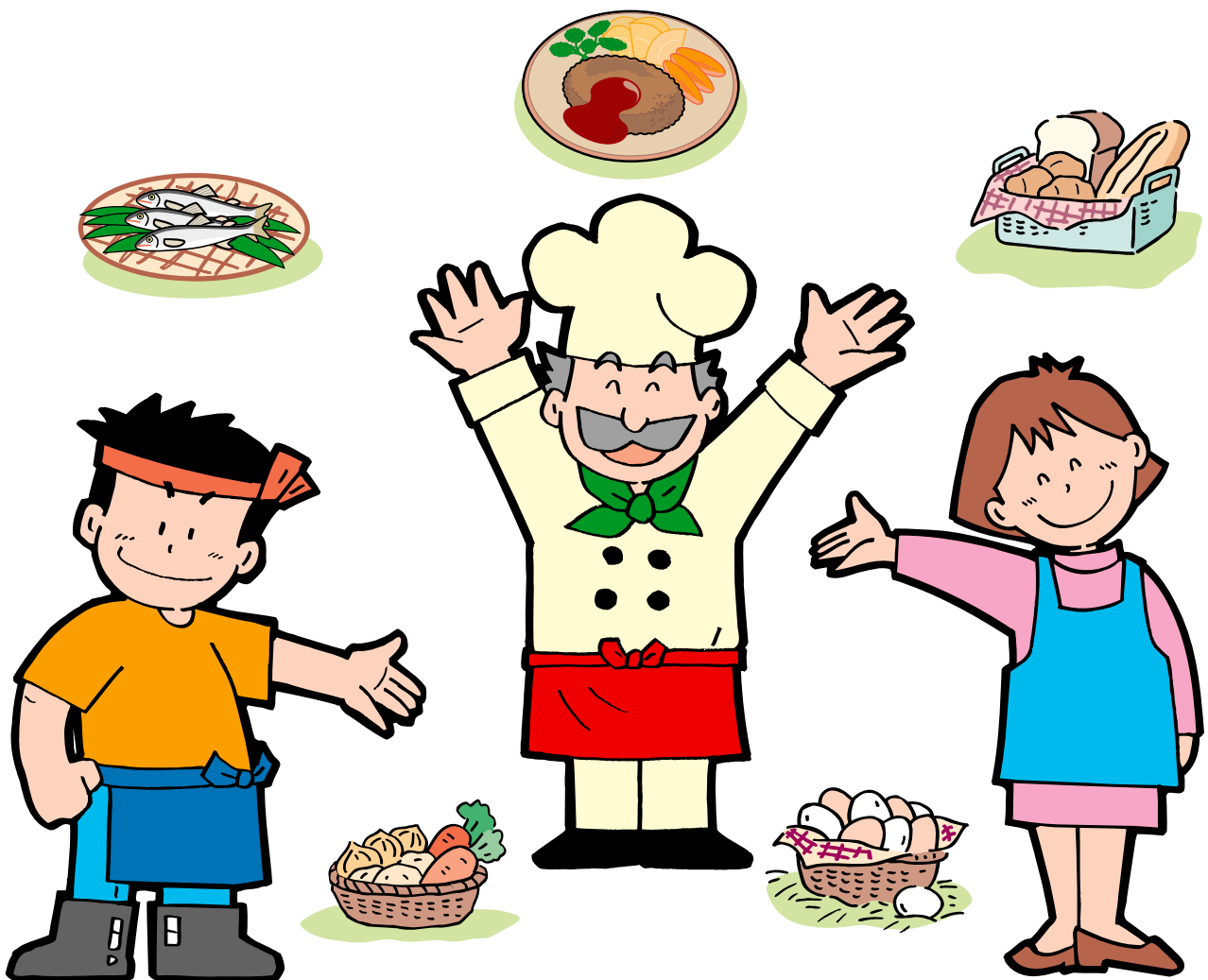
- 1 営業施設には、原材料置場および調理場ならびに必要な応じて下処理場を設けるほか、仕出し屋にあつては放冷場、弁当屋にあつては放冷場および包装場を設けること。
- 2 原材料置場、調理場および下処理場は、客席と区画すること。
- 3 調理場には、食品を保存するのに十分な大きさの冷蔵設備を設けること。
- 4 調理場には、洗浄のための給湯設備を設けること。
- 5 第1の9の項の洗浄設備は、流しが2槽以上となること。ただし、器具を自動的に洗浄する設備を設ける場合、または加熱等のみを行う場合で衛生上支障がないと認められるときは、この限りでない。
- 6 下処理場には、下処理用流しを設けること。
- 7 放冷場には、放冷設備を設けること。
- 8 前各号に定めるもののほか、生食用食肉(牛の食肉(内臓を除く。))であつて、生食用として販売するものをいう。以下同じ。)の加工を行う場合にあつては次に掲げる基準に、生食用食肉の調理のみを行う場合にあつては次のアからウまでに掲げる基準に、それぞれ適合すること。
 - ア 生食用食肉を取り扱う場所は、他の場所と明確に区分すること。
 - イ 生食用食肉を取り扱う場所には、器具の洗浄および消毒ならびに手指の洗浄および消毒に必要な専用の設備を設けること。
 - ウ 生食用食肉が接触する設備および器具は、それぞれ専用のものとする。
 - エ 生食用食肉を取り扱う場所には、殺菌のための加熱を行う専用の設備および専用の冷却設備を設けること。

食品営業許可を受けるには？

営業許可とは……

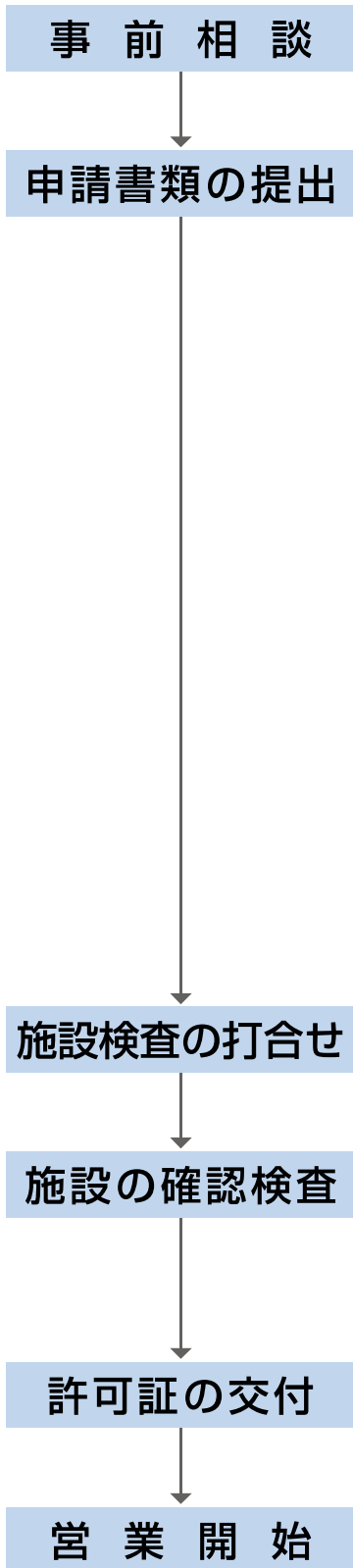
飲食店営業、魚介類販売業、乳類販売業、食肉販売業、菓子製造業などの34業種の営業は、食品衛生法に基づく保健所長の許可が必要です。

この許可は、営業者が保健所長に営業許可を申請し、お店が施設基準に合致していれば認められます。



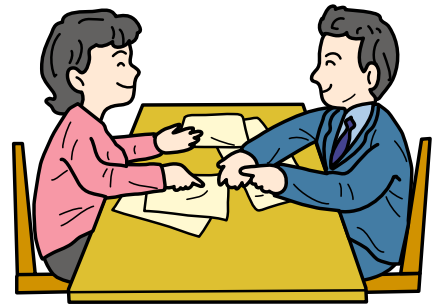
手続の流れ

(日程は目安です)



約1か月前

10日~2週間前



許可申請に必要な書類等

ア 営業許可申請書

イ 営業設備の大要(施設の平面図)

記載例を参考に、指定の用紙に記載してください。

ウ 営業許可申請手数料

現金でご用意ください。

例) 飲食店営業	16,000円	乳類販売業	9,600円
魚介類販売業	9,600円	食肉販売業	9,600円
菓子製造業	14,000円		

エ 井戸水等(上水道又は簡易水道以外の水)を使用される場合

飲用適であることを証明する水質検査成績書を添付してください。

施設検査の打合せ

1週間前

施設の確認検査

3日前

(お店は、この時までには内装も含めて)
完成している必要があります。)

許可証の交付

1日前

営業開始

営業許可証を店内の見やすい
場所に掲示してください。



申請書の記載例

様式第3号 (第6条関係)

(あて先)
大津市保健所長

〇年△月□日

〒520-XXXX
申請者 住所 大津市〇〇町一丁目1-1
TEL077-XXX-XXXX
氏名 大津 太郎 様
(〇〇年△△月□□日生)
(法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)

営業許可 (新規・継続) 申請書

食品衛生法第52条第1項の規定により、次のとおり申請します。

営業所の所在地	〒520-XXXX 大津市〇〇町一丁目1-1 TEL077-XXX-XXXX	
営業所の名称等	レストラン大津	
営業設備の大要	別紙のとおり	
許可番号及びその年月日	営業の種類	備 考
	飲食店営業 (レストラン)	
申請者の欠格事項	(1) 食品衛生法又は同法に基づく処分を受けた日から起算して2年を経過しないこと。	なし
	(2) 食品衛生法第54条から第56条までの規定により許可を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しないこと。	なし
食品衛生責任者	氏名 大津 太郎	資格 調理師

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
 2 許可番号及びその年月日の欄は、継続許可の場合のみ現に受けている許可の番号及びその年月日を記載すること。
 3 申請者の氏名の欄は、記名し押印することに代えて、署名することができる。
 4 申請者の欠格事項の欄は、法人にあってはその業務を行う役員を含むものとし、当該事項がないときは「なし」と記載し、あるときはその内容を記載すること。
 5 添付書類
 (1) 新規の場合 上水道又は簡易水道以外の水を使用する場合は、水質検査成績書
 (2) 継続の場合 現在の営業許可証

法人の場合は、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者名を記載してください。

営業の種類欄に業種を記載し、()内に取り扱種目を記載してください。

飲食店営業の場合

(一般食堂、レストラン、すし屋、めん類食堂、仕出し屋、給食、そうざい屋、弁当屋、旅館、簡易飲食店、スナック、軽食喫茶など)

菓子製造業の場合

(菓子製造、パン製造)

食肉販売業の場合

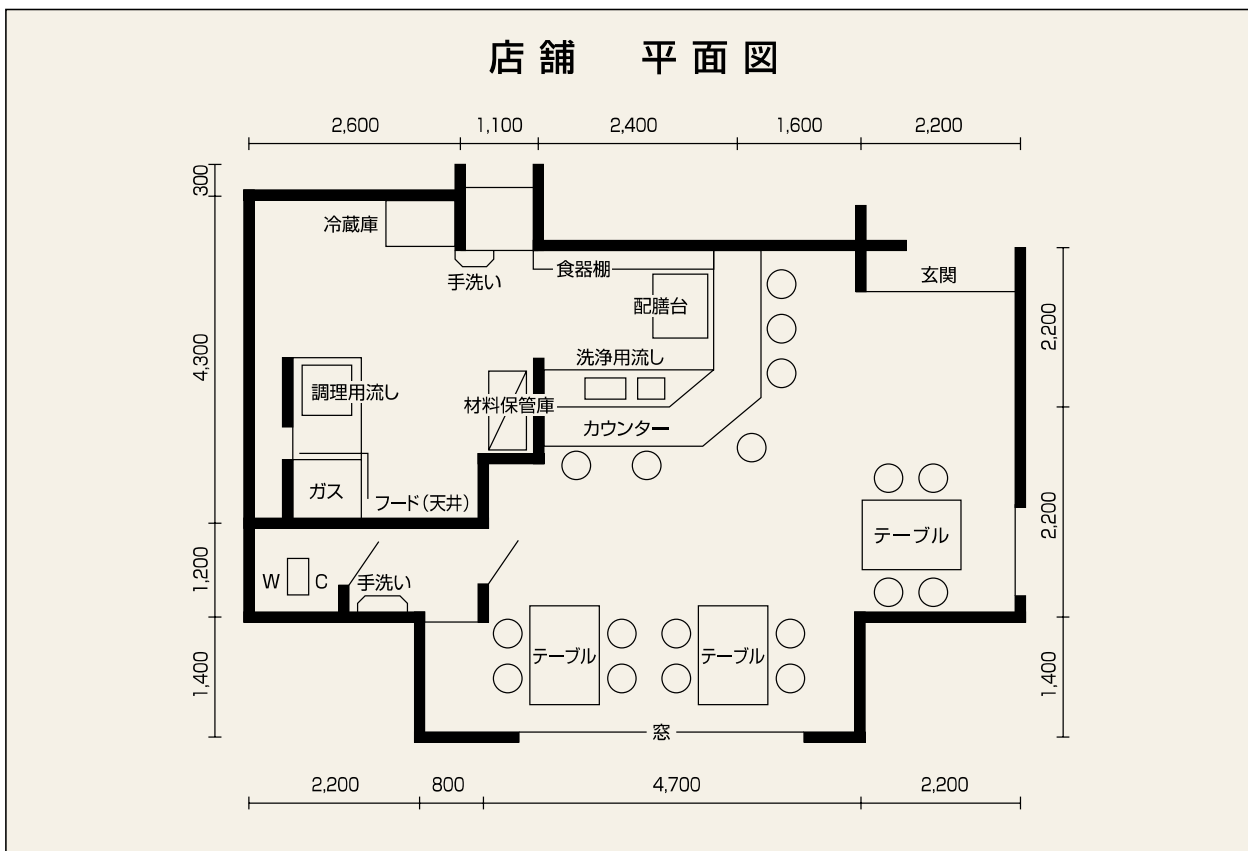
(獣肉販売、鳥肉販売)

「申請者の欠格事項」の欄は、法人にあってはその業務を行う役員を含むものとし、当該事項がないときは「なし」と記載し、あるときはその内容を記載してください。

「食品衛生責任者」の資格については、次の中から選んで記載してください。なお、資格を証する書面を申請の際に提示してください。

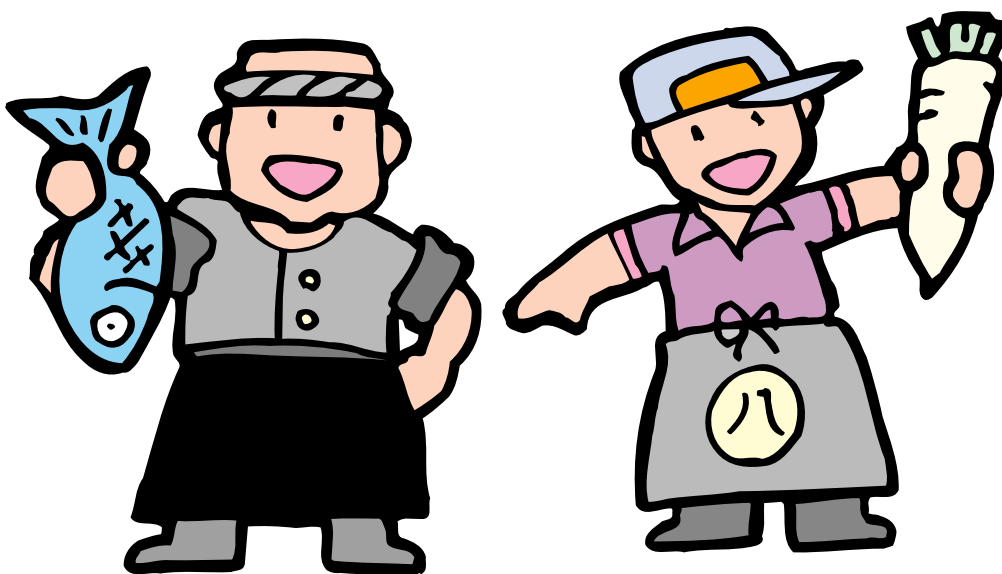
- 栄養士 調理師 製菓衛生師
- 食品衛生責任者養成課程の修了
- 食鳥処理衛生管理者 船舶料理士

営業設備の大要（施設の平面図）



設計図を縮小し、貼付しても結構です。

ただし、設備の配置などが明確に分かるものに限ります。



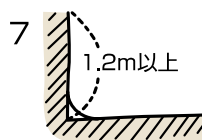
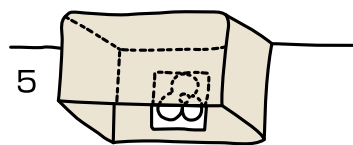
～施設基準に合致していますか～

共通基準

食品衛生法の許可が必要なすべての営業に共通する施設基準で、次の項目全てを満たす必要があります。

チェック欄

- 1 専用施設とし、住居等と区画すること。
- 2 清潔な場所であること。
- 3 食品取扱量に応じた広さであること。
- 4 ねずみ、昆虫等の侵入を防止する設備を設けること。
- 5 換気を十分に行うことのできる設備を設けること。
- 6 天井等は掃除しやすく、ほこりが落下しないこと。
- 7 水を使用する場所の内壁材質は、床面から1.2mまでの部分は耐水性であること。
- 8 床は耐水性材料で、水を使用する場所は排水が良好であること。
- 9 食品、器具等を洗浄するために十分な大きさの洗浄設備を設けること。
- 10 排水溝は耐水性で、掃除しやすいこと。
- 11 明るさを十分に確保することができる設備を設けること。
- 12 作業場と便所には、
流水式で
消毒剤を備えた
手洗い専用の設備を設けること。
- 13 器具を衛生的に保管できる設備を設けること。
- 14 飲用に適する水を豊富に供給すること。
(水道水以外は水質検査が必要)
- 15 温度計や圧力計は機器の見やすい位置に備えること。
- 16 ゴミ容器はフタ付きで、
掃除しやすく
汚水や臭いが漏れないこと。
- 17 添加物を使用する場合は、
専用の保管設備、計量器を備えること。
- 18 便所は、作業場の衛生保持に影響を与えない
構造であること。



センサー式または
フットペダル式が
望ましい



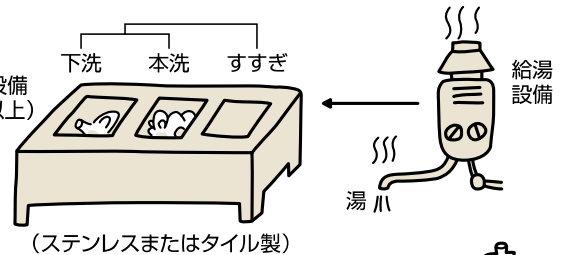
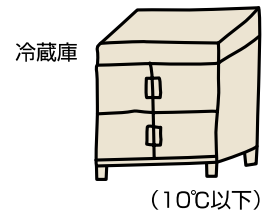
業種別基準

共通基準以外に、業種ごとに必要な施設基準が定められています。

飲食店営業

チェック欄

- 1 原材料置場、調理場を設けること。
- 2 必要に応じて下処理場を設けること。
- 3 仕出し屋には放冷場、
弁当屋には放冷場と包装場を設けること。
- 4 原材料置場、調理室、下処理場は客席と区画すること。
- 5 調理場には、十分な大きさの冷蔵設備を設けること。
- 6 調理場には、洗浄のための給湯設備を設けること。
- 7 洗浄設備は、流しが2槽以上あること。
ただし、食洗機は1槽と認めます。
また、衛生上支障がないと
認められるときは1槽で構いません。



- 8 下処理場を設ける場合は、下処理場に流しを設けること。
- 9 放冷場を設ける場合は、放冷設備を設けること。

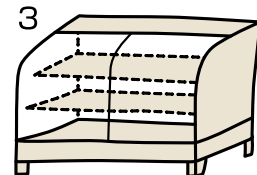


- 仕出し屋とは…客の求めに応じて食品を調理し、客のところを持ち込む営業です。
- 弁当屋とは……客の求めに関係なく、弁当を調理、加工し販売する営業です。

菓子製造業

チェック欄

- 1 原材料置場、製造場、製品置場を設けること。
- 2 必要に応じて、下処理場を設けること。
- 3 取扱品目に応じて、冷蔵設備を設けること。
- 4 取扱品目に応じて、製造場に発酵設備、殺菌設備、
冷却設備、包装設備を設けること。



- 菓子製造業とは… ケーキ、あめ、せんべい等の菓子を製造する営業をいいます。
また、パン製造業も含まれます。
なお、調理パンは飲食店営業の許可が必要です。

乳類販売業

チェック欄

- 1 販売場を設けること。
- 2 必要に応じて空瓶置場を設けること。
- 3 販売場には、冷蔵設備を設けること。
ただし、常温保存可能品のための販売の場合は不要。

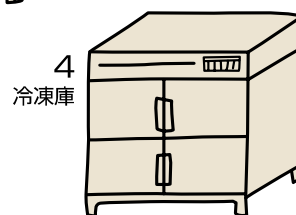
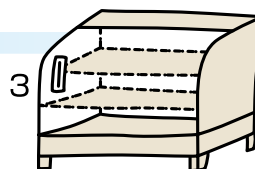


- 乳類販売業とは… 直接飲用される牛乳、山羊乳、乳飲料を販売する営業をいいます。
催事等における立ち売りも対象となります。

食肉販売業

チェック欄

- 1 食肉置場、販売場を設けること。
- 2 食肉処理を行う場合は、処理場を設けること。
- 3 食肉置場、販売場には冷蔵設備を設けること。
- 4 取扱品目に応じて、食肉置場、販売場に冷凍設備を設けること。

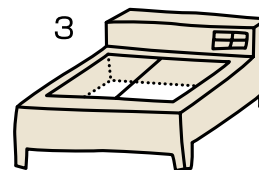


- 食肉販売業とは… 牛、豚、鳥などの生肉(骨および臓器を含む)を販売する営業をいいます。
許可を受けた食肉販売業者から食肉を細断包装したものを購入し、保管し、注文配達する場合も対象となります。

魚介類販売業

チェック欄

- 1 販売場を設けること。
- 2 必要に応じて、下処理場、生食用魚介類取扱場、空箱置場を設けること。
- 3 販売場には、必要に応じて、冷蔵設備または冷凍設備を設けること。



- 魚介類販売業とは… 店舗を設け、生鮮魚介類を販売する営業をいいます。

食品営業許可が必要な34業種	新規許可の手数料	継続許可の手数料
(1) 飲食店営業	16,000円	12,600円
(2) 喫茶店営業	9,600円	7,600円
(3) 菓子製造業	14,000円	11,000円
(4) あん類製造業	14,000円	11,000円
(5) アイスクリーム類製造業	14,000円	11,000円
(6) 乳処理業	22,000円	17,300円
(7) 特別牛乳搾取処理業	22,000円	17,300円
(8) 乳製品製造業	22,000円	17,300円
(9) 集乳業	9,600円	7,600円
(10) 乳類販売業	9,600円	7,600円
(11) 食肉処理業	22,000円	17,300円
(12) 食肉販売業	9,600円	7,600円
(13) 食肉製品製造業	22,000円	17,300円
(14) 魚介類販売業	9,600円	7,600円
(15) 魚介類せり売営業	22,000円	17,300円
(16) 魚肉ねり製品製造業	16,000円	12,600円
(17) 食品の冷凍又は冷蔵業	22,000円	17,300円
(18) 食品の放射線照射業	22,000円	17,300円
(19) 清涼飲料水製造業	22,000円	17,300円
(20) 乳酸菌飲料製造業	14,000円	11,000円
(21) 冰雪製造業	22,000円	17,300円
(22) 冰雪販売業	14,000円	11,000円
(23) 食用油脂製造業	22,000円	17,300円
(24) マーガリン又はショートニング製造業	22,000円	17,300円
(25) みそ製造業	16,000円	12,600円
(26) 醤油製造業	16,000円	12,600円
(27) ソース類製造業	16,000円	12,600円
(28) 酒類製造業	16,000円	12,600円
(29) 豆腐製造業	14,000円	11,000円
(30) 納豆製造業	14,000円	11,000円
(31) めん類製造業	14,000円	11,000円
(32) そうざい製造業	22,000円	17,300円
(33) 缶詰又は瓶詰食品製造業	22,000円	17,300円
(34) 添加物製造業	22,000円	17,300円

**食品の営業許可に関する相談、申請は、
大津市保健所 衛生課へお問い合わせください。**

大津市保健所 衛生課 食品衛生担当 ☎077-522-8427

(宛先)

大津市保健所長

〒
申請者 住所

TEL

ふりがな
氏名

(年 月 日生)

(法人にあっては、主たる事務所の所在地
並びに名称及び代表者の氏名)

営業許可新規申請書

食品衛生法第 52 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

営業所の所在地	〒 TEL	
営業所の名称等		
営業設備の大要	別紙のとおり	
許可番号及びその年月日	営業の種類	備考
申請者の欠格条項	(1) 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないこと。	
	(2) 食品衛生法第 54 条から第 56 条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しないこと。	

食品衛生責任者	氏名		資格	
---------	----	--	----	--

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。
- 2 許可番号及びその年月日の欄は、継続許可の場合のみ現に受けている許可の番号及びその年月日を記載すること。
- 3 申請者の欠格事項の欄は、法人にあってはその業務を行う役員を含むものとし、当該事実がないときは「なし」と記載し、あるときはその内容を記載すること。
- 4 添付書類
- (1) 新規の場合 上水道又は簡易水道以外の水を使用する場合は、水質検査成績書
 - (2) 継続の場合 現在の営業許可証
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

営業設備の概要

営業施設名称(屋号) _____

施設番号 _____

調理 室 ・ 作 業 場 ・ 販 売 場	設 備	内 容 説 明		様 式	水洗式・簡易水洗式・汲取り式			
	床	タイル・コンクリート・厚板・その他()	ドライ・ウェット	便	調理作業場からの距離 約 m			
	施 設 面 積	厨房面積: m ²	全体面積: m ²	所	防そ・防虫	有・無		
	周 壁	タイル・コンクリート・厚板・モルタル・その他()		手 洗	カラン・センサー式・足踏み式・レバー付 消毒薬(有・無)			
	天 井	板・その他()						
	防そ・ 防虫	窓	開閉(有・無) 網戸(有・無)		更衣室	有・無		
		出入口	網戸(有・無)		着 衣	作業衣(有・無)		
		排水溝	ふた(有・無)		従 事 者 数	人		
	換 気	フード付換気扇・換気扇・自然換気		調 製 食 数	食			
	採 光 照 明	蛍光灯・電球・その他()		客 席 数	席			
	給 水	水道(上水道・簡易水道・専用水道)・井戸・その他()		食 品 衛 生 責 任 者	氏 名			
	排 水	下水道・合併浄化槽・直接放流・その他() グリストラップ(有・無)				資 格	栄養士・調理師・養成課程修了・ その他()	
	専 用 手 洗	カラン・センサー式・足踏み式・レバー付 設置数() 消毒薬(有・無)						
	作 業 台	ステンレス・合成樹脂製・その他()		備 考	生食カキの取扱い(有・無)			
	熱 源	ガス・電気・石油・その他()			生食肉の取扱い(有・無)			
	食 器 具 の 消 毒	蒸気・熱湯・煮沸・薬物・消毒保管庫	消毒場所(場内・場外)		液卵の取扱い(有・無)			
	食 器 具 の 洗 浄	流し(ステンレス・タイル・コンクリート)	食器洗浄機(有・無)					
	流 し	_____ 槽						
冷 蔵 ・ 冷 凍 設 備	冷蔵庫(温度計 有・無) _____ 台	冷凍庫(温度計 有・無) _____ 台						
格 納	食器具戸棚・容器包装戸棚・製品戸棚・原料戸棚・添加物戸棚							
廃 棄 物 容 器	合成樹脂製・金属製・その他() ふた(有・無)							
温 度 計	調理場・作業場(有・無)							

審査基準整理票

処 分 名	営業の許可		
根拠法令名	食品衛生法 (昭和22年法律第233号)	(条項) 第51条	
基準法令名	滋賀県食品衛生基準条例 (平成12年滋賀県条例第54号)	(条項) 第4条第1項、第2項	
所 管 部 署	健康保険部 保健所衛生課 食品衛生グループ		
標準処理期間	7 日	法定処理期間	— 日
【審査基準】	滋賀県食品衛生基準条例 ・文書の名称 滋賀県食品衛生法等施行細則 大津市食品衛生営業許可等事務処理要領 ・掲載図書等 滋賀県例規集 ・内 容 <input type="checkbox"/> 全内容記載 <input checked="" type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載		
<p>滋賀県食品衛生基準条例の別表第2から別表第5に定める基準及び滋賀県食品衛生法等施行細則第6条に定める基準の細目並びに大津市食品衛生営業許可等事務処理要領(以下「要領」という。)に定める次の基準とする。</p> <p>1 営業許可全般に関する基準</p> <p>(1) 許可申請は、営業者自らが行うことが原則であるが、申請者から要領様式第1号の内容を満たす委任状が添付されている場合は、代理人申請を認めること。この場合、申請書の空欄に「申請代理人」と記載して、代理人の住所及び氏名(法人にあっては、事務所所在地及び名称並びに代理人の役職及び氏名)を記載し、押印すること。なお、委任状の有効期間は、特に定めのあるものを除き3ヶ月とすること。</p> <p>(2) 法人の申請者が申請書に押印する印鑑は、登記された代表者印とすること。</p> <p>(3) 申請書に記載する営業設備の概要については、原則として、要領様式第2号に必要事項を記入して添付すること。</p> <p>(4) 上水道又は簡易水道以外の水を使用する場合に許可申請書に添付する水質検査成績書は、申請日前概ね6ヶ月以内のものであり、水質検査の検査項目は、大津市飲用井戸等衛生対策要綱(平成21年4月1日施行)第6条第1号に定める11項目とし、これらの基準に適合していること。</p> <p>(5) 食品衛生責任者は、営業施設ごとに設置する必要があるが、同一営業者の同一敷地内や道路を挟んで向かい合う営業施設等で、同一の食品衛生責任者がそれぞれの施設の衛生管理を行うことに支障がないと認められる場合に限り兼務を認めること。</p> <p>(6) 自動販売機営業については、条例第2条第2項の規定により食品衛生責任者の設置を不要とすること。</p> <p>2 固定店舗営業に関する基準</p> <p>(1) 県条例第4条第2項の規定により、施設基準を適用しない営業形態及びその場合の許可に付す条件は、別表2のとおりとすること。</p> <p>(2) 県条例第4条第1項第1号に規定する各食品製造業の施設基準に定める「取扱品目に応じて」設けるべき設備の基準は、別表3のとおりとすること。また、「食品、添加物等の規格基準」(昭和34年厚生省告示第370号。以下「告示」という。)に製造基準等が定められている食品の製造等にあっては、基準に適合する能力を有す設備であること。</p> <p>(3) 取扱品目に応じて設けるべき全ての設備を有する施設以外の営業許可にあっては、「申請のあった取扱品目の製造に限る。」と許可の条件を付すこと。</p> <p>(4) 飲食店営業の許可における施設基準の取扱いは次のとおりとする。</p> <p>ア 下処理場は、調理工程において、土付き野菜の洗浄や未処理の魚介類の洗浄及びうろこ、内臓等の除去等を行う場合に設置が必要であること。</p>			

以降のページ、省略